

福井県文書館研究紀要

第 15 号

福井県文書館講演

真田信繁と大谷吉継、そして越前松平家 黒田 基樹 1

論 文

福井県下の連合国軍捕虜および捕虜収容所（敦賀・武生・大野）
..... 木村 亮 15

研究ノート

近世後期から明治期にかけての福井市街足羽山の茶屋・料亭
- 「晴嵐亭」「五嶽楼」を中心に - 柳沢美美子 43

文書館による資料所在確認調査について
- 2017年度の調査結果 - 三好 康太 55

資料紹介

福井藩と「御門前喧嘩一件」 堀井 雅弘 71

平成30年 3 月

福井県文書館

福井県文書館講演

真田信繁と大谷吉継、そして越前松平家

黒田 基樹*

はじめに

1. 戦国真田家とは
2. 真田信繁の実像

はじめに

みなさん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、駿河台大学に勤めております、黒田と申します。今日は短い時間ですけれど、よろしく申し上げます。今日、福井でお話をさせていただくわけですが、私は先ほどご紹介いただいたように、関東の戦国時代を中心に研究をしまして、25年くらい前から福井の越前松平文庫とか越葵文庫とかをよく調査に来ていました。越前松平家というのは関東の結城家を継いだ家として、多くの関東の武士が仕えていて、その関係の古文書を探しに福井までよく来ていたのですけれども、そういったところでお話をさせていただくということに関して、大変光栄に思っています。

今回の講演は、大河ドラマ「真田丸」にちなんでということで、私は時代考証を担当させていただいています。実はこの真田家についての研究というのは、30年前に「真田太平記」というのがNHKであったのですが、その時以来、ほとんど進んでいないというのが現状です。戦国大名とか豊臣時代の武将についての本格的な研究というのは、進んでいるところはごく一部であります。例えば大谷吉継の本格的な研究は本当にここ数年です。敦賀市立博物館の外岡慎一郎さんがされている以外はなく、今年の研究紀要で吉継の生涯というのがあげられていましたけれども、それ以前はほとんどないです。真田家についてもそうで、30年前に少し一般書が出たのですが、それ以降は研究というのはほとんど進んでいません。一部、上田の方とかで徐々に研究が進んでいたのですが、それをまとめたような本というのは出ていないです。今回「真田丸」が大河ドラマになるということで、多くの本が去年から出されてきたと思いますが、その中で、きちっと史料まであたって書かれている本というのは、時代考証をしている3人の本だけです。私とあともう2人、それぞれ3冊ずつくらい出しています。

大谷吉継に戻しますが、大谷吉継についてはよくわかりません。史料が非常に少ないということと、やはり豊臣時代の史料というのはほとんどまだ史料集に載ってない状況なのですね。だいたい歴史の史料集というのは自治体史とかたちで、ここですと『福井県史』というかたちでまとめられる場合があります。福井の場合は先見性があったのか、中・近世編という資料編を作っているのですが、

*駿河台大学法学部教授、NHK大河ドラマ「真田丸」時代考証担当

真田家自体の動向がわかるのは信繁の祖父の幸綱からです（図1）。それ以前はほとんどわかりません。幸綱がいて、父親の昌幸の代、その前に信綱というのが二代目にいるのですが、信綱が途中で戦死してしまうので、弟の昌幸が家督を継ぐという状況になります。それまではほとんど、存在はしていたのですが、具体的な動向というのは史料に出てこない存在になります。

次に、資料（図2）をご覧ください。東北の片隅の部分^{くにしゅう}が真田家の最初の領地ということになります。非常に小さな存在になります。

初代が幸綱で、2代目が信綱で、3代目が昌幸、4代目が信之ということになります。ドラマの主人公の信繁は真田家の当主ではなくて、庶子、昌幸の次男ということになります。

次に、真田家の存在について、真田家は当初、「国衆」という存在で、今回のドラマでも真田家のような存在を国衆という言葉で表現していますが、これはドラマとしては初めてです。大河ドラマ以前にもNHKの歴史番組に何回か出てはいますが、その時に国衆という言葉は使えなかったのです。今回の大河ドラマでは制作側が現在の最新の研究成果を反映したいということで国衆という言葉を使うようになりました。実はその国衆という言葉を使うようになったのは私で、25年くらい前からそういう存在を国衆と表現していて、研究の世界では一般化してきたものになり、それがドラマの世界でも採用されたということになります。

戦国時代にある一定領域を独立的に支配する領域権力、領主権力、これを国衆とっています。ただ、単独で存立することはできないので、どこかの戦国大名の配下に入って軍事的な保護を受けるという関係ですね。ドラマの中の真田もそうですし、その他木曾とか穴山とか小山田とか室賀とかも出てきたと思いますが、みな国衆なのですね。小さな独立国家を営んでいて、その上で強大な戦国大名に仕え、その保護の下で存立を果たしていく、そういう存在を国衆といます。今回は真田目線で戦国の戦乱を描くということで、昌幸がどの大名にくつつくのか、というところを描いています。逆に、その真田を従えるような上杉とか北条とか徳川というのが、真田の動向に振り回されています。そういうような描き方がされていたと思いますが、要するに戦国大名の勢力というのはそうした国衆をどれだけ味方にしていくかということで拡大したり、あるいは、裏切られることで縮小していったり、そういう国衆の取り合いみたいな状況が大名同士の戦争の内実であります。それを今回は国衆である真田目線で描くことで、大名が振り回されているような感じが表現できているというものになっていると思います。

その真田領の国衆から出発した真田家は、武田家に仕えてそのもとで台頭をしていくことになりま

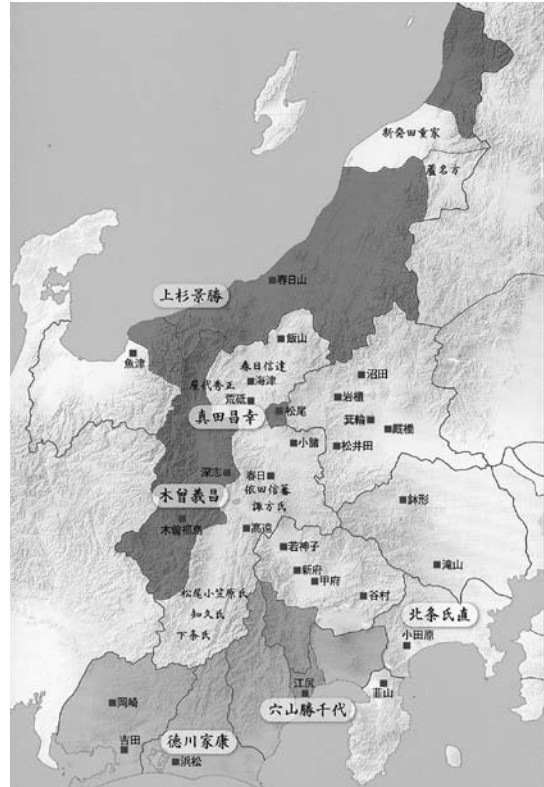


図2 「天正10年6月 本能寺の変翌日の勢力図」
(丸島和洋『図説真田一族』P60、2015年より)

ていたので、一人でも味方が欲しいということで、信用できるのではないですかと景勝に言って、景勝は信用して矢沢の服属を認めるのです。そうすると矢沢のバックには上杉がついてくるので北条は簡単に沼田領に侵攻できなかつた、そういう手を使いました。信濃では昌幸が上杉方の城を攻撃しているわけです。当時の人もわけがわからなかつたと思いますし、ドラマの中でもわけがわからないということができたと思いますが、本当にそういう複雑怪奇な状況にあって、それをくぐりぬけて展開していったのが真田の動向ということになります。

最終的に、天正18年の小田原合戦の結果、独立大名になります。当時の言葉としては「小名」で、学術的には独立した領域権力を大名とっていますので、豊臣時代の大名ということで「豊臣大名」と表現しています。秀吉政権のもとでその領地の大きさが確定されます。上田領が3万8000石、沼田領が2万7000石（図4）。次男の信繁は秀吉に人質に出された後に直臣にとりたてられて、昌幸から信繁に上田領の中から所領が多分与えられたのでしょうね。名目的には秀吉が与えたという形で1万9000石の所領を与えられています。一族全体では8万4000石、信濃の上田領、ちいさがた小諸郡と上野の沼田領あわせて8万4000石というような所領高として確定されています。これが真田家が豊臣時代になるまでの状況です。国衆から独立した「豊臣大名」まで成長しました。信濃にそれまでいた国衆達というのは全部、実は家康の家臣にされてしまって関東に移るのですが、信濃の生え抜きの領主で信濃に残ることができたのは真田だけになります。それは秀吉の直属の大名である立場が認められたからということですね。

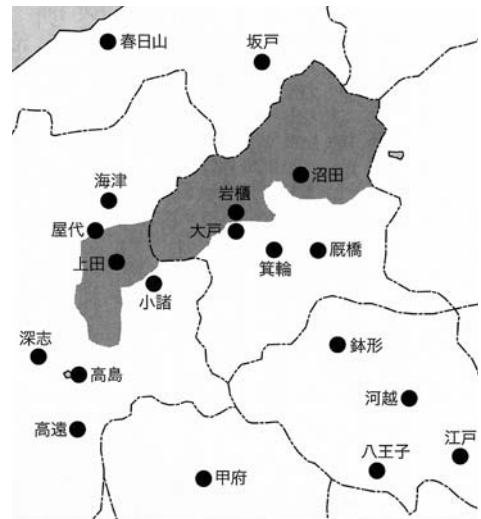


図4 「上田と沼田の領域図」
(丸島和洋氏作成の図を元に作成、拙著『真田信之』P97、2016年より)

2. 真田信繁の実像

次に、主人公の真田信繁の実像ということですが、真田信繁については先ほどもお話したように、30年前までの研究ではほとんど大坂の陣の動向しかわかっていませんでした。近世真田家にも記録があるのですが、少しずつしか出てこなくてほとんどが大坂の陣の話です。関ヶ原と大坂の陣ばかりということになります。ちょうど2年くらい前から「真田丸」の準備が始まって、我々時代考証は一から史料を集めて点検を始めました。ストーリーのための素材提供をしなければいけない。実はそういう中で新しい事実というのがいくつか発見されました。それが今回、いくつか反映されているところがあります。

まずは、生まれ年ですが、実は真田信繁は生まれ年ははっきりしていません。近世真田家で一番よく使われているのは永禄10年（1567）生まれです。今回のドラマでもその通説をとっています。これは兄の信之からすると一歳年少ということなのですが、これが通説としてあって、ドラマを準備する段階ではこの通説で出発しました。しかし、その後我々が検討していくと、この通説はちょっとおか

しいなということになりました。現在私は元亀3年（1572）生まれだろうと思っています。通説と比べると、6歳年少ということですね。大坂の陣で戦死した時には43歳。通説ですと49歳ということになるのですが、43歳くらいの年齢だったのではないかとと思っています。しかしそれも確定できているわけではないです。意外と有名人であっても何年生まれなのかわかっていないことが多いです。

信繁の存在が最初に確認されるのが、天正10年、天正壬午の乱での動向で、ドラマの中で滝川につかまって木曾に送られたという話があったと思いますが、これは確認された史実を取り入れたものになっています。信繁について最初に確認されるのは、滝川に人質に出されてその後木曾義昌に預けられていて木曾にいたという事実になります。それがわかったのが去年の3月くらいの話です。実はちょうどその頃の回を準備している時になります。脚本が出来てくる段階でその話がわかってそれを取り入れようと思って、時間的に無理かもしれないということだったのですが、三谷幸喜さんがその事実がおもしろいということでああいう形で作劇に取り込んだということになります。それまでにはわかっていなかった事実だったのです。それが木曾義昌のところに入質として置かれていたことがわかって、それをもとに作劇をしたことになります。次にわかるのが、3年後、真田家自体が上杉氏に従属した後、上杉家から所領を与えられていてその所領をさらに自分の家臣に与えていたという動向です。その後、上杉に対して人質として送られていることですね。ドラマでは時間が前後する作劇をしています。実際に上杉に人質として送られたことは間違いのないことになります。その後、これは推定ですけども、天正15年2月に真田昌幸が秀吉に従属をします。その時に人質として送られたことです。昌幸が秀吉に従属した時期も正月なのか2月なのか3月なのかで諸説があるのですが、これも検討していく中で2月が正しいということでドラマでも2月でいっております。

秀吉のもとに入質で送られた後、ドラマではすぐに御馬廻衆にとりたてられることになっているのですが、これは作劇上の都合になります。しかし、実際に信繁自体は御馬廻衆になっています。これも準備の過程でわかったことになります。具体的な事実としては文禄元年（1593）、これは文禄の役ですね。朝鮮出兵の段階で、秀吉自身が肥前の名護屋城に出馬しているのですが、そこで秀吉の馬廻衆として名護屋城の三ノ丸在番衆の中に「真田源次」という名前が見えます。これで信繁が馬廻衆で、秀吉の直臣であったということがわかったわけです。これをもとにドラマでは秀吉に入質として送られた直後に直臣としてとりたてられたという設定をしたというわけです。これも先ほどの例と同じなのですが、準備の段階で信繁を秀吉の側に置きたいとプロデューサーが言うのです。秀吉の時代ですから話の中心はどうしても秀吉になってしまいます。話の中心に主人公を置くというのは、今まで大河ドラマでやっていた常套手段です。江がなぜか清洲会議に出ている、黒田官兵衛とか山内一豊がいつも重要な会議に出ている、そんなのありえないのです。ただ主人公と話の中心をずらしてしまうとドラマとしてはつまらないといえますか、分散されてしまいます。典型的なのは、「八重の桜」の時の京都と会津の二元中継です。そういう状況は避けたいということで必ず主人公を話の中心に置きます。そういうわけで信繁も秀吉の側に置かなければならないといったときに、実は信繁は文禄期以降は秀吉の馬廻衆だったので、それ以降は堂々と秀吉の側にいますよと話しました。それを少し遡って作劇をしたということです。そういう設定をした後にネットかなにかで三谷さんに対して、そういうのは違反ではないか、直臣になるのはおかしいのではないか、というようなコメントが

ありました。それに対して三谷さんは、史実通りですよという答えをしていたということを知りました。そうした史実を提供できて、ドラマとしてのおもしろさと史実の裏付けの両方ができた一つの事例かなと思っています。

豊臣時代については、ほとんどよくわかっていないのですが、文禄3年の11月2日、秀吉の推挙によって従五位下・左衛門佐に叙任されます。ドラマでもとりあげたところになりますが、この従五位下とそれに相応する官職、これを兼ね備えた身分を諸大夫しよだいぶといひまして、これは朝廷に参内できる身分になります。秀吉の直臣は全部、諸大夫を与えられています。信繁も秀吉の直臣で、お兄さんの信之と同日の叙任となります。同じように直臣として与えられたということですね。ドラマではその時の口宣案も使っています。その時に豊臣の信繁という名を使っていますが、この頃武家の官位の叙任というのは全て秀吉がとりなして、秀吉はその際に全部豊臣姓でとりなしを行っているのです。その頃の武家はみんな豊臣姓ですね。真田というのは本来、滋野姓なのですが、この叙任に伴って姓を豊臣に改めるということになります。これは全ての武家がそうであって、家康も豊臣の家康、前田利家も豊臣の利家と、みんな豊臣なのですね。関ヶ原合戦後にまたもとに戻っていくという状況になります。

秀吉のもとでは先ほども触れましたように、所領1万9千石を領していたわけですが、信繁自体は秀吉の側近、馬廻衆なので伏見とか大坂にいるわけですね。その所領というのは父親の昌幸の領国の上田領から割き与えられたものですので、独自に所領を支配しているわけではありません。これも3通ほど信繁が所領支配に関する書状を残していて、それによってわかることなのですが、父親の昌幸の重臣に全て依存していて結局、年貢とかも現地で換金してもらってその換金したものを伏見に送ってもらうということを行っていたようです。1万9千石というと非常に大きな所領だと思いますし、江戸時代になると1万石以上は大名というのですが、この時代はそういう身分規定はありません。この時代の大名というのは基本的には国持クラスとか、あとは公家成という身分なのですね。先ほどの諸大夫というのは朝廷に参内はできるのですが、天皇に対面することはできないのです。天皇は建物の中にいますのでその建物に上がる身分を公家といいます。従五位下の侍従という官職に任官されて建物の上に上がって天皇と会う、それを公家といって武家の中でも公家となっている存在は、有力な武家になります。徳川もそうですし、前田、宇喜多、上杉、毛利など、外様の有力な武家と羽柴一門は公家になっていますが、秀吉の譜代は公家にはなっていません。三成でさえも従五位下治部少輔という諸大夫の身分です。大谷吉継も従五位下刑部少輔ということで諸大夫の身分なので、外様の有力な大名、あとは織田系の堀とか蒲生とか細川とかそういったところが公家で、それが大名とよばれています。その諸大夫の中で領国を持っている大名が、小名とよばれています。領国を持っていない者は単なる羽柴家の直臣です。1万9000石を信繁は持っているのですが、信繁自身が領国を持っているわけではなく、所領は父親の領国の中で与えられています。領国を持っているということは本拠の城を持っているということになりますが、信繁は本拠の城を持っていないので単なる領主、秀吉の直臣ということになります。ちなみにその知行1万石以上を大名というのは、江戸幕府になって三代目以降の状況になります。

文禄4年から慶長3年（1598）まで伏見城の普請役を昌幸と信之が共に負担しているのですが、こ

の伏見城の普請役に関する史料は真田家に一番残っていて、10通くらいあります。なぜか他の大名家にはそれほどまとまって史料は残っていません。ドラマでもこれを活かさない手はないということでなぜか昌幸が普請の責任者になっています。普請関係の史料は真田家に残っているのでそこを使いたいということで昌幸が責任者になったということになります。そういうように作劇をしているのですが、そのもとになるところに結構興味深い事実があるというのが今回のドラマ作りの特徴になると思います。

それから秀吉が死んで関ヶ原合戦になって、秀吉が死んだ後の権力闘争となります。これまでのドラマの通例は利家が死んだ翌日の閏3月4日の七将の襲撃事件がハイライトになっていたと思うのですが、今回はちょっとひねっています。その前の正月21日にスポットを当てて、これで1回分使っています。正月21日、何があったかは『「豊臣大名」真田一族』を読んでいただくとわかると思うのですが、秀吉死後の権力闘争の中で真田が出てくるのがその正月21日の事件です。七将襲撃事件はその後であります。やはりずっと見ていくと三谷さんは真田に関する事実というものを最大限活かしてドラマを作っているというようなことがわかると思います。

この関ヶ原のところの大谷吉継の描き方というのは秀逸ですね。前回の放送で病気になりはじめていることで描いてましたけれど、普通はハンセン病で描きます。近代になってから、明治の後半くらいにハンセン病という設定になってそれが近代になって増幅されていきます。江戸時代の前半は違います。合戦図屏風でも大谷吉継は頭巾をかぶってないです。ある段階でイメージされて近代になってさらに増幅されていきます。お茶に落ちたものを石田三成が飲んだという話がありますが、これは完全に作り話です。大正時代からで、その前のモデルは秀吉なのです。結局、小説の中で作られてきたイメージということになります。当時の史料では皮膚病以上のことはわかりません。また、吉継は目が見えなくなります。そういう皮膚病で目が見えなくなる症状を医学的に確認をした上で設定をしていますが、どういう格好になるのか私も見ていないのでわかりません。ただ、ハンセン病ではないということで描いていくことになります。関ヶ原の時に石田三成と組んでがんばるわけですが、三成の描き方も今までと少し違ってきます。悩む三成を吉継が押しきるといって描いていくことになるので、ここは見物ではないかと思しますので注目してください。

信繁ですが、信繁と大谷吉継はすでにご存知のように姻戚関係を結んでいる関係になります。なぜ信繁が大谷吉継の娘を妻に迎えたのかということに関してはきっちりと理解はされていなかったと思うのですが、今回調べていったところ、真田家というのは豊臣政権の中では石田・大谷派閥に属しているのです。資料(図5)を見ていただきますと、昌幸の娘が石田三成の義兄弟の妻になっています。古くからの秀吉の譜代に石川という一族がいるのですが、大谷

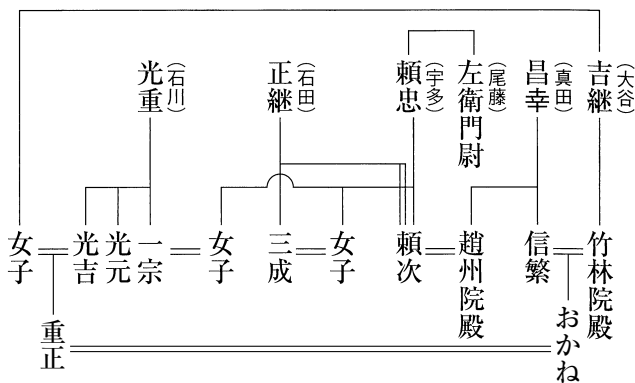


図5 「真田・石田・大谷関係系図」
(拙著『「豊臣大名」真田一族』P57、2016年に加筆)

吉継の姉妹が石川光吉に嫁いでいて、その兄弟の一宗というのが石田三成と義兄弟の関係にあるという形で大谷吉継と石田三成は姻戚関係にあるのです。そういうような中で信繁が吉継の娘を妻に迎えたということになるのです。これも信繁が馬廻衆だったからこそ可能で、成立した婚姻です。単なる外様大名の子どもであれば吉継と姻戚関係を結ぶということはなかったと思います。この図自体は先ほどの『豊臣大名』真田一族』に入れているのですが、その後、信繁と竹林院殿の娘のおかねが、石川光吉の嫡男である重正の妻になっているということがわかって、それを追加しています。

慶長3年に秀吉が死去しますが、翌4年から羽柴家の当主は秀頼になって本拠は大坂に移ります。信繁は秀頼の馬廻にはなりませんので、単なる羽柴家の旗本になったということです。慶長4年の1月、秀吉の死後五大老・五奉行制が展開をしていくこととなりますが、その「大老」というのは江戸時代の用語ですので、これもドラマでは使えません。いわゆる大老ということで、「老衆」という当時の呼び方でいきます。ただし、字幕で説明することになります。大老というのは江戸時代の言葉で、当時は老というのが正しいのですが、学術的には大老という言葉が通用しているからです。家康以外の四大老・五奉行が徳川家康を糾問するということがあります。その時に徳川方の大名が伏見の徳川屋敷を警固するのです。その中に大谷吉継がいます。要するにこの段階の大谷吉継は徳川方なのです。その大谷吉継の姻戚関係にあった真田一族と石川一族もそれに従って徳川屋敷を警固するのです。ここが秀吉死去後の権力闘争の中で真田が出てくる場面ということになります。しかも大谷が徳川方になるのを三谷さんは上手に料理するのです。やがて大谷は石田と組んで対抗するのですが、それと齟齬ないように、かつ徳川に味方をさせる、ここは見物です。多分、1ヶ月後くらいだと思いますが、見ていただけたらと思います。

慶長5年の7月、父の昌幸とともに信之、信繁は会津討伐軍に参加をしていましたが、昌幸と信繁は徳川方から離叛をして、石田・大谷方につくこととなります。その後、第2次上田合戦ですけども、この時大坂屋敷にいた諸大名の妻子は大坂方、石田・大谷方によって人質にとられるのですが、信繁の妻の竹林院殿、昌幸の妻は大谷屋敷に保護されるということになります。姻戚関係をもとに彼らは大谷屋敷に保護されます。他の大名なんかは城内に収容されてしまいます。信之の奥さんの小松殿は昌幸が沼田城に入ろうとしているのを拒んだという逸話があると思うのですが、近世真田家に残っている逸話なので、そうとうはやい段階でつくられた逸話になります。当時の史料を見ていくと、この大谷が昌幸に対して合戦中に送っている手紙の中で、信之の妻も確保したので安心してくださいと書いてあるのです。そうすると、小松殿は実は大坂にいたのです。沼田城で父親を追い返したというのは完全な空想になります。

江戸時代人はイメージが豊富で、いろんな話を作っていくのです。われわれは実はそれにずっとのっかってきました。例えば戦後の歴史小説家は全部江戸時代のものを現代語で翻訳しているだけなのです。そのもとをたどっていくと全部江戸時代の軍記物とかの記録です。これを今われわれが1点1点、当時の史料にもとづいて点検していくと、これも違うこれも違うという話になります。こういった状況が今進められているということになります。大河ドラマも何十年という歴史があっても最初はそうした歴史小説を映像化するというでスタートしているのですが、今、「真田丸」で求められていることというのは、その後の研究成果を反映したドラマ作りになっています。

最新の研究成果をもとに作りたいということで、戦国時代のイメージも変わりました。2回目か3回目くらいで村人の武装というのが出てきたと思いますが、これも20年くらい前になってわかってきました。いつ村人は武装しなくなったのか。教科書的には秀吉の刀狩りや兵農分離政策といわれているのですが、私は兵農分離政策ではないと思っています。刀狩りも有名無実で、あれは村の割り当て制なので、武装は解除されていないのが事実です。江戸時代の末まで、村の有力者はみんな弓矢や鉄砲を持っていますから、その事実を説明できないのですね。実際にはみんな武器を持っているのです。それを使わなくなるのは17世紀の前半なので、今回はできるだけ武装をしてもらったり、村同士の争いというものを取り入れたりしています。プロデューサーが最新の研究成果を取り入れたいということで、12回のところで鉄火起請を行いました。村同士の争いで大名が裁判をするようになって、村の方はケンカするのか戦争をするのか裁判をするのかという選択をしていく状況が生まれるのですが、それを少し描いていることとなります。その後九度山時代になるとその話をさらに回収するということが一つエピソードを織り込んでいくのですが、2回目3回目の時はみんな百姓に二本差しをしてきました。それは意識的に小道具さんが用意してくれたのですが、忙しくなると忘れてしまうのですね。民衆、百姓は武装していないというのが、戦後の時代劇ですりこまれてしまっているのです。みんな準備を忘れてしまいます。見た後に、こないだ二本差しになっていなかったですね、と言うと、忘れてしまうので次来た時言ってくださいと言われてました。今回、九度山のシーンで村人が出てくることになって、この間、念押しをしていたのですが、村の中では一本差し、村の外に出る時には二本差し、これをお願いしますと言ったら、わかりましたと言っていましたけれど、どうなるかわかりません。私もドキドキしながら見ているのですが、そういうことを少しでも発信していくことによって戦後の時代劇の固定観念を変えていく出発点になればいいと思っています。

関ヶ原合戦後ですが、昌幸は改易になります。ただし上田領は兄の信之が継承することになりまして、真田家の領国自体は維持されることとなります。ただし、上田城は徹底的な破壊をうけます。その状況がこの絵図に示されています(図6)。これは元和年間(1615~1624)ですから、真田が上田領から転封になる時に

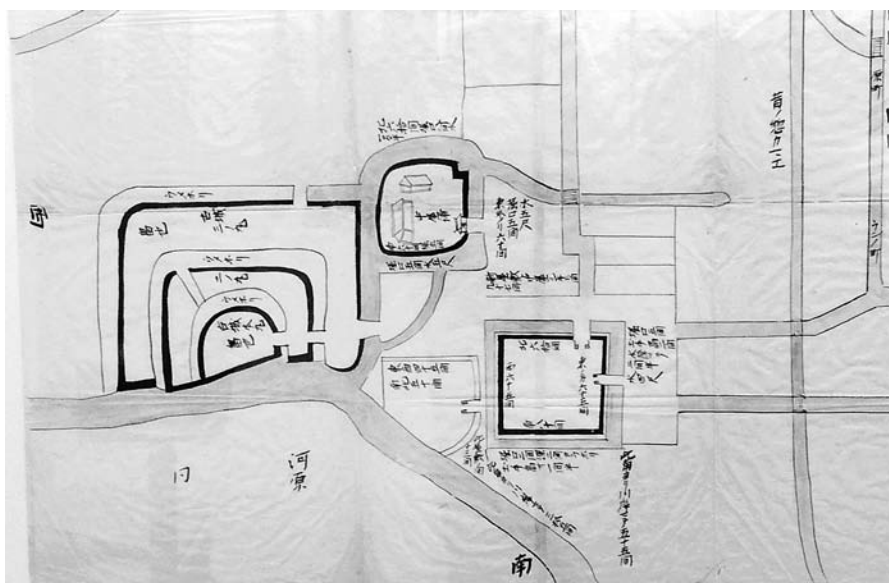


図6 「元和年間上田城絵図」

上田市立博物館蔵

作られた地図といわれています。この後、真田の後に仙石という大名が上田に入ってきました。今ある上田城というのは仙石氏が再建した城なのです。それまでの状況というのはどうなっていたか。本丸の周りには掘が掘ですね。二ノ丸があったのでその周りに掘があっ

て、三ノ丸があってその周りに堀があります。その堀にカタカナで横書きで「ウメホリ」と書いてあります。要するに、埋められてしまった堀ということです。発掘の成果ですと、建物の破片がその堀から出てくるのです。ということはどういうことかということ、建築物は全て堀の中に埋められて真っ平にされてしまったということです。土塁とかも全部壊されて、それをその後の仙石氏が再建したわけです。昌幸が退去した後の上田城というのは徳川方によって徹底的な破壊を受けています。城を使わなくなることを「破城」、あるいは「破却」というのですが、普通は大手門の隅石をとるとか、城のメンテナンスを行わないとか、象徴的な行為です。城は日常的にメンテナンスをしないと維持されず、自然に崩れていくので、そういう行為をすることでこれは城としては使わないということを示します。ですが、この時、徳川方が上田城を徹底的に破壊しているということは相当頭にきているということですね。ただし信之は上田領をまるまる引き継ぐことができました。この時に石高の換算が行われて、沼田領が3万石、上田領が6万5000石、合計9万5000石の大名になっています。

元和2年の4月に家康が死にます。その4ヶ月後の8月に信之が本拠を沼田城から上田城に移します。上田城といっても城はないのですが、屋敷を立ててそこに住むということです。家康が死ぬまでは信之は遠慮していたのでしょう。城はないのですが、真田の本拠は上田がふさわしいということで上田を本拠にするようになります。家康の死後、多分秀忠にお願いして許可を得たと思われます。それまで自分がいた沼田城には嫡男の信吉が入るということをしています。そういったことからすると信之上田への思い入れというのですかね、自分はずっと沼田の城主としていたわけですが、やはり真田を継いだからには真田の本拠は上田だというような思いを感じることができるのではないかと思います。

ただし、そうした信之でしたけれど、6年後、元和8年に信濃松代領13万石に転封されてしまいまして、上田領から離れることになります。それまでの本領であった上田領を手放すということになるのですが、その代わりとして石高が10万石を越えることになるわけです。この当時、10万石を越えた大名というのは有力大名です。将軍家からの扱いが違うのです。将軍家は将軍が変わる度に大名や領主に対して安堵状を出すのですが、10万石以上は花押なのです。10万石から下、5万石くらいは朱印、5万石から1万石くらいは黒印、1万石未満は直状ではなく家臣の文書です。花押を据えるということは一番丁寧な扱いです。これは10万石が基準になってくるのです。信之はここで10万石を越える石高を与えられ、それはそれだけ徳川政権、秀忠から尊重されていたということです。

信繁に話を移しますが、関ヶ原合戦の時、慶長5年12月に昌幸と信繁が徳川方に降伏をして開城することになります。そして29歳の時に九度山に隠棲します。九度山は高野山のふもとなので妻子とともに生活することができたということです。そこで嫡男の大助をはじめ、竹林院殿との間に4人の子どもが生まれることになります。生活は紀伊を支配していた大名浅野家、それから兄の信之らから支援を受けていたのですが、残されている史料は仕送りを要求するものばかりです。紀伊浅野家からは年間50石、今でいうと500万円くらいです。兄の信之からは臨時の仕送りが送られている史料があって、この金額は40両、400万くらいです。臨時で40両ということは正規の仕送りはもっと多いでしょうね。昌幸たちは1000万を超える生活をしていたのですが、それでもお金がないと言っているのです。何にお金を使っているかということ、交際費です。今はそういうのはなくなりましたが、大名

は、年始、上巳の節句、端午の節句などに贈り物をし合いました。そのために多額の借金をしていたらしいのです。信之に対しては臨時の仕送りを要求していて、それを借金返済にあてていたということです。借金生活だったということですね。信繁もいくつかこの時期の史料が残ってしまっていて、これも有名な史料ですが、兄の信之の家臣に対して焼酎を無心しているというものがあります。これがおもしろいのは、以前送ってもらったのは口の封がしっかりしていなかったので送られてきた時にはほとんどこぼれてしまっていたので、今回はこういうふうにして、ということをしているのですね。それから、信之の宿老の木村綱茂と手紙のやりとりをしていて、木村からそんなに暇なら連歌でもしたらというふうに勧められていたのですが、それに対しては「老いの学問」で上達しないというようなことを嘆いている、そういう手紙が残っています。

それから姉婿の小山田茂誠、ドラマでは「しげまさ」で、どうも「しげのぶ」というのが正しいのではないかといわれていますが、この小山田に送った書状では、「もはや御目にかかることはないでしょう」「去年から急に年寄り、病身になってきた」「齒も抜け、髭も黒いところはあまり無くなった」というような状況を述べています。信繁にとってみれば、九度山での生活というのは相当きつかったのです。14年いるわけですから、人生の中で一番長い時間いたのが九度山なのですね。ここでは基本的にやることがないということですね。彼らは武家ですから、戦争するか政治をとることが仕事なのですが、全く仕事がない状態で14年間暮らしているということが彼らにとっていかに重い罰であったかということが改めてわかるかと思えます。隠棲生活というのは彼らにとってみれば社会からの排除だったということです。しかしその一方で、家族とか随行の家臣がいますので、随行の家臣は16人ですか、その家族もいますので、多分50人以上は養っていかななくてはならないということなのですね。昌幸が生きているまではそうした浅野家からとか兄の信之から送られてきたものも昌幸が死んだ後は削られていったと思いますので、やはり生活は苦しかったと思うのですね。

そういう中で慶長19年の10月、大坂方からの誘いがあって、当然それは受け入れてしまうでしょう。九度山を脱出して大坂城に入城することになります。この時、武装のための支度金なのですが、何百両だったか、10年分くらいの生活費が支度金としてどどーんと入ってくるのですね。これには当然なびくでしょうと私は思います。冬の陣では有名な「真田丸」といわれる砦の守備をするということで、そこで徳川方の攻撃を退けることになります。一旦、和睦が成立するのですが、翌年慶長20年、元和元年正月、大坂冬の陣終結後に、姉の村松殿、これは小山田の奥さんになりますけども、村松殿に送った書状で「大坂入城については奇怪と思われたことでしょう」「明日はどうなるかわからない情況だ」ということを述べています。信繁は大坂の陣でスーパースターになりますので、最期の頃の手紙だけは大事に残されたのですね。それ以前はほとんどわからないのですが、逆にこれだけ心情をつづった書状が残っているということ自体珍しいことになります。他の大名とか武将ではこういう内容のものはほとんど残っていない状況なのですが、信繁に関していうと、相当な有名人になりましたのであえて残されたということです。

4月に夏の陣開戦になりますけれど、その3月には兄の信之の代理で出陣していた嫡男の信吉に従軍してきた小山田茂誠に対して「定め無き浮き世なので一日先のことはわからない」というように述べていますが、実はこの頃から大坂方では再戦に暴走しているのですね。そういう状況の中で信繁は

籠城というか大坂方に留まるという判断をしているので、死んでしまうかもしれないということを考えていたということがわかります。

そして4月、夏の陣が勃発して5月7日の最後の決戦では南西部について天王寺方面の先陣を務めます。そこで激突するのが越前松平軍であるということですね。昨日、福井市立郷土歴史博物館で「大坂の陣と福井藩」の展示を見てきましたが、非常にいい展示ですね。実際にどういうことが伝えられているのかということがわかる資料がたくさん出ていて、私も大変勉強になりました。越前松平、これがドラマの最後にどこまで出てくるか、ということに私も非常に興味を持っているのですが、やはり忠直は出てきてほしいと思っています。越前松平軍が真田信繁を討ち取ったのですが、その状況も松平文庫の史料でわかるということですね。それ以外は細川忠興が手紙を書いている中で越前兵が討ち取ったと書かれているのですが、どういう状況で討ち取ったかというのは松平家の方に残されている記録から伺えます。それをもとに最期のラストシーンが作られると思うのですが、堺雅人さんなんかはもしかしたら戦争が始まって終わっちゃうのではないかという言い方もしています。三谷さんが何考えているかわからないので。意表をついたところがありますから。常識的に考えれば戦死をして終わり、最期は西尾仁左衛門に討ち取られるということになると思うのですが、どのようなシチュエーションで討ち取られるかということも私も楽しみにしています。

越前松平軍は、夏の陣で大坂方を討ち取った首の数が一番で軍功第一です。その軍功第一の忠直の家督は光長が継ぎます。実は忠直の後に福井に入った忠昌は別家なのです。光長が継いで、後に越後の高田にいた忠昌と入れ替えになるのです。ですから忠昌家というのは実は忠直家を継いでいるわけではないのです。秀康の子どもとして忠直家と忠昌家という二つの家があって、それが入れ替わっているのです。それで光長家というのは徳川綱吉の時に越後騒動で改易になるのですが、その時に御三家筆頭尾張の徳川光友が綱吉にこういって言います。越前家は御三家よりも大功があって、それを取り潰すというのは、これは御三家を取り潰すという論理になってしまう、と言うのです。その大功というのは大坂の陣です。やはり武家社会というのはどれだけ軍功をあげたかということでランクが決まるのです。大坂の陣は最後の戦争になりますので、そこで一番の成果を上げた越前家を潰すというのはおかしいだろうというのが当時の元禄時代の認識で、結局越後家はその後津山に復活されることになるのですが、それだけやっぱり越前家の軍功というのは徳川家にとってみれば大きいということになります。

それからドラマで出てくる「春」（竹林院殿）について、その後はどこまでわかっているかということですが、これも今回いろいろ調べた結果、こういったことがわかりました。大坂の陣の際には信繁とともに大坂城に入城しており、その時には嫡子大助、次男大八、次女から6女も一緒でした。そのうち、竹林院殿所生は大助、次男の大八、それから5女、6女ですね。大坂の陣後、竹林院殿は2人の娘を連れて、大坂を脱出して紀伊国に隠れていたところ、浅野家に捕縛されて徳川家に送られています。その後どうなったかという、これは確定しているわけではないのですが、徳川の家臣になっていた叔母婿の石川貞清（光吉）という人ですね。叔母というのは吉継の妹です。そこに扶養されたと考えられます。娘のおかねは貞清の嫡男である重正の妻になっているということがわかります。石川家はその後、尾張藩に仕えたいらしいのですが、そこに残されている石川系図にそのことが書かれ

ているということです。石川家の菩提寺は京都の竜安寺の塔頭大珠院というところにあるのですが、そこに信繁とともに竹林院殿の墓が建っていたということが伝えられています。

竹林院殿のことに触れたので、最後、ドラマの中ではヒロイン役の「きり」について触れておきたいと思います。実はわかっているのは高梨内記の娘ということと、信繁の3女と4女を生んだということだけなのです。いつ死んだのかもわかっていません。竹林院殿も死んだ日にちはわかってないです。江戸時代の中でというのはわかっていますが。ただ、真田家臣のいくつかの伝承を見ていくと、どうも、「きり」、これは役名ですけども、きりの父親の内記は信繁の乳母夫、守り役だったということが推測されます。ですから、その娘が信繁の側室になるということは順当になります。内記と采女^{うおめ}父子は九度山に随行していたと思いますし、内記の娘も生きていたとすれば同様に随行したと思います。采女の方は信繁の嫡男大助の家老というように書かれていますので、二代続けて乳母夫、守り役を務めていた、そういう家なのです。大坂夏の陣の際、同様に大坂城に入城していたのですが、落城の際に三女の梅は伊達政宗の宿老の片倉重長に「乱取り」されています。これは戦場で拉致されたということです。その後、出自がわからず侍女として使っていたところが、ある日、信繁の娘ということがわかって、後妻に迎えたというように片倉家の記録に出ています。この時、竹林院殿は紀伊にいたのですが、高梨内記の娘の子どもたちは戦場で乱取りされているということなので、別々に行動しているということですね。内記の娘は娘を連れて別行動をとっていたのではないかと思います。

2月に上田で真田丸コンサートがあって、長澤まさみさんが出演し、私も出たのですが、その時に長澤さんといろいろお話をさせていただきました。あの人、背すごく高いんですね。私が173cm位なのですが、170cm 近くあるのではないですかね。だから普通ですと目線が下になるのですが、あの時は長澤さんがヒールを履いていたので私初めて見上げて女の人としゃべることをしました。非常にきれいな方で、楽しい時間を過ごさせていただきました。その後のスタジオなんかで、お声をかけていただきました。非常によい表情の演技をされているので、そういったところが非常におもしろいなあと思っています。よく「きり語」ということで現代語ではないかというような批判を受けるのですが、実は昔の時代劇を見ていると結構、現代語が入っているんですね。それはやはりその言い方というのですかね、時代劇口調というのが戦後の時代劇文化で作られたものなので、それにのっっていると、時代劇っぽくなるという単なる思い込みなのです。実は昔の20年前30年前の大河ドラマも現代語がたくさん入っていて、ほとんど近代用語です。今回はできるだけその近代用語を排除しているのですが、実はきりの言葉も語尾の「ね」とか「な」とかそういうのを取ると普通の言葉なのです。そういうイントネーションの問題とかで現代語というように感じると思うのですが、ただ、学生に聞くと、きりがしゃべっている言葉しかわからないというのですね。ですから、そういうところを狙ってこういう演出にしていたのかなと思っている次第です。時間を少し超過しましたが、私の話は終わりにしたいと思います。

〔付記〕本稿は2016年（平成28）7月30日に、福井県立図書館多目的ホールで行われた講演会「真田信繁と大谷吉継、そして越前松平家」の講演録を加筆・修正したものです。

論 文

福井県下の連合国軍捕虜および捕虜収容所（敦賀・武生・大野）

木村 亮*

はじめに

1. 戦争捕虜と日本の捕虜政策

- (1) 太平洋戦争前の捕虜政策
- (2) 太平洋戦争下の連合国軍捕虜
- (3) 戦争末期の連合国軍捕虜

2. 福井県下の捕虜収容所

- (1) 敦賀郡敦賀町－大阪俘虜収容所第5分所
- (2) 南条郡武生町－大阪俘虜収容所第7分所
- (3) 大野郡阪谷村六呂師－大阪俘虜収容所第11分所

結びに代えて

はじめに

筆者は、かつて本研究紀要において、第二次大戦末期に福井県下3カ所に収容された連合国軍捕虜（Prisoners of War=POW と略される）の存在について、カリフォルニア州在住の Roger Mansell の Web サイト “Center for Research : Allied POWS Under the Japanese” (<http://www.mansell.com//pow-index.html>) をもとに紹介した（資料紹介「福井県下の連合国軍捕虜について」『福井県文書館研究紀要』第7号、2010年3月）。

前稿ではいくつかの証言や手記の内容を簡単にまとめて紹介するとどめたが、本稿は個々の証言、手記の内容を具体的に紹介するものである。大筋では前稿と内容が重複するが、あえてより詳しく論文にまとめたのは次の2点の事情があるためである。

第一に、上述の Mansell 氏が2010年10月25日に75歳で逝去され、彼の収集資料はスタンフォード大学フーヴァー研究所に Roger Mansell Collection として収められた。彼の Web サイトは現在も継続して運営されているが、おそらく元捕虜の大部分が世を去り、彼らのオリジナルな資料が各地の図書館に寄贈されたり Web から消えたりしたため、Web サイトから捕虜の人名に張られていたリンクがかなりリンク切れになっている。したがって、現時点で Web を通じて入手できる資料をもとに、県下の連合国軍捕虜収容所について、きちんと紹介しておく必要があると思われる。

第二に、Mansell の Web サイトがアメリカ人捕虜を中心に資料収集がなされたものであるため、

* 福井大学国際地域学部教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

オーストラリア人捕虜が大半を占める武生分所についての記載はほとんどなかった。これについて、筆者は、オーストラリア国立公文書館の The Australian War Memorial（オーストラリア戦争記念館）から資料を入手した¹⁾ので、武生分所の概要と収容されたオーストラリア将兵の背景がある程度理解できるようになった。

以下では、まず、第二次大戦前および戦時中の日本の戦争捕虜の扱いについて、先行研究に基づき概説したうえで、戦争末期の県下各収容所の実態について明らかにする。それに先立って、終戦当日の県下の連合国軍捕虜、および内地にいた捕虜の総数の内訳を（表1）として示しておくが、これは、前稿110頁に掲載した表に集計上の誤りがあったため、訂正し改めて掲載するものである。

表1 連合国軍捕虜（内地分）

昭和20年8月15日現在（俘虜情報局資料）（単位：人）

	将校	下士官以下	軍人計	民間人	合計
函館俘虜収容所	113	1,399	1,512	85	1,597
仙台俘虜収容所	109	3,440	3,549	257	3,806
東京俘虜収容所	440	4,979	5,419	631	6,050
名古屋俘虜収容所	98	3,182	3,280	58	3,338
大阪俘虜収容所	432	3,640	4,072	184	4,256
うち第5分所（福井県敦賀市）	3	396	399		399
アメリカ合衆国	3	377	380		380
オランダ		19	19		19
うち第7分所（福井県南条郡武生町）	1	197	198		198
アメリカ合衆国		33	33		33
オーストラリア	1	164	165		165
うち第11分所（福井県大野郡阪谷村）	328	19	347	14	361
アメリカ合衆国	328	9	337	14	351
イギリス		5	5		5
オランダ		5	5		5
広島俘虜収容所	108	2,834	2,942	18	2,960
福岡俘虜収容所	234	9,595	9,829	582	10,411
内地俘虜収容所計	1,534	29,069	30,603	1,815	32,418

注) 青森空襲を記録する会 Web ページより作成（原資料は、National Archives & Records Administration. RG331.BOX#966. Folder#(5), Area Case Files:To-0.Vol.3. General Information）<http://aomorikuushuu.jp/n-powcamp.html>

1. 戦争捕虜と日本の捕虜政策

（1）太平洋戦争前の捕虜政策

日本が欧米諸国の戦争捕虜を国内に収容したのは、日露戦争の際のロシア軍捕虜が最初である。戦時中に拘留した家族を含む85,000余人のうち、72,408人が内地に捕虜として、全国29カ所の主に陸軍が駐屯する衛戍地に収容された。福井県内には鯖江と敦賀に収容所が設置された²⁾。

鯖江では、1905(明治38)年4月15日に誠照寺に収容所が設置され、大津に収容されていた将兵のうち、将校21名と下士官以下20名が移送されてきた。いっぽう敦賀には、金沢に収容されていた将兵3,800余名のうち、下士官以下491名が移送された³⁾。こちらは4月26日に開設となり、市内4カ所が

収容所とされ、それぞれの収容者数は金城閣130名、永巖寺75名、永建寺203名、来迎寺92名で、来迎寺にはポーランド、ユダヤ、タタール、チベットなどの少数民族が収容された⁴⁾。敦賀ではロシア人の中に逃亡を企てた者があり、捕虜と町民の間に一定の緊張感があったが、捕虜の自由散歩や一般人の慰問も認められており⁵⁾、概して捕虜の処遇は良好であった。とくに鯖江に収容された将校については、足羽山登山や福井市内での買い物などが認められたり、オルガンを取り寄せて所内で楽しんだりするなど、厚遇であったようである⁶⁾。捕虜が退去し収容所が閉鎖されたのは、鯖江が12月8日、敦賀が12月3日であった。

実は、19世紀の終りごろから戦争捕虜の人道的な取扱いをめぐって国際法規が確立しつつあり、1899年にオランダのハーグで開かれた第1回万国平和会議の最終決議書には、戦争捕虜の定義や取扱いを定めた「陸戦の法規慣例に関する条約」が含まれていた。不平等条約の解消を外交の最大の目標としていた日本にとってこうした欧米の理解を共有することは重要なことであり、この条約を批准していた日本は、実際に日露戦争時に条約の内容を履行することで欧米並みの国としての評価を得ようとしたのである。ちなみに99年に締結されたこの条約は、1907年の第2回万国平和会議でいわゆる「ハーグ陸戦条約」として改めて締結され（1910年発効）、1911(明治44)年に日本もこれを批准している⁷⁾。

空前の規模の総力戦が行われた第一次大戦後、国際協調による平和維持が世界の外交の一つの流れになる中で、1928年8月27日には「パリ不戦条約」が締結され、翌29年6月27日に日本も留保条件をつけつつこれを批准した⁸⁾。さらに、同年7月27日には、「俘虜の待遇に関する条約」が、いわゆる「ジュネーブ条約」の改正として締結された。これは、その前文に、「戦争ナル極端ノ場合ニ於テ能フ限り其ノ避クベカラザル惨害ヲ軽減シ且俘虜ノ状態ヲ緩和スルコトハ一切ノ国ノ義務タルコトヲ認め『ハーグ』ノ国際条約殊ニ戦争法規及慣例ニ関スル条約竝ニ之ニ附属スル規則ヲ作成シタル原則ヲ拡張センコトヲ欲シ之ガ為条約ヲ締結スル」⁹⁾とあるように、①捕虜収容所の設備、衛生、規則等、②捕虜の食糧・衣服、酒保の設置、③将校の俸給、所持金の限度・預金、④捕虜の労働（労賃、労働時間・休養等）、⑤捕虜の外部との連絡、⑥捕虜の処罰とその手続き、裁判など、全97条にわたって捕虜の処遇について詳細に規定された。

④について、後の連合軍捕虜の処遇との関連で注目されるのは、「ハーグ条約」とは異なり、将校も自発的であるなら労働して賃金を受け取ることが認められた点である。日本の捕虜収容所では、「徒食ナカラシムル方針」¹⁰⁾、すなわち将校も働かなければ支給する食糧を削減するという対応をとり、将校も「自発的」に働かざるを得ない状況に置かれた。また、捕虜にさせてはいけない労働として、兵器弾薬の製造運搬、戦闘部隊への材料運搬、危険労働が規定されたが、連合軍捕虜の場合は拠点駅や港での荷役作業の際に兵器弾薬や軍用資材の運搬が行われ、これに対しては捕虜たちの抵抗を招くことになった。

この1929年の「ジュネーブ条約」について、日本政府は全権委員が署名したものの、陸海軍および枢密院の反対で未批准のまま推移した。反対の主な理由には、①帝国軍人が捕虜になることを予期していないのに対して外国の軍人がそうではない、というのは日本の側にとって片務的となる、②敵が目的達成後に捕虜になることを予定して空襲を企図することが可能になる、などが挙げられていたが、

とくにこの時期以降、中国での戦闘の際に捕えた現地の兵および民間人について、「適宜処分」、ないし労役や傀儡軍への編入という処理をしていた陸軍にとっては、「ジュネーブ条約」に規定された捕虜の待遇は到底認めることのできないものであった¹¹⁾。実際、1937(昭和12)年に始まる日中戦争は、宣戦布告を行っていないので交戦状態ではなく、戦時国際法が適用されないというのが日本の解釈であり、陸軍も極力交戦法規が適用されないよう中国で戦線を拡大する関東軍に対して指示を出していた¹²⁾。

(2) 太平洋戦争下の連合国軍捕虜

1941(昭和16)年12月8日、開戦の詔書が発せられ、真珠湾攻撃、マレー上陸作戦、英領香港攻撃およびグアム、フィリピンへの航空攻撃が始まった。12月10日にはグアム島、23日にはウェーク島を日本軍が占領し、25日には香港のイギリス軍が降伏した。さらに翌42年2月15日にはシンガポールのイギリス・オーストラリア軍、3月7日にはインドネシアのオランダ軍が相次いで降伏し、フィリピンでは4月9日にバターン半島、5月7日にコレヒドールのアメ리카軍が降伏した。

こうした緒戦の日本の勝利は、想定外の規模の連合国軍捕虜を生み出すことになった。香港の陥落で約1万人、さらに陸軍の南方作戦でジャワが陥落した3月の時点で約25万人の捕虜を抱えた。日本側では41年12月23日に俘虜収容所令を公布、27日に俘虜情報局を設置したが、開戦後、ただちに各交戦国に日本が批准をしていない「俘虜待遇に関するジュネーブ条約」の適用に対する懸念が生じ、日本政府への問合せがなされた。これに対して外務省は、42年1月、批准をしている赤十字条約の遵守と、未批准の俘虜条約については「準用」する、との回答を送った。もっとも、実際に捕虜を管理する陸軍の「準用」に対する解釈は、注12)に示した日中戦争開始時の「交戦法規適用ニ関スル件」の三.にある「条約ノ精神ニ準拠シ実情ニ即シ機ヲ失セス所要ノ措置ヲ採ル」の文言と同様に、現実の事態に即応して適宜「ジュネーブ条約」の規定に修正を加えて適用する、ということで、外務省の解釈とすり合わせることもなく、「準用」の言葉だけが独り歩きしていった¹³⁾。

42年1月7日に香港に臨時俘虜収容所が開設された後、1月14日には香川県善通寺に国内最初の俘虜収容所が設けられ、グアム、ウェークで捕虜となったアメ리카軍将兵374人が収容された¹⁴⁾。この善通寺俘虜収容所は後に将校を中心に収容する施設となり、他の後発の収容所と比べると待遇が良く、国際赤十字などの視察も積極的に受け入れたので、捕虜たちからは“propaganda camp”、“show camp”などと呼ばれた。また、海軍は同年4月6日に、海軍が捕獲した捕虜からの情報収集を目的として大船俘虜収容所を開設した。

このように、捕虜収容所の開設は始まったが、想定外に増加する連合国軍捕虜の取扱いに対して早急の方針を確立する必要に迫られた陸軍が、捕虜の労務活用の方針を打ち出したのは、42年5月5日、南方軍に対して通牒された「俘虜処理要領」であった¹⁵⁾。この「俘虜処理要領」は、

「方針

- 一. 白人俘虜ハ之ヲ我生産拡充竝ニ軍事上ノ労務ニ利用スル如ク逐次朝鮮、台湾、満洲、支那等ニ収容シ当分ノ間其ノ目途立タサルモノハ現地ニ於テ速ニ俘虜収容所ヲ開設シ之

ニ収容ス

二、白人以外ノ俘虜ニシテ抑留ノ要ナキ者ハ速ニ宣誓解放シタル後成ルヘク現地ニ於テ之ヲ活用ス

」¹⁶⁾

とされ、「白人俘虜」は生産拡充と軍事上の労務のために朝鮮、台湾などで使用する方針となった。ここでは日本国内（内地）には触れられていないが、これ以降の国内への捕虜移送は、この方針で示された目的に沿って行われることになる。なお、「白人以外ノ俘虜」は解放されるとあるが、実際には捕虜であろうと捕虜から解放されようと現地での労務等に使用された。

既に39年には朝鮮からの労働力の集団移入が行われていたし、41年の国民勤労報国協力令など強制的な労働動員が進行していたが、42年夏以降になると、日本国内で著しい労働力不足が発生するいっぽう、国内の軍需産業の労働力需要がますます増大するようになり、いよいよ「白人俘虜」の国内労役への導入が始まる。同年9月以降、東京、大阪、函館、福岡の4方面軍に各軍司令官が管理する捕虜収容所が開設され、さらに各捕虜収容所本所の管下に分所、派遣所が置かれて、そこに収容された捕虜が現地もしくは近隣の工場・鉱山・港湾・駅等へ派遣されて作業を行うこととなった。分所・派遣所には将校が所長に就任し、少数の軍人に加えて軍属や事業者から出された監視員が監視の任に当たった。

南方からの捕虜の移送が始まるのは42年10月からであるが、すでに同年7月のミッドウェー海戦における連合艦隊敗退以降、連合国側の反転攻勢が強まっており、移送船が魚雷攻撃に会うことも次第に頻度が高まっていった。劣悪な船内の環境で健康を損ねたり死に至る捕虜が多いうえに、こうした攻撃で移送船が沈没し命を失った捕虜の数も増えて行った。

（3）戦争末期の連合軍捕虜

1944(昭和19)年7月のサイパン陥落をはじめ、マリアナ諸島がアメリカにより占領され、いわゆる「絶対国防圏」が切り崩されると、サイパン、テニアン、グアム等からのB29による都市戦略爆撃が可能になり、実際11月から本土空襲が始まった。

45年2月には、本土決戦準備のために、従来の4方面軍司令部の体制から東部・中部・西部・北部・東北・東海・中国の7軍管区司令部の体制に編成替えされ、これに伴い捕虜収容所もそれぞれ東京・大阪・福岡・函館・仙台・名古屋・広島に本所が置かれることになった。3月に東京、大阪、名古屋、神戸などの中心都市への大規模な爆撃が行われ、派遣先の事業所や収容所自体にも大きな被害が発生する中で、京浜や阪神などの大都市部の分所の閉鎖、内陸部や日本海側の収容所の新たな開設が行われ、大都市部の捕虜の移動が始まった¹⁷⁾。

大阪俘虜収容所管内においては、45年3月29日の多奈川分所（飛鳥組作業所）の閉鎖から始まり、5月16日に大正（日立造船築港造船所）、津守（藤永田造船所ほか）、和歌山（住友金属和歌山製鉄所）、5月18日に梅田（日本通運大阪支店）、淀川（淀川製鋼所）、桜島（日立造船桜島造船所）、5月21日に神戸川崎（川崎重工業艦船工場）、播磨（播磨造船所）、神戸脇浜（神戸船舶荷役）、5月29日に鳴尾（昭和電極）、6月16日に尼崎（大谷重工業尼崎工場）の各分所が閉鎖となった。いっぽう、

兵庫県下では3月28日に生野分所（三菱鉱業生野鉱業所）、5月15日に明延分所（三菱鉱業明延鉱業所）が新たに開設され、また滋賀県下では5月18日に野田沼、能登川、米原の各分所が干拓作業と干拓地での農作業を目的として開設された。

福井県下では、4月29日に敦賀分所（敦賀港湾運送）、5月18日に武生分所（信越化学工業武生工場）、そして6月10日に自活労務を目的として六呂師分所（陸軍六呂師演習場）が開設された¹⁸⁾。詳細については次章で明らかにするが、敦賀分所へは主に多奈川と梅田の各分所からアメリカ軍の下士官・兵を中心に約400人が移送された。また武生分所へは大正分所から移送されたオーストラリア軍の下士官・兵が多数を占め、これに梅田・淀川分所等から移送されたアメリカ軍の下士官・兵とあわせて約200人が収容された。これに対して、六呂師分所は約360人が収容されたが、善通寺俘虜収容所から移送されたアメリカ軍将校を中心に構成される全国的にも異質の収容所であった。なお、本稿で用いる大阪俘虜収容所第5分所（敦賀）、第7分所（武生）、第11分所（六呂師）といったナンバリングは、いずれも8月に改称されて付けられたものである。

2. 福井県下の捕虜収容所

(1) 敦賀郡敦賀町—大阪俘虜収容所第5分所

4月23日に開設された敦賀分所は、アメリカ軍の空襲により終戦までの間に2度の移動を余儀なくされた¹⁹⁾。Mansellのサイトによれば、4月25日に大阪の多奈川分所からアメリカ人180人、オランダ人20人が、また5月20日に大阪の梅田分所とその他からの若干名を併せてアメリカ人200人が到着した。このときやって来たアメリカ人の多くは、太平洋戦争開戦時の1941年12月に日本軍のグアム島およびウェーク島占領の際により捕虜になった者、もしくは42年の日本軍のフィリピン占領の際、4月にバターン半島で降伏していわゆる「バターン死の行進」を経験した者、および5月にコレヒドールで降伏した者であった。

前者は、1942年1月14日に開設された善通寺俘虜収容所にいったん収容された後、善通寺が将校を中心とした“propaganda camp”とされる過程で、42年末以降、下士官・兵が労務動員のために開設された収容所分所の一つである多奈川分所（42年11月22日開設²⁰⁾）に移動させられたものである。これに対して後者は、マニラおよびその近郊のキャンプ・オドネル、ピリビッド（モンテンルバ）、カバナトゥアンなどの収容所を転々とした後、42年末から日本国内の収容所への移送が開始され、移送先の一つとして多奈川分所や梅田分所に送られたものであった。梅田分所（同じく42年11月22日開設²¹⁾）から敦賀に来た者の中には、いったん多奈川に送られた後、43年から44年にかけてさらに梅田に移送された者も多かった。

捕虜たちは、多奈川分所では飛鳥組多奈川作業所の管轄下で川崎重工の造船所などで建設作業に従事させられたのに対して、日本通運の倉庫に開設された梅田分所では、同社の大阪支店の管轄下で梅田駅を中心に近隣の各駅での荷役作業に携わった²²⁾。どちらの分所の作業も厳しく、また監視する日本軍および軍属、また作業所の監視員による暴力行為が頻発していたが、実は、多奈川と梅田とでは捕虜の栄養状態や生活程度にかなり差があったようである。というのは、建設資材や土石の運搬、工作物の建築等が作業の中心であった多奈川に対して、梅田など駅での荷役の対象には米、麦、砂糖な

ど大量の食糧が含まれており、捕虜たちはそうした食糧を日常的に窃取することができたからである。もちろん、窃取が発覚すれば厳しい懲罰を受けることになるが、とくに戦争末期には、監視する兵隊や軍属、作業所の監視員、さらには警察官なども含めて日本人側の食糧不足が著しくなり、窃取した食糧が“pay-off（賄賂）”として利用され、そのために監視が甘くなったようである²³⁾。梅田から敦賀分所に来た捕虜たちは、敦賀分所に到着した際に先着した多奈川からの捕虜たちの出迎えを受けたが、顔見知りであった多奈川の捕虜たちが、以前自分たちが多奈川にいた頃と同じように飢えでやせ細り、病弱な様子で見ているのを見て、「盗みができる大阪（筆者註：梅田）に移送されたことは幸運だった！」と思ったという²⁴⁾。

敦賀分所の監視員の中には、梅田や多奈川などから来た者も多く、とくに捕虜たちに暴力をふるう評判の悪い者には“The Saddist”、“Emperor”、“Elmer”などといったあだ名がついていた。“The Pig”と呼ばれた所長の難波元男中尉は44年の後半から梅田分所の所長の任に就いており、こうした風潮の中で、クリスマスには捕虜たちに赤十字物資を配りパーティーをさせる代わりに、その物資の一部を受け取るなどしていたようである。

多奈川から来た捕虜たちも、梅田のやり方に倣って食糧の窃取を始めたが、見つかることも多く、それが所長に報告されると所長はやむなく懲罰を命じたのだという²⁵⁾。もっとも、所長をはじめとする所員たちの収賄行為は、物資の横領として暴力行為などと共に横浜裁判での訴追の理由となり、捕虜たちはこれらを違法行為として証言することになる²⁶⁾。

いっぽう、アメリカ軍捕虜側の指揮官であるが、梅田分所においては、当初、R.F. Jenkins, Jr. 中尉が指揮官であったが、彼が重病を患ったため Charles Slane 中尉が指揮官を継いだ。しかし、将校の労務作業をめぐって日本側と対立して彼が罷免されたため、捕虜たちは信望の厚い情報担当兵の Zemo Tarnowski を新たな指揮官に選出した。彼は敦賀に移送された後も指揮官として行動したが、終戦が明らかになると指揮権を Slane 中尉に返還した。さらに、降伏調印が行われた9月2日以降は J.M. Galbreth 大尉が指揮官となった²⁷⁾。

最初に開設された捕虜収容所は、敦賀港に面した2階建ての元敦賀警察署水上派出所庁舎であった。400人を収容するにはかなり狭い建物で、約50人に一室が割り当てられたが、全員が一度に起立するスペースはなかった。風呂はなく、トイレは建物の両側にあったが一度に12人しか使えなかった²⁸⁾。Marek の叙述によれば、梅田の捕虜たちは梅田で窃取した食糧を携行していたが、難波所長から後で荷物検査をされると言われたため、早速建物の床板や壁のパネルを外して食糧を隠したという²⁹⁾。

労役は満洲や朝鮮から到着した船へ荷を積んだり船から荷を下ろしたりする作業で、徴用された朝鮮人、中国人も働いていた。荷の内容は、大豆、塩、石炭、銑鉄などで、梅田駅での作業と同様に、ここでも大豆などの食糧の入った南京袋からの窃取が行われた。窃取の方法の一つは、あらかじめズボンのポケットに穴をあけ、くるぶしの周りに袋を仕込んでおき、南京袋にあけた穴から大豆をポケットを通じて足元に貯めて持ち出すというものだった。また武器、弾薬の積み下ろし作業も命じられたが、これに対しては捕虜たちはストライキをするなど抵抗をし、拒否した³⁰⁾。

さて、7月12日夜に始まる B29 による戦略爆撃により、この最初の収容施設は全焼した。捕虜の証言によれば、建物から火が出るまでは避難できなかったが、退去が認められると、まだ焼夷弾が落下

してくる中で燃え盛る倉庫から食糧の運び出しに取り掛かった。その作業中に、George H. Thomas 海兵隊一等兵が右手の指2本を失う重傷を負ったほか若干名が負傷した。また、Marek の叙述によれば、捕虜たちは、川に飛び込んで水中の人々を救出したり、女性や子どもの衣服の火の粉を払ったり、動けなくなっている老女を確保したりするなど、自発的に救出活動を行った³¹⁾。

空襲の翌日、捕虜たちはドックにある倉庫に移動させられた。床は土間となっており、寝具をすきまなく並べて寝ることとなった。水は200ヤード離れた元の収容所の地区から運ばねばならなかったし、用便はドックの端で足さざるを得なかった。収容所副官の Taya 曹長が、ドック地区から離れた郊外に早く移動するよう所長に上申したが、港湾での荷役作業のために鉄道を使用する必要が生じるので、所長はなかなかこれを許さなかった。ようやく1週間後になって、所長から東洋紡に隣接する建築途中の煉瓦工場に移動予定であることが告げられた。ただし、その工場は屋根、壁、床がいずれもないため、その住居に転用するための工事に毎日25～30人の捕虜が派遣されることになった³²⁾。

ところが、7月30日の朝、今度は艦載機によるアメリカ軍の空襲があり、捕虜たちのいた倉庫も完全に破壊された。そのため、急遽この工場へ全員が移動した。まだ工事が済んでいないこの建物は長さ130フィート、幅40フィートでその中に、3～4台の寝台スペースが設置されていた。木の皮以外の屋根はなく壁は薄い板だけで、頻繁に雨が降ったので、建物はいつも湿っていた。用を足す場所は広い板の床が敷かれ、その中央に長い隙間がある20フィートくらいの狭い溝だった。ただ、工場には工作室と炉があったので、金属加工が可能で、捕虜たちは資材を自作して建物の補修作業に提供した。この補修作業を行う20人程度以外は全員ドックまで歩いて往復し、荷役作業を続けた。その間、8月8日にはB29が1機飛来し、東洋紡の工場に原子爆弾の模擬弾の投下を行い、工員や動員学徒および引率教師、計33人が死亡したが、被弾した建物の破片は捕虜たちの工場にも降り注いだ³³⁾。

捕虜たちは、8月15日のいわゆる玉音放送を聞くことはなかったが、その翌朝、港に多くの船が停泊しているにもかかわらず、現在の所は貨物がない、と言われ、それから3日間、収容所の建設に従事することとなった。しかし、その後は作業を停止し収容所に戻って休息を取るよう命じられ、さらにトラックで衣服や毛布、石鹸、紙などが運び込まれ、捕虜たちに支給された。また、一両日中にアメリカの飛行機が飛来し物資を投下するので、建物の屋根に POW と描いて目印とするよう伝えられた。終戦を知った彼らの多くは解放感にあふれ、収容所外に出かけ、自由に散歩を始めた。近くの川で泳いだり野球をしたりした。

2日後の朝には一機の航空機が飛来し、戦争が終った旨のノートを落とし、上空を周回して帰って行った。引続いてB29が飛来しドラム缶を投下した。ドラム缶の中にはトマトジュース、煙草、歯磨き粉、棒キャンディー、ミルク缶、モモ缶などさまざまなものが詰まっていた。最後にもう一機飛来し、もう一冊のノートを落とした。そこには、これが3日分の物資であること、3日後にまた飛来することが書かれていた。捕虜たちは投下された食糧をむさぼるように食べ、チョコレートの食べ過ぎで気分が悪くなる者も出た。3日後に再び物資投下が行われたが、このときには赤、黄、緑、青、白のカラフルなパラシュートで物資が投下された³⁴⁾。

9月1日には、他のキャンプからアメリカ人従軍牧師の John A. Willson が到着し、翌2日の降伏調印日の朝、アメリカ国旗掲揚の式典とミサが催された。ミサにはクリスチャンである2人の日本人

も加わった。この2人は、副官の Taya 曹長と通訳の Imura であり、両名共に捕虜に対して好意的に接し、所長や暴力をふるう者たちに対して捕虜の待遇改善を求めている者であった³⁵⁾。

その後、捕虜から解放されたアメリカ人たちは、敦賀の町内を自由に仕切ることができた。停泊する船舶に乗り、ラジオ無線で横浜のアメリカ陸軍司令部と連絡を取るいっぽう、日本軍の宿舎を接収し、そこに住居を移した。また彼らが町を歩くとどこでも飢えた子どもたちが集まってくるので、キャンディやチューインガムを手渡すと、みんな笑顔になったのを見て「いつか彼らが大人になった時、民主主義の意識をしっかりと持つだろう」という思いを抱いたようである。

Mansell のサイトによると、旧捕虜のうち50名ほどが9月3日にキャンプから退去したとして、退去者の氏名にアンダーラインが付されているが、その中には覚書などで9月10日に退去したとしている者も複数みられるので、サイトの記述の正確さには疑問があるが、何人かは自発的に退去した者がいるようである。ただ、多くの者は9月10日に敦賀駅から一斉に列車に乗って横浜へ向かった。Marek の叙述によれば、子どもたちを含む多くの友人の見送りの中で、敦賀を去って行ったとのことである³⁶⁾。

（2）南条郡武生町—大阪俘虜収容所第7分所

武生分所が設置された信越化学工業武生工場は、捕虜が到着する直前の1945(昭和20)年5月1日に、軍需省の合併命令により信越化学工業株式会社が武生町の大同化学工業株式会社を吸収合併することで発足したものである³⁷⁾。武生工場の肥料主任に着任した元社員の回想によれば、「硫酸工場と倉庫が捕虜収容所に改造され、捕虜が三交代要員として現場に配置され、すでに就労していた徴用工とともに生産に従事することになった」³⁸⁾ということである。

さて、武生に収容された捕虜は、大阪大正分所から5月17日に到着したオーストラリア人167名と、梅田・淀川分所など³⁹⁾から5月21日に到着したアメリカ人33名の計200名で、うち将校は軍医（外科）の S.E.L.Stening オーストラリア海軍（Royal Australian Navy）中尉のみで、彼が指揮官であった。ただし、指揮下のオーストラリア兵は、G-force と呼ばれるオーストラリア帝国軍（Australian Imperial Force）を中心とする主に陸軍兵士であり、Stening は本来の指揮官ではなかった。その辺の事情も含めて、以下ではオーストラリア人捕虜の概要について説明する。

オーストラリア戦争記念館によると、第二次大戦中のオーストラリア人捕虜は22,376人を数えるが、そのうち8,031人が死亡したとされる。死亡率は35.9%に上り、戦後の戦争裁判で集計された連合軍捕虜132,134人中の死者35,756人、死亡率27.1%⁴⁰⁾と比べてもかなり大きな数字である。死者が多い原因は、タイービルマ間の泰緬鉄道建設に多数動員されたことによる。

オーストラリア人捕虜の大部分は、1942(昭和17)年2月15日のシンガポール陥落の際に降伏した第8師団15,381人⁴¹⁾であり、他にジャワ、チモール、アンボン、ニューブリテンなどでも捕虜となっている。なお、1945(昭和20)年9月の時点では、シンガポールおよびジョホールに捕虜が5,549人おり、これらはいくつかの収容所に分散され、タイやビルマで労働動員されていた。さらに仏領インドシナに265人、ジャワ385人、スマトラ243人など蘭領西インド諸島各地に約750人、アンボン、バリ、ボルネオなどに約250人がおり、約2,700人が日本本土および韓国、満洲に、そして海南島に約200人がいた。

主要な収容所は、シンガポールのチャンギ収容所であり、各地で捕虜となった者の多くはここに集められ、シンガポール外に送り出された。当初は送致先ごとに軍団の呼称が付けられ、ビルマは A-force、タイは H-force、K-force、L-force、日本は C-force、G-force、J-force、ボルネオは B-force、E-force という軍団が編成された。

日本への送致は1942年の6月に、ニューブリテンからの将校60人と女性19人が送られたのが最初であり、従軍看護婦を含むこれらの女性たちは神奈川県の大塚で終戦まで過ごした。なお、将校のうち45人は、終戦時に北海道の西芦別分所で自活労務に従事していたが、この分所は、福井県の六呂師分所と同様に将校のみの捕虜収容所であった。シンガポールで軍団編成されて日本へ送致された最初のケースは A.E.Robertson 中尉指揮下の C-force、563人で、1942年11月28日にシンガポールを出発し、神戸川崎分所と直江津分所に送られた。次が G-force、200人で、指揮官が R.Glasgow 少佐、副官が L.A.R.Evans 中尉であった。彼らは1943年4月26日に出発し大阪の大正分所に送られた。武生にきたのはこの軍団である。さらに、1943年5月16日には、L.J.A.Byrne 中佐指揮下の J-force、300人が出発し、門司と神戸に送られた。44年以降は、泰緬鉄道完成に伴い鉄道に従事していた兵なども送り出されることになったが、アメリカの潜水艦による魚雷攻撃で沈没し、命を落とす者が多数出た。最後のオーストラリア兵は、1945年1月15日に600人が門司に到着し、各地に送られていった⁴²⁾。

G-force がシンガポールを出発したのは43年4月26日で、輸送船旭光丸にオーストラリア、イギリス、オランダの将兵1,500人が乗船した。各国将兵の編成は、

オーストラリア	：将校 2	兵198	計 200
イギリス	：将校 3	兵297	計 300
オランダ	：将校 10	兵990	計1,000

であった。ベトナムのサンジャック（現、プンタウ）と台湾の高雄に停泊後、5月20日に門司に到着した。この輸送における死者は4名だった。オーストラリア兵は、下船の際に3名が小倉の病院に運ばれ、2日後に1名が死亡した。他の兵も体調が悪かったが列車で大阪に向かい、21日に大正分所に到着した。

大正分所は5月15日に大阪俘虜収容所第10分所として開設され、日立造船築港造船所や大阪鉄工所の電気炉で捕虜を使役した⁴³⁾。捕虜たちは、約1.5マイル離れた場所へ毎日7時に出発して徒歩で出かけた。行進の際には武装した兵1名と棒を持った工場の監視員8名が警護した。1時間の昼食を挟み16時半まで8時間働き、17時半に帰還する毎日で、当初は週に1日の休日が与えられたが、後には休日は10日に一度、さらには2週に一度となった。将校は「ジュネーブ条約」で強制的に働かされないということは通告されたものの、他方では日本では「なまけもの」はおらず、働かない者は結果的に食糧が与えられないとも言われた。

最初の5ヵ月は軍医がおらず医療体制に問題があったが、10月15日に Akleroyd 少佐が軍医として到着、44年3月23日にオランダ人の Louis Indorf 中尉に交替し、その後同年6月24日に大正分所に来たのが、Stening 中尉であった。

この間、G-force の指揮官は Glasgow 少佐、副官は Evans 中尉であったが、45年3月31日に、この両名は、他分所の将校38名（イギリス人5、アメリカ人25、オランダ人3、ノルウェー人5）と共に、

京都府の大江山分所に移動となった。大江山分所はニッケル鉱山であり、イギリス兵150人と香港にいたカナダ兵150人が労働に従事していたが、将校がおらず統制に難があり増産の効率が悪かったこともあり、てこ入れの意味で将校団が送り込まれたものと思われる。この結果、大正分所に残った将校は軍医の Stening のみで、成り行き上、彼が Glasgow 少佐不在の間の指揮官となり、武生への移動も彼の指揮の下で行われた。Glasgow 少佐と Evans 中尉が原隊復帰したのは降伏文書調印後の9月3日であり、この日に再び Glasgow 少佐が指揮官に就任した⁴⁴⁾。したがって、武生分所の大半の期間は Stening の指揮下にあり、武生分所に関する報告は、彼のものがもっとも詳細である。

以下では、その Stening の報告に基づき武生分所の実態を説明するが、先に見たように軍医は短期間の間に全国の捕虜収容所を移動しており、この Stening の足跡をみることは興味深いと思われるので、若干これに紙幅を割きたい。

Stening⁴⁵⁾ が捕虜となったのは、1942年3月1日にバタヴィア（現、ジャカルタ）沖の海戦において、日本軍の攻撃で彼の乗艦していた軽巡洋艦 Perth が沈没した際であった。艦から脱出できた者はジャワとスマトラの間のスダ海峡を漂流したが、乗員681名中、日本軍の捜索で救出された者、その後流れ着いた先で捕まった者、合わせて328名が生き残った⁴⁶⁾。Stening は約8時間の漂流後、日本軍に拾い上げられた⁴⁷⁾。

捕虜はしばらくバンタム湾に停泊中の輸送船ソムドン丸に留置された後、3月9日 Serang 刑務所に収容された。Stening は軍医であったので、Serang 市内の Bantana Park Cinema 内に設置された病院で傷病者の世話をする責任者となったが、4月4日、他の4名のオーストラリア人将校、8名のアメリカ人将校とともにバタヴィアへ移送され、翌5日に日本へ向けて船で出発した。そして5月5日に門司に到着した後、彼らは鉄道で神奈川県の大船海軍俘虜収容所に送られた。大船収容所は、42年4月6日に海軍が捕えた捕虜から情報を収集することを目的に設置したもので、彼らはそこで尋問を受けたのである。その後彼らは、9月9日に日本が国内に最初に設置した収容所である善通寺に移送された。ここは、国内で最初に作られた捕虜収容所であり、基本的に将校用の収容所であるとともに、国際赤十字を積極的に招き、国外に「ジュネーブ条約」に準拠した捕虜処遇を行っていることを示す“show camp”であった⁴⁸⁾。ただし、Stening は軍医としてそこに留まることなく、各地を転々とすることになる（表2）。

この表にみられるように、彼は、南方からの捕虜輸送船が到着する門司周辺での捕虜に対する医療活動に従事した後、長崎の造船所で労役に従事する収容所の軍医としてまわり、半年余りの巡回を終えていったん善通寺に戻った。ただし、彼の出発前の善通寺収容所とはかなり異なり、将校も全員が軽作業ではあるが何らかの労役に携わっており、また糧食も削減され捕虜たちの空腹と健康状態の悪化が見られるようになっていた。その後、大阪俘虜収容所の管区内の分所をまわり、大正分所から武生へと移動することになったのである。

さて、この Stening が報告する武生分所の様子は次のとおりである⁴⁹⁾。

まず、日本側の所長は尼崎分所から異動してきた稲垣満造准尉だった。所員は、軍属を中心に相当数いたと思われるが、正確には確認できない。いっぽう、捕虜側の指揮官は将校である Stening、そして副官はアメリカ海軍の Chief Yeoman（上級事務係下士官？）F.R.Hookum⁵⁰⁾ であった。オース

表2 Stening 中尉の足取り

42. 2.14	～	42. 3. 1	軽巡洋艦Perth(西オーストラリア州フリーマントル出航—バタヴィア沖で沈没)
42. 3. 2	～	42. 3. 9	バンタム湾の輸送船ソムドン丸内に留置
42. 3. 9	～	42. 4. 4	セラン刑務所
42. 4. 5	～	42. 5. 7	バタヴィアから日本へ移送
42. 5. 7	～	42. 9. 9	大船海軍俘虜収容所で聴取
42. 9. 9	～	42.11.28	善通寺俘虜収容所
42.11.29	～	42.12.30	緊急医療団(軍医8、軍歯科医1、医療補助30)の一員として門司港へ派遣
42.12.30	～	43. 3. 1	下関(江の浦村。病院併設収容所)
43. 3. 1	～	43. 4.28	福岡第2俘虜収容所(長崎県西彼杵郡香焼村。捕虜は川崎造船香焼造船所で労役)
43. 4.28	～	43. 5.17	福岡第14俘虜収容所(長崎市。捕虜は三菱重工業長崎造船所で労役)
43. 5.17	～	43. 7. 5	福岡第2俘虜収容所
43. 7. 6	～	43. 7.11	善通寺俘虜収容所
43. 7.11	～	43.10.15	大阪市岡病室
43.10.15	～	44. 6.23	大江山分所(京都府与謝郡吉津村。捕虜は大江山ニッケル鉱山、宮津港等で労役)
44. 6.23	～	45. 5.17	大正分所
45. 5.17	～	45. 9.10	武生分所

トラリア兵とアメリカ兵との間には、当初から感情的な対立があり、次第に激しくなっていくたようである。アメリカ兵の側は少数派であり、オーストラリア人の指揮官に従うことに抵抗があったようで、しばしば規律を乱し、オーストラリア兵の側もそうしたアメリカ兵の規律の乱れに対して憤りを感じていた。いくつかの収容所を見てきたStening自身は、各国混成の収容所ではどこでも同様であったろう、と言っている。

次に、施設であるが、営舎は二階建てで、一階の一部に病室が設置された。床は木の板の上にマットが敷かれていた。一人当りのスペースは、板3.5枚分であった。施設は未完成で、風呂は8月まで利用できず、工場の風呂を使うか蛇口から直接浴びるかであった。厨房も捕虜たち自身で完成させた。便所は粗末な和式である。

敷地は湿っており、どこでも3フィートも掘れば水が出てくる状態であった。なお、GlasgowとSteningの報告書にはいずれも武生分所の全体的見取り図が掲載されているので、ここに翻訳して掲げておく(図1)。

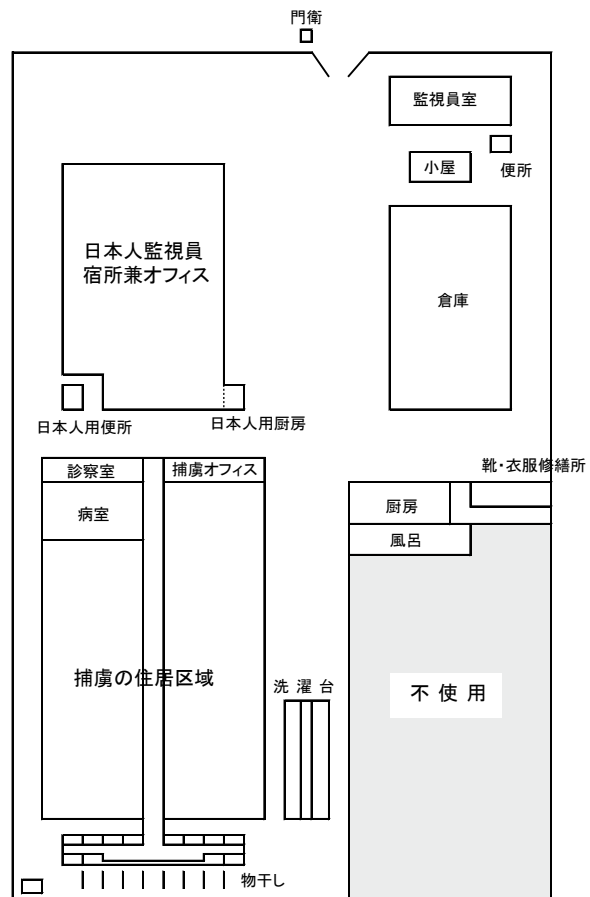


図1 武生分所見取り図

食糧については、当初は、野菜が不足し、肉も月に1、2回しかなかったが、穀物と魚は比較的豊富だった。しかし、やがて、とくに福井空襲の後からは、穀物と魚は減り、野菜も減った上に質の悪いものとなった。さらに、日本人監視員の食糧の掠め取り行為も著しくなり、食糧が分所に来ると、まず日本人の台所に行って良い物が調理され、その残りが捕虜たちに回ってくる、と感ぜられるようになった。

労役作業は主に営舎から約50ヤード離れた電気炉で行われ、原材料や肥料の袋詰めや運搬、炭素電極の製造などさまざまな作業内容であった。埃が舞い上がり、毎日熱い風呂に入浴する必要があった。他に畑に野菜を植えるための準備作業もあり、いずれの作業においても捕虜たちは工場現場の責任者や所長に極限まで働かされた。6月に入ると夜間シフトが導入された。昼間シフトと夜間シフトが5日間ずつ交替に割り振られ、シフトの交替の際には18時間働くことになった⁵¹⁾。

どこの捕虜収容所でもみられたように、武生においても日常的に懲罰が行われ、ほぼ全員が何らかの懲罰を受けた。多くは往復ビンタで、時には棒で殴られることもあった。あえて「野蛮な懲罰」として特記されたのは、竹の上に足を組み、膝の間にもう一本竹を挟んで座らされ、腿の上に4ガロンの水の入ったバケツを載せて約1時間半の間こぼさずに座り続けさせられる、というものであった。6人がこの懲罰を受け、中の1人は営舎に戻った4時間後も歩くことができなかったという。

8月15日の昼頃、体調の悪化した兵が診察を受けた後、現場に戻り作業を再開しようとしたところ、収容所の軍曹がやって来て、今日は工場休日にする、と言い、翌日も、翌々日も、資材不足を理由に休日が続いた。8月19日、Steningは日本の新聞で終戦を知ることになる。終戦から解放までの期間について、Steningは日報を残している。次の六呂師分所で取り上げるSteiger大尉の日誌とともに、貴重な資料であるので、以下に（表3）として掲げる。

表3 武生分所：終戦から解放まで

8.15～19	作業もなく何の情報も知らされなかった。19日に日本の新聞で休戦を知った。
8.20～22	日本の労働者が、自分たちの糧食が半分カットされたことを伝えた。捕虜には穀物など過分の糧食が配られた。この2年間で初めて砂糖が配られた。肉は持ち込まれたが、依然日本人が一部を受け取っている。
8.23	稲垣所長が全員を集め、終戦となったこと、8/31に協定が調印されることを伝えた。さらに、航空機が飛来して物資を落とすので、屋根に大きくPWのサインを描くよう付け加えた。屋根にペイントするとともに、キャンプ脇の空き地にも大きくPWと描いた。
8.24	PWサイン完了。キャンプ外に出て工場の敷地内を歩くことが認められた。
8.25～26	航空機は来ない。さらに多くの糧食が配られた。下痢になる者が増えた。
8.27	私は全員に強制的に運動するよう命じた。水泳とハイキングの企画を用意した。
8.28	午後3時、大きな四発の航空機が到着。40ガロン缶をたくさん投下した。Keogh兵長が大怪我をした。Keoghを運び、病室の外に寝かせた。さらに病室の上に落下した2つの缶で計7名が負傷したが、重傷はKeoghのみだった。物資の75%は破損した。Keogh兵長は、工場の第一医務室に移した。稲垣所長を通じて大阪へ、連合軍に投下の危険性を忠告するようメッセージを送った。
8.29	すべての物資をチェックし、分配した。
8.30	さらに物資の投下があり、33%が破損した。この時はパラシュートが開いた。1、2のパラシュートが遠くに落ち、回収できなかった。 アメリカ海軍のHookum上級事務係下士官とオーストラリアのK.K.Smith軍曹と稲垣所長を頭とする日本人の団が赤十字の代表団と会議を行うため京都へ出発した。私はKeogh兵長がまだ治

	療を要するので行けなかった。
8.31	また航空投下があり、50個のパラシュートが街中に落下した。1人の朝鮮人の女性が足を複雑骨折した。
9.1	全員に休暇が与えられ、街中に入り、周辺を歩き回ることが認められた。最低2人一組で、4時間前にキャンプに通告すること。
9.2	1日の夜、京都へ出かけた者たちが帰還。村田大佐および赤十字と話をしたが、とくに得られた情報はなかった。午後3時30分、稲垣が私に、その日の朝に和平の調印があったことを知らせた。彼は正式に私にキャンプを引き継ぎ、5丁のライフルと弾丸が引き渡された。私は元捕虜たちの行動に対する責任を引き受けるために、受領書を渡した。そのコピーを付けてある。 私は全員に整列を命じた。彼らに新しい状況を伝えると、Caines兵長によりオーストラリア国旗がキャンプに掲揚された。日本人監視員は直ちに退去した。腕章をして警棒を持った10人の見張り隊を街中に当番で置いた。いくつかの指令が公布された。付属コピーを見よ。
9.3	オーストラリア軍のL.W.Watson 伍長、L.Keogh 兵長、A.C.Fulton 工兵、アメリカ海軍のJ.W.Collman 機関士がオーストラリア兵のMedorafの運転とJ.Carrの付添いで大阪の病院へ収容された。午前8時、街にアメリカ国旗が掲揚された。 オーストラリア帝国軍のR.V.Glasgow 少佐とL.A.R.Evans 中尉が大江山キャンプから到着した。Glasgow 少佐が指揮官に就任した。到着時刻はほぼ午後8時。 アメリカ海軍のJ.Staff Si/c (軍曹?)とオーストラリア兵S.Soferが、武生の北約12マイルにある小村 Ossozu (麻生津?)から横浜の第8軍本部と電話で連絡を取った。
9.4	緊急の医療呼出しを受けて、トラック事故で負傷した3人のアメリカ人を診るために武生から列車で2時間南方の敦賀キャンプへ出かけた。敦賀からは不穏な噂を聞いていたので、2丁のライフルと携帯武器を携行した9名の護衛を付けて行った。処置し、大阪の病院へ送るようアドバイスした。武生キャンプには午後7時30分に戻った。 その日はGlasgow 少佐が稲垣所長と面会し、要求を伝えた。
9.5	初めて外部と接触できた。従軍記者のW.G.Burchettが到着し、ニュースをもたらし、そして持って行った。午後6時に帰った。周辺は平穏だ。
9.6	昨日の午後遅く、敦賀キャンプからアメリカ人の従軍牧師、J.A.Wilsonが到着した。今朝、ミサを催しオーストラリア、アメリカ両国旗を祝福した。 横浜の第8軍との連絡は維持された。昨日武生キャンプの旧捕虜のリストを送り、1日に2度、午前9時と午後5時に連絡を取ることが決められた。3機のB29が追加の食料を投下した。
9.7	グラマン戦闘機から食料と雑誌が投下された。
9.9	アメリカのB.M.Axelrod 大尉と、イギリス軍を代表してF.H.P.Plaistowe 中尉が伍長1名を伴ってキャンプに到着した。医薬品一般が補充されたので、診察を行った。
9.10	午後2時18分、横浜行の特別列車で武生を出発した。敦賀キャンプも同じ列車で退去し、敦賀で彼らの車両が連結された。車中では、敦賀にいたアメリカ軍の医療兵が、落下で両腕を骨折した者をしっかりと世話していた。軍医を助けて怪我を整復し、添え木を当てていた。

所長による終戦の通告は、終戦の1週間後の8月23日であり、後述の六呂師分所(22日)とほぼ同じで、航空機が救援物資を投下するのでサインを描くよう指示があるのも同じである。恐らく収容所の外部の日本人の動向については不安があったと思われるので、外部への行動範囲は徐々に広がっている。正式に指揮権の引渡しが行われたのは、アメリカ戦艦ミズーリ号上で降伏文書の調印が行われた9月2日当日であり、オーストラリアとアメリカの国旗が所内に掲揚された。

B29による物資投下が始まったのは8月28日で、これもどの収容所でも見られる光景であるが、投下物資による建物破壊や人的被害の発生、食べ過ぎによる体調不良などが起こっている。その後も何度か航空機による物資投下が行われ、9月7日にはグラマン戦闘機による投下があったと記されている。

るが、この点は、米軍側の資料とは若干異なるようである⁵²⁾。

8月30日以降、京阪との往来が始まり、また9月3日には横浜の第8軍本部との電話連絡が可能になっている。辺鄙な場所に置かれた六呂師とは異なり、遠隔地への移動も比較的頻繁にみられ、Stening自身、敦賀分所に診療に出かけているし、所内の患者を大阪の病院に向けて送り出している。

武生分所から元捕虜たちが退去したのは9月10日であり、敦賀分所の元捕虜たちと同じ列車で横浜に向かったことがわかる。なお、Steningはその後、9月18日にマニラに到着し、10月9日にシドニーに帰還した。

（3）大野郡阪谷村六呂師一大阪俘虜収容所第11分所

六呂師分所が設置された陸軍六呂師演習場は、1930(昭和5)年に従来使用していた三国海岸三里浜に代わって開設されたものであり、戦後は旧六呂師小学校の敷地となった場所である。大戦中は県下の青年学校生徒の国防訓練大会や県青少年農兵隊の本部が置かれるなど、各種訓練や開墾作業等に利用されていた⁵³⁾。演習場の入り口、南六呂師の集落に近い側に幹部舎、浴場炊事舎、医務室が置かれ、山側に三角屋根の平屋の兵舎が2棟、中庭を挟んで谷側に兵舎が1棟建っていたが、これらの兵舎が捕虜たちの宿舎となった。建物の床は土で、片側に2列、もう一方に1列のデッキ寝台が設置され、その上で捕虜たちは睡眠をとりデッキ寝台の間で食事をとった。熱源は建物の中央の地面に掘られた炉が一つで煙の出口はなかった。建物内はノミだらけであったという。兵舎の後方には便所、洗面所、厨房の建物があり、また風呂は別の建物に浴槽があり、捕虜たちは水を汲んできて水浴した⁵⁴⁾。

収容所の開設は6月10日であり、6月24日に善通寺俘虜収容所にいたアメリカ陸・海軍及び海兵隊の将校365名全員が到着したが、それに先立って5月19日に津守分所、梅田分所などから兵士（アメリカ海軍2・海兵隊7）および民間人（アメリカ人11・イギリス人5・オランダ人7）が到着した。アメリカ兵はグアムから来た者が多いが、海兵隊員の中には開戦時に中国で捕えられ、津守分所で労務作業に従事していた兵士もいた。六呂師分所は将校中心の特別な収容所であったが、国内の収容所で同様の所は、先に述べたオーストラリア軍将校と上海俘虜収容所から6月5日に移送されてきたアメリカ軍将校が収容された函館俘虜収容所管下の西芦別分所だけであり、どちらの分所でも自活労務作業として土地の開墾や作物の植付け等の作業が行われた。

指揮官はMarion D. Unruh大佐であった。善通寺収容所のアメリカ軍将校は、グアムやウェークの守備隊に所属した者、フィリピンで捕虜となり日本各地の収容所を経て善通寺に来た者が多いが、その他に戦闘の最中に捕獲された者も含まれていた。Unruh大佐は第5爆撃隊の指揮官であり、B24爆撃機のパイロットであったが、1943年12月30日、ラバウル空爆の際に日本の戦闘機の攻撃により被弾し、海上に墜落した。乗員11名のうち、2名が墜落の際に行方不明となり、9名がニューアイランド島の海岸に打ち上げられた所を日本軍に捕えられ、ラバウルの収容所に送致された。この9名のうち6名は、44年3月5日のいわゆる「トンネル・ヒルの虐殺」⁵⁵⁾で処刑ののち土に埋められ、他の2名もトンネル・ヒルで死んだものと思われる。Unruh大佐のみが高級将校として日本に送致され、44年7月3日に善通寺俘虜収容所に到着していた⁵⁶⁾。

いっぽう日本側は所長の羽部俊太郎中尉以下、収容所設置期間を通じてのべ32名というかなり大規模な監視体制が組まれた。善通寺にいた捕虜たちにとっては誰一人として顔を見知った者はいなく、捕虜に対する扱ひも、主計軍曹が時に狂ったように捕虜を蹴ったり殴ったりする以外はいって「ビジネスライク」であったようである⁵⁷⁾。Gibbs の報告でも「他の日本の捕虜施設のケースよりも扱ひは甘かった。殴打は通常よりも例外的だった。ただし監視員のうち2名が時々肉体的な懲罰を行った。将校は敷地内で喫煙が許されていたし、日中にグループで会話したり寝台で休んだりすることも許されていた⁵⁸⁾」とある。

さて、六呂師分所については、捕虜の一人であった George Steiger 大尉の ‘A POW DIARY’ という日記が残されている。これは、コレヒドールで捕虜となった Steiger 大尉の1941年6月から45年9月までの日記を妻がタイプしたぼやけた原稿を、彼の甥である Frank Steiger が1997年に書き写したものである。この日記のうち、善通寺を出発した6月23日から福井を去る9月9日までを訳したものが以下の(表4)である。なお、表内の記述のうち、[]は、日記の記述の意味が不明であったり、補足が必要だったりする場合などに甥の Frank がコメントを挿入したものである。この日記を踏まえて、以下では、網掛けの部分を中心に、六呂師分所における捕虜たちの様子をまとめる。

表4 Steiger 大尉の日記 (1945年6月23日～9月9日)

6.23	335名のアメリカ陸軍・海軍・海兵隊の将校が善通寺キャンプを出発。駅に午後3時50分、高松を8時に乗船し9時到着、岡山駅午後11時到着。
6.24	岡山を午前6時50分に出発、大阪に12時から1時まで滞在、福井に午後7時30分に到着。福井を午後8時10分に電車を出発し9時50分まで乗車、午後11時山道を登り始める。[大阪を通過したが、大阪はジョージが日本に初めて到着したときに作業を行った所なので、人口300万人の大都市だということを彼は知っていたのだが、そこはB29の空襲によってほぼ真っ平らになっていた。わずかにまばらに残ったビルが立っていた。強い死臭が漂っていた。B29はこの地でまさに破壊という仕事をなしたのだった。福井は東京の反対側、日本の西部にある都市である。六呂師は福井近隣の山地の高所にあった。]
6.25	午前2時に六呂師到着。曇っていたが雨は降っていない。我々の荷物の残りは午後1時に到着した。
6.26	午後、日本人所長による荷物検査。体重143ポンド。
6.27	アメリカ人20名、イギリス人5名、オランダ人t [ママ、2名?] の兵士がキャンプの設営部隊を構成している。
6.28	ここには buffalo gnats (筆者註: ブヨ) と呼ばれるはじめて見る害虫がいる。噛まれると腫れる。ゆっくり水が落ちる水道栓が一つ。風呂は全くない。洗面器を使う。Boscarino 軍曹が担当。
6.29	ここでの私の食器は、“GI” アルミ製の米用の皿と善通寺から持ってきた “samco” 缶だけ。
6.30	ジョージ [彼の息子] の誕生日。祝うものは何もないが、おそらく来年には???? 私は望む!
7. 5	到着して2度目の晴天。将校は1日4時間の畑作業を開始する。この土壌は非常によい黒土で、“The Good Earth” だ! (筆者註: “The Good Earth” は、1931年にアメリカ人小説家パール・S・バックが書いたノーベル文学賞受賞作『大地』のこと。ここで六呂師の土壌が良いと言っているのは、当然のことながら皮肉である。)
7. 6	作業スケジュールが変更となり、半数が午前中に、残り半数が午後1時に作業をする。一日中雨が降ったりやんだり、冷たい霧雨の中で道具を片付ける。夕食後、Valkenaar のアコーディオンでコンサート。
7. 7	霧雨が降ったりやんだりしたが、作業者は戸外にいたままだった。午前中4時間作業をした。昼、晩ともに大変寒い。夕食後、Fred Garrett がライブラリーを開催。
7. 8	Ralph Hansen 大尉とともに午前3時から4時までここで初めて歩哨に立った。Le Bartz のコートを借りた。正午まで水なし。暖をとるためとスペースを節約するため、Frank Ginsberg 大尉と一緒に寝た。

7. 9	この10日間で初めて午前中に暖かい日差しを浴びた。岩を運び、道を直して報酬に7枚の犬用のビスケットをもらった。午後は畑作業。
7.10	Tom Sawyer 大尉の英語を直すために彼と夜の英会話を始める。
7.11	スープの葉を探しに山裾へ出かけるために10人の部隊を編成。もう2週間野菜と呼べるものを口にしていない。7時30分点呼、すぐに消灯。
7.12	昼も夜もずっと雨。Kinchies (煙草) が午後1時30分に到着。R.Sabatini の“Mast At Arms”を読む。(筆者註：ラファエル・サバチニは『スカラムーシュ』でベストセラー作家となったイタリア生まれのイギリスの小説家。“Mast At Arms”は1940年の作品)
7.13	曇りで寒く湿り気があるが雨は降らず。肋骨が痛み軍医を呼ぶ。ビタミンC不足からくる関節炎と診断される。
7.14	雨は降らず、わずかに日が差したが、ほぼ曇り。午前、午後に2時間ずつ畑作業。夜は「荣誉ある」入浴をし、洗濯をした。
7.15	2時間作業。午前中、大工の弁当を盗んだ疑いで120名が罰を受ける。午後は雨。Smith 中尉と3時から4時までお茶。
7.17	作業スケジュールが4時間に戻ったが、一日中降雨のため作業はなし。
7.18	午前中雨。午後は晴れて栽培部隊が作業可能になる。議論の的になっていた「口頭での合意によって」作業をするという契約にサインした。
7.19	この週はじめて一日中晴れ。午後は耕作者と一緒に作業。午後10時から午前1時まで多くの航空機が飛来し灯火管制が敷かれた。西の空が赤く輝く。Bill Meis がはしごから落ちた。米が70袋到着し、新しい厨房に収納した。
7.20	午前中は山の上で心地よい4時間を過ごす。午後は雨で作業が中止。“Day Must Dawn”を読む。ペンシルベニアの開拓者の物語で、まずまずの出来。(筆者註：“Day Must Dawn”は、アメリカ人歴史小説家のアグネス・スライ・ターンブルによる1942年の作品)
7.21	一日中雨。視察のために“Cross Creek”からやってくる将軍が到着できなかった。雨の中、新しい厨房の床に敷く石を運ぶ作業を行った。
7.22	一日中雨。午前11時に本所による視察。麦を除いた良質米の糧食と豆がほとんどないスープ。
7.23	山上で8時から11時30分まで大阪管区の将軍、大佐による視察。ディナーは新しい厨房で作ったサツマイモと味噌スープ。雨のため午後の作業は2度試みたが中止。11時30分から12時30分まで Ginsberg と歩哨に立つ。
7.24	体重は134ポンド、この一か月で10ポンド減った。これは将校たちの平均。[日本人の] 曹長が「1キロの体重の減少で、根性が4キロ増加する」と言っている。
7.25	朝の米の糧食はジャム缶一杯分あった！ Ferris と Anse が午前10時においしいスープを調理した。ディナーにはバケツ一杯の米があり、すべての会食者に同じだけ振る舞われた。20円が支給された。
7.26	将校たちが厨房の運営を開始。
7.27	Howell 大尉、Holland 中尉、Goff が午前4時にキャンプから退去。厨房での食事を開始。
7.29	Ben Lauth 少尉が Harton、Adams らから暴行を受けた。
7.30	午前中、2マイル高い山にフェンスの柱を立てる作業を行った。「トルコ」 Critchlow が部屋の片づけを手伝ってくれた。
8. 1	午前中、森の開拓地から薪を運んだ。骨(牛?)が4重に調理されるという問題。[スープには何度も何度もこの骨が使われ、調理班はそれを捨てようとした。それらの良い骨がすべて捨てられるのを残念に思う人から他の人に骨が手渡された。それを受け取った人たちは骨を噛みくだき、骨髓を取り出し、通常2日間叩き潰す。そしてそれらが処分するために集められるが、調理班が再びそれを見たときにはもう捨てられなくなってしまう。そして彼らはもう一度それでスープを作った。] 10時から12時まで灯りをつけた航空機が頭上を飛んだ。監視員たちは一晩中、音を立てたり、数えたり、灯りをつけたりしていた。
8. 3	米が295グラム(10.5オンス)に減らされた。国の削減に伴うものか? 作業は中止した。まさに我々が生き延びるための食糧を受け取ろうとしているときに!

8. 4	曹長から長い演説があった。「自分はお前たちのために最善を尽くしているのにお前たちはちっとも感謝しない。お前たちの立場が危ういことがわかっているのか、云々！」J.J.Malette が死んだ。1 キロ体重が減れば4 キロ根性が増す！
8. 5	点呼で Travis Smith、Sam Dillard 両中尉がいなくなることがわかった。所長が1 時間後に大阪から戻ってきた。仕事の指示はなく、兵舎に閉じ込められ、ゲームもないし、yasume もない。[日本語の辞書では yasume は「休息」とある。] 日本の少年たちと監視員が捜索隊を編成した。将校はすぐに厨房から解放された。監視員が2 倍になった。
8. 6	Smith と Dillard は、午前3 時に連れ戻されてきた。Bill Lewis、Bill Bard、Paul Stansbury、Horace Patterson 少尉が、食事なしで炎天下に立たされ、一日中尋問された。午後4 時に整列させられ演説を聞かされた、「お前らは脱走できない、云々」。Smith と Dillard は連行されていった。午前中、Malette の葬儀を行った。
8. 7	[広島 A-爆撃の日] ゲームなどのすべての禁止が解除された。午後5 時に9 個の荷物が配られた。米はバター缶1.5缶分に増えた。明日は作業だ。
8. 8	午前中作業。Ottly (筆者註：彼の妻) から3 月22日付の25語カードを受け取った。六呂師での最初の手紙だ。2つのドア以外は釘づけされた。
8. 9	mosquito bar (筆者註：蚊取り線香か) が配られた。43年12月の赤十字月報に新型の自動、ウォークインタイプの急速冷凍冷蔵庫が掲載されており、これについて大いに議論した。
8.10	日本人の当直将校が我々に蚤を捕まえるよう指示した。そうすれば蚤は彼につかないだろう！
8.11	「休暇のための家 ?????」まだ願うのか！ 午後は雨に追われるように山まで作業に出かけた。
8.12	7時30分に作業招集があり、私は午前中に山へ作業に出かけた。約25名は一日中作業をしなかった。この3 か月の間、非労務従事者分の食糧しか受けていない。
8.13	午前中は山で作業。午後このキャンプで初めて温浴。
8.14	蒸気が流れている。11時から12時に南西の方向にたくさんの航空機が飛ぶ。午後は山の上。所長は作業の進捗状況に不満を持っている。午後3 時に食事の監視。私は12時30分から1 時30分まで歩哨に立った。
8.15	午前中作業、午後は良い風呂と洗濯。将校たちは benjo の汲み取りを開始。[日本語の辞書によると benjo とは「トイレット」とある。] Knox からもらった地図を藤本によって没収された。
8.17	将校も兵も作業をやめるよう命令された。
8.18	5 人の兵がボランティアで水道の修理をするよう日本兵から頼まれ、報償としてキュウリをもらった。夜は屋外でアコーディオン・コンサートと喫煙。多くの者は戦争が終わったと思っている。私もそうではないかと思う。
8.20	体重130ポンド。
8.21	3 時30分から4 時30分まで歩哨に立つ。オランダ人のらっぱ手が、アメリカ風の起床らっぱを吹いた。この戦争は終わったのか?! 藤本が地図をそのまま返した。それはもうぼろぼろになっている。
8.22	午後4 時、所長が我々に戦争が終わったと告げた。なんと素晴らしい私の41回目の誕生日だろう。だが、私は41歳になる日まで自分は40歳だとみなそうと思う。そうすることで私にとって「人生は40歳から始まる」のだ。(筆者註：“Life Begins at Forty” は、1932年にアメリカの心理学者 Walter Pitkin が書いた自己啓発書の題名で、寿命が延びたこれからの時代は「人生の楽しさは中年からだ」と説いたもの) [後に彼は日記にこう付け加えた：1945年8月22日、水曜日、六呂師、日本：Walt Cadmus、Ferris Spoor、Anse George からガムをもらい、Chuck Erhardt と午前のお茶、Harky Bull と玄関の階段でディナー、午後には Bill Stecker とコーヒー。所長が戦争の終わりを告げた時には太陽の下で毛布に寝そべった！夕食後、Stecker からチョコレート进行をもらう。夜は素晴らしいアコーディオンコンサートで Walt Cadmus と土手に寝ころんだ。素晴らしい日！体重は130ポンド、足首8.5インチ、ふくらはぎ13インチ、太もも17インチ、腰回り35インチ、ウエスト30インチ、首14.75インチ、上腕10.75インチ、手首7インチ、胸囲34.75インチ、脈拍54]
8.23	Gutter、Spoor、George、Seymour、Wilson が厨房での仕事に戻った。監視員が2 人に減った。
8.24	午前10時に、明日航空機がやってきて慰問品を投下すると告げられた。屋根に POW と描いた。

8.26	強風と断続的な降雨が続く。航空機は来れないのだろう、みんながっかりした。菌磨き粉と歯ブラシとトイレットペーパーがたくさん配られた（今や我々にはそんなに必要ないのに！）我々はこの厳しい気候と2、3日先までしかない食糧で幸運にも生きている。我々は冬まで生き続けることはできなかつたろう。この夏は寒く、暖を保つために着れるものはみんな着て夜はあるだけの毛布をすべて使った。ここで冬を過ごすことがどんなに厳しいことか想像できるだろう。
8.27	食糧はある程度改善したものの、生活はほとんど今まで通りだった。出発の時をめぐる期待はますます膨らみ、ここに居続けることへの不満はますます広がっている。午前中、初めて Tom Sawyer と一緒に運動と散歩を1時間行った。
8.28	午前、午後にそれぞれ1時間 Tom Sawyer、Ferris、Anse と散歩。嵐は明らかに過ぎ去ったようだ。B29が午後3時に頭上を飛んで行った。我々は95円50銭の支払を受けた。歩哨を続ける必要はなくなった。#17(ママ)の葡萄や梨が2円80銭。夕食にはイカと細切れ肉と酒(!)。現在1日3,000カロリーを受け取っている。今までの2年半に配られた食糧は平均1,500カロリーだった。
8.29	朝食にミルク缶いっぱい豆と米。ものすごい!午後3時から4時まで村へ歩いていく。脱穀場、火葬場、寺社など。学童はメロンをくれ、村人たちは米と豆の菓子を焼き、デザートに葡萄と梨のジャムをくれた。みんな食べ過ぎて胃袋がひっくり返った。
8.30	最後の給料1,947円84銭。飲食積立30円。Unruh 大佐、Lineberry 大尉、Gus Johnson 中尉、Jack Ryder 中尉が午後11時、トラックで京都へ出発した。
9. 1	京都へ出かけた一団が、午後10時に他のキャンプで入手した余剰物資をトラックに積んで帰還した。みんなに配って夜通し食べた。
9. 2	午後4時、アメリカ国旗が我々のキャンプの上に掲揚され、ここは今はマレットキャンプと名付けられている。午前9時に、Ferris が私に厨房で仕事をするよう頼んできた—もちろんオーケー。午前10時から11時にかけて、6機のB29が150のパラシュートで食糧、衣料、医薬品、雑誌を投下した。私は午前1時に「朝食のための豆」の調理に取り掛かるまでそこに留まっていた。Hubert Shurtz は20ポンドもの食糧を食べたがまったく異常は出なかった!
9. 3	労働の日(筆者註:9月の第一月曜日で法定休日)。私は今までで最悪の痔になったので厨房を退散しなければならなかった。大いに食べ、自由に歩き回り、そして私は寝込んだ!
9. 4	まだ痛みで寝ていたが、母国の雑誌を読んで大いに楽しんだ。特別の海外版からは広告が削られていて見ることができない。
9. 5	午前中、コーヒー、堅パン、チーズ、ジャムで Smitty の結婚記念日を祝う。みんな食べ過ぎて幾分体調不良になっているにもかかわらず10キロ体重が増加したと言っている。
9. 6	痔が少し良くなった。パラシュート物資はみんなで分けた。現地の日本人が若干の議論の後、いやいやながら武器を引き渡した。Ole Johnson 中尉がキャンプに来訪した。
9. 7	Orr 少佐と Wilson 中尉が食糧の調達と情報収集のために大阪へ出発した。
9. 8	午前6時、Orr 少佐が食糧を積んで帰還した。午前10時、約20名の「処理班」- FREE AMERICANS - が到着した。夜、豪勢に火を焚いて祝賀会を開いた。
9. 9	午前8時、日本人のトラックで六呂師を出発。12時に福井に到着し、6時まで滞在した。Johnny Valkenaar と歩き回り、黒い漆器の椀と喫煙セット、帯、小さな陶器の椀などを買った。それほどたくさん買ったわけではない。

まず、善通寺から六呂師までの経路であるが、捕虜たちは高松から船に乗り、岡山駅に到着、そこで一晩過ごして大阪で2～3時間にわたり車中から焼け野原となった大阪を見た彼らは、その日の夜に福井駅に到着した。そこで、京福電鉄に乗り換えて、深夜の11時から約3時間かけて六呂師まで徒歩で登った。下車駅が下荒井六呂師口であるか、終点の大野三番であるかは定かでない。Donald T. Giles 大佐は回顧録の中で、「我々は本当に辺鄙な場所におり、誰も我々を発見できないような山中にうまく隠されたのだ。日本人は我々を守るのだと言ったが、それは我々が決して見つからないように守る、という意図だったのか？」⁵⁹⁾と述べているように、日本軍には本土決戦に備えて将校たちを容

易には見つからない場所に隔離することで、内通を阻止する、あるいは何らかの取引材料として将校たちを用いる意図があったのかもしれない。

六呂師高原は、5,000年以上前の火山体の崩壊により発生した岩屑なだれの堆積物（伏石^{ぶくいし}とよばれる）が地上や地中に広く分布しているが、ここでの自活労務作業とは、そうした岩石を地面から取り除き、耕すことのできる土壌を見つけるまで掘り、その土壌に便所から汲み取った人糞を撒き、甘藷などの植付けを行うことが中心であった。そのほかに宿舎の掃除、炊事などさまざまな雑事があった。ただ、(表4)にみられるように、兵士とは異なり将校には半日の労働が割り当てられ、また雨天の際には労働は中止となったようである。もっともそれは食糧の割り当ての削減とセットであった⁶⁰⁾。

7月19日には福井空襲の記述がある。Giles 大佐によれば、「便所から帰ってきた捕虜の一人が何か外で起こっているからみんな外を見ろ、と言った。明るいオレンジの光が我々の南（ママ）の方、ほぼ福井の方角の空を蔽っているように見えた。市全体が燃えているに違いなかった。我々は、我が方の爆撃機が無差別に攻撃するのではなく優先的な順序に従い攻撃がなされることを知っていた。もし福井が目標のリストのトップに上がるとすれば、それは日本の軍事目標や工業地域の大部分が破壊されたからに違いない。」⁶¹⁾とあり、戦争の終結を期待する気持が表現されている。

この福井空襲の頃には、支給される糧食も日に日に減らされていくことになり、捕虜たちの体重の減少が目立つようになった。収容所員の「1キロの体重の減少で、根性が4キロ増加する」の発言には相当怒りを感じたようであるが、8月4日に James Irie Mallette 少尉が肺結核で死亡すると、その夜、戦争の終結を待ってはられないという気持ちが募った Travas J. Smith 中尉、Samuel H. Dillard 少尉が脱走をはかった。捜索が行われた結果、2人は学童たちによって発見され、首にロープを巻かれて連れ戻され、その後大阪に移送された。翌日には大阪の本所から将校がやって来て脱走した場合の処遇等について教示した。宿舎の扉と窓の閉鎖は続き、夜間のトイレへの外出は記録され、一人ずつしか認められなかった⁶²⁾。

捕虜たちが戦争の終結を感じたのは、8月17日に、その日以後の作業が中止となることを命じられたときであった。彼らは森の中を散策したりアコーディオン・コンサートを開いたり気ままに過ごしていたが、22日に所長から戦争の終結を通告された。24日には物資の投下があるので建物の屋根に POW サインを描くよう告げられた。

捕虜たちの外出も自由に行われるようになった。収容所周辺の住民から食糧を受け取ったり、住民の持つ着物と軍用コートを交換したりするほか、大野の町内までも出かけている。Emerson 大尉の回想によれば、彼は現金は持っていたが配給切符がなかったので店で食糧を入手できず、郵便局で葉書と切手を買って妻に手紙を書いた。理髪店が行列で混んでいたのも、通りがかりの日本人の男に散髪と髭剃りを頼んだ、とのことである。また、他の元捕虜たちが大野町長の下へ出かけて行き、酒樽を届けるよう強要した、とも記している⁶³⁾。

B29の物資投下は、他の収容所に比べるとやや遅れ、9月2日、降伏文書調印の当日でアメリカ国旗の掲揚が行われた日であった。缶詰や衣服等が詰まったドラム缶がパラシュートで収容所周辺に投下されたが、宿舎の屋根を壊し、一人が負傷したり、パラシュートが開かずドラム缶が破損して中身の桃やケチャップで一面がびしょびしょになったりした。散乱したドラム缶をすべて回収した後、

昼過ぎまでむさぼり食い、その後もしばらくは、昼も夜も三々五々に分かれて火を焚き食事をし、食事と睡眠の合間にカードをし、語り合い、腹ごなしのために周辺を散歩した⁶⁴。

連合軍捕虜が六呂師を出立したのは、9月9日の朝であった。前日の午前中に分隊規模の兵士と軍医、看護婦、写真兵、通訳など20名ほどを乗せたトラックが到着し、身体検査を行ったところ、結核や、精神障害の疑いのある者、怪我の治療が進んでいない者、計3名が別行動となったほかは、全員一緒に出立することとなった。大野の駅までトラックに乗り込み、道筋の集落では子どもたちにガムやチョコレートを配り、約一時間かけて下って行った。大野からは電車に乗って福井駅へ到着、そこで、赤十字の少女たちにお茶や菓子、果物などの接待を受けた⁶⁵。午後6時に列車で福井駅を出発するが、それまでの彼らの行動について、Emerson 大尉は次のように回想している⁶⁶。

「戦前は福井は約10万人の良い町だった。しかし今は破壊されていた。木造の駅、新しいコンクリートのオフィスビルが一つ、石造りの建物が一つ残っていた。町の残りは相当に破壊されほとんど人はいなかった。その新しいコンクリートのオフィスビルが面白そうだったので、Henry J. Pierce 大尉と Harold E. Dalness 大尉と調査することにした。そのビルに到着する前に、少数の住人が我々の来るのを見て去って行った。一階に入ると大きな銀行金庫のドアを見つけた。ドアを吹き飛ばす火薬がなかったので他の部屋に向かった。階段を上ると日本軍人の装備が多数置かれた大きな部屋を見つけた。ピストル、刀剣、ヘルメット、ライフルなど。我々は駅に持ち帰られる数だけ、それぞれ一アイテム一個ずつを持ち出した。その後他の連中がそのビルに行き土産に持ち出したのでその部屋は空っぽになった。

我々3人は戻ることに決め、残りの部屋を調べた。そうするとモダンな歯医者さんのオフィスを見つけた。キャビネットを探すと両手いっぱい金歯が隠してあった。そこのオーナーが7月の空襲の犠牲者から金歯や入れ歯を手に入れたことは明らかだった。私は小さな絹の袋を見つけ全部手に入れた。後にこれらは、帰国した時に訪問者に土産としてあげてしまった。捕虜は爆買いする旅行者ではないということがわからない彼らに対して、がっかりさせないように私は金歯と日本の紙幣を使ったのだ。

昼食後、すでに街中は見てしまったので次に何をすることが問題となった。駅に入ってくる汽車を見て我々は行動した。誰かが機関室に上り、William Powell 中尉が列車の後方から乗り込み、私は先頭車両に入った。列車の中で我々2人が列車の中央に向かって、ビルでみた普通のアイテムより良い銃や刀剣を持っていないかチェックしながら歩いて行った。私は何も見つけられなかったが、Powell は、柄に数百の小さな真珠とダイヤを施したすばらしい日本刀を見つけていた。我々は列車を降り、出発させた。

このときまでに E. B. Miller 中佐と M.D. Unruh 大佐が、我々に、集めた武器や装備すべてを返し、何も取らないよう命じていた。私は近くの空いた場所にそれを捨てて処分した。列車に乗った後、命令を発した当の Miller 中佐と Unruh 大佐がそれぞれ刀とライフルを持っているのを見た。問い詰められて、彼らはこのアイテムは収容所長からもらったもので盗んだものではないと言い張った。だが誰もこの説明を信用する者はいなかった。」⁶⁷

結びに代えて

以上、大戦末期のごく短い間ではあるが福井県下に開設された連合国軍捕虜の収容所についてみてきた。大阪での長い荷役作業の中で形成されたアメリカ軍下士官・兵と日本人側監視員との間での慣行がある程度引き継がれた可能性のある敦賀分所、工場の業績が必ずしも高くない中でオーストラリア兵主体の作業が行われた武生分所、そしてアメリカ軍将校の隔離を目的として設置され、開拓のための労役が中心となった六呂師分所と、それぞれが性格の異なる収容所であった。また、これらのいずれかが日本の平均的な収容所像であったとも言えないであろう。したがって、この3カ所を総括することはあまり意味がない。

ただし、資料を扱う上での留意点については一言しておく必要があるだろう。本稿で用いた資料の大部分は捕虜であった人たちが残した資料である。もちろん、日本側に残された資料は限られており、県内でも敦賀空襲の体験記録などの中で捕虜のことが若干触れられたり、『福井県警察史』の中で正確さに疑問が残る事後報告資料が掲載されていたりする⁶⁸⁾が、全体像がわかる正確な資料は残されていないので、こうした資料に依拠することはやむを得ないであろう。そういう前提ではあるが、このような資料を用いる際には、当然資料の持つ一種のバイアスを考慮に入れて解釈する必要がある。回顧録の場合は、日時の正確さや事実の前後関係に怪しい所があったり、また事実に対する意識的または無意識的な脚色や事後的な情報の刷り込みがあったりする。戦犯裁判の宣誓供述書についても、捕虜虐待や物資横領などの行為を指摘することが目的なので、横領を促すような捕虜側の行為などに触れられることはない。とはいえ、今回参照できた資料の中に、武生については戦争終結後に限られるが、六呂師については到着から帰還までほぼ全体の期間を通じて、日報ないし日記がみつかったことは収穫といえよう。ある程度客観的な事実を提示することができ、とくに六呂師における公刊された回顧録などの不正確さを修正することが可能になった。

最後に、福井県下の収容所の監視員がBC級戦犯に問われたか、という点に触れておこう。BC級戦犯裁判とは、第2次大戦中に特定地域で「通例の戦争犯罪」を行った者を連合国各国が裁いた軍事裁判のことをいう。アメリカ、イギリス、オーストラリア、フィリピン、フランス、オランダ、中華民国が、それぞれの国の独自の法令を根拠にして、それぞれの地域の日本人戦争犯罪人の裁判と刑の執行を行ったものであり、11カ国から各裁判官を任命して裁判所を設置した極東国際軍事裁判（東京裁判）とは全く性質の異なる裁判である。BC級裁判は1945年10月8日のアメリカ軍のマニラ法廷での山下奉文大将の裁判に始まり、51年4月9日のパプア・ニューギニアでのオーストラリア軍による裁判まで、約5,700人が訴追され、うち984人が死刑判決を受けた。裁判の不備や事実誤認などもあり報復裁判の側面もあったが、軍隊という組織の中で命令を受け、それを実行した個人の責任が問われるものであり、「上官の命令は天皇陛下の命令」と教え込まれてきた日本軍の将兵にとっては割り切れない思いをのこすものであった⁶⁹⁾。

さて、このBC級戦犯裁判のうち、日本国内の主に捕虜虐待行為や横領行為をめぐってアメリカ陸軍第8軍が行った裁判が横浜裁判である。裁判は1945年12月18日から49年10月9日まで約3年10か月続き、総事件数331件、重複起訴された者を含め被起訴者はのべ1,039名に上り、絞首刑判決123名、終身刑62名で、3ヵ月から最高50年までの有期重労働判決を受けた者は約670名であった⁷⁰⁾。

福井県下の捕虜収容所の所員の名列については正確な資料が存在しない。そこで、Mansell のサイトに掲載された敦賀と六呂師の日本側人員名を頼りに有罪判決を受けた者を捜すしか手がかりはない⁷¹⁾。見つけ出せた限りでの紹介であるが、名前のわかる所長に関しては、3分所長いずれもが有期重労働判決を受けている。ただし、敦賀所長が梅田分所での件と重複判決を受けているのに対し、他の2所長は、前任地の分所での件に関連して有罪となっている。また、敦賀分所に関しては、所長以下数名が、いずれも前任地の分所の件で有罪となっており、捕虜の証言にあだ名を付けられて登場する人物は、概ね含まれている。六呂師においても、所長以外に本文中で取り上げた「主計軍曹」が、これも前任地の件に関連して有罪判決を受けている。武生分所については所長以外の氏名がわからないので、残念ながら現在は不明である。

注

- 1) 入手した資料は以下の3つの文書で、いずれも解放直後に将校によって書かれた報告書である。
 - ① AWM54,554/16/1, "G" Force (Japan) Reports on Taisho Sub Camp, Osaka-Oeyama Camp, Takefu Camp (以下、AWM ①と略記)
 - ② AWM54,779/1/19 (Part 7), [POW's and Internees:] [Donated papers of Mr L A R Evans - his experience as prisoner of the Japanese] Nominal roll Takefu camp includes war Diary, Sep 1945 (以下、AWM ②と略記)
 - ③ AWM54,779/12/5, [POW's and Internees - records - Preservation of:] Report on the reception and treatment of POW's at Ambon...Reports on Camps at Takefu, Taisho, Osaka, Oeyama, Fukuoka, Shimonoseki, Zentsuji and Ofuna, 1945 (以下、AWM ③と略記)
- 2) 捕虜の数および収容所の開設・廃止年月日等については、陸軍大臣官房『明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末』有斐閣書房、1907年、による。
- 3) 将兵の数字は1905年9月末日現在。「露国俘虜収容人員表」（軍務局軍務課『明治37・8年戦役業務詳報』）
- 4) 『敦賀郡誌』1915年、917-18頁。数字の合計が3)と合致しないが、収容所の開設期間中に若干の移動があったようである。ちなみに陸軍大臣官房前掲書に掲載されている11月10日現在の収容人員表では、鯖江が40名、敦賀が487名となっている。
- 5) 1905年3月18日には「俘虜自由散歩及民家居住規則」（陸第二十一号）が制定された。
- 6) 『北日本』1905年6月4日付、大熊秀治『日露戦争の裏側“第二の開国”』彩流社、2011年、166頁。
- 7) 「条約附属書 陸戦の法規慣例に関する規則」の「第1款交戦者 第2章捕虜第4～21条」に捕虜の取扱いが定められている。主要な部分のいくつかを要約するとおおよそ以下の内容である。
 - ① 捕虜に対して人道的な取扱いを行う。
 - ② 将校を除き、捕虜を階級・技能に応じ労務者として使役してもよい。労賃は同一階級の軍人と同等に支払う。
 - ③ 捕虜には捕えた国の軍隊と対等の糧食、寝具、衣服を支給する。
 - ④ その国の軍法規・命令に従わない場合は必要な罰を与えることを認める。
 - ⑤ 交戦国は、戦争開始の時より、捕虜を収容した場合「俘虜情報局」を設置する。
 - ⑥ 慈善行為者としてその国の法律で設立された「捕虜救恤協会」が救恤品を分与することを認める。

「御署名原本・明治四十五年・条約第四号・陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（国立公文書館 Ref.A03020942000）
- 8) 日本は、不戦条約の第一条に「その各自の人民の名に於て」とある部分が、天皇主権を定める帝国憲法に反するとして、この部分を日本には適用しないという留保条件を付けて批准した。「枢密院会議筆記 一、戦争抛棄ニ関スル条約御批准ノ件」（国立公文書館 Ref.A03033711100）
- 9) 外務省条約局仮訳「俘虜ノ待遇ニ関スル千九百二十九年七月二十七日ノ条約」（国立公文書館 Ref.B02032473200）
- 10) 内海愛子・永井均編『東京裁判資料- 俘虜情報局関係文書』現代史料出版、1992年、295頁。同書所収の田中浩

俘虜情報局長官「研究備忘録」に記載された語句である。

- 11) 国際法に則って捕虜を管理する場合は、陸軍大臣が設置した捕虜収容所で管理する「軍政系統」の管理が行われるが、太平洋戦争前には陸軍大臣が捕虜収容所を設置することはなかった。戦地で捕えられた捕虜は、「軍令系統」に属する作戦部隊の捕虜であり、陸軍は部隊の各級指揮官の責任で捕虜を処理していた。内海愛子『日本軍の捕虜政策』青木書店、2005年、128-31頁。
- 12) 陸軍次官ヨリ関東軍参謀長宛「交戦法規適用ニ関スル件」(陸支密第六三五号、昭和拾貳年九月参日)は、以下のように通牒している。

「一. 現下ノ情勢ニ於テ兩國ハ未タ国際法上ノ所謂日支戦争ニ入りアラサルヲ以テ『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約其ノ他交戦法規ニ関スル諸条約』ノ具体的事項ヲ悉ク適用シテ行動スルコトハ適当ナラス

二. 但シ左ノ件ヲ実施スルハ現下ノ状況ニ於テ当然ノ措置トシテ差支ナシ

 1. 自衛上必要ノ限度ニ於テ敵性ヲ有スル支那側動産不動産ヲ押収没収破壊シ或ハ適宜処分(例ヘハ危険性アルモノ、長期ノ保存ニ堪ヘサルモノ、押収後之カ保管ニ多大ノ経費、労力ヲ要スルモノ等ヲ換価又ハ棄却スル等)スルコト」

(中略)

三. 右述ノ外日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル事態ニ直面シ日支戦争ヘノ移行転移必スシモ明確ニ判別シ難キ現状ニ於テ自衛上前記条約ノ精神ニ準拠シ実情ニ即シ機ヲ失セス所要ノ措置ヲ採ルニ遺漏ナキヲ期ス

四. 軍ノ本件ニ関スル行動ノ準拠前述ノ如シト雖帝國カ常ニ人類ノ平和ヲ愛好シ戦闘ニ伴フ惨害ヲ極力滅殺センコトヲ顧念シアルモノナルカ故ニ此等ノ目的ニ副フ如ク前述『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約其ノ他交戦法規ニ関スル諸条約』中害敵手段ノ選用等ニ関シ之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク又帝國現下ノ国策ハ努メテ日支戦争ニ陥ルヲ避ケントスルニ在ルヲ以テ此種戦争ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリト見ラルル如キ言動(例ヘハ戦利品、俘虜等ノ名称ノ使用或ハ軍自ラ交戦法規ヲ其ノ儘適用セリト公称シ其ノ他必要已ムヲ得サルニ非サルニ諸外国ノ神経ヲ刺戟スルカ如キ言動)ハ努メテ之ヲ避ケ又現地ニ於ケル外国人ノ生命、財産ノ保護、駐屯外国軍隊ニ対スル応待等ニ関シテハ勉メテ適法的ニ処理シ以テ第三国トノ紛糾ヲ避ケルノミナラス皇軍ニ対シテ信頼ヲ抱カシムル如クスルモノトス (以下、略)」(国立公文書館 Ref. C04120138000) アンダーラインは筆者による。
- 13) 内海前掲書、169-79頁。
- 14) 内海・永井編前掲書、6頁。
- 15) 立川京一は、この要領決定がなされる決定的な契機は、攻撃後着陸を試みた4月18日のB25爆撃機によるドーリットル空襲であったとしている。立川京一「日本の捕虜取扱いの背景と方針」『第6回戦争史研究国際フォーラム報告書』2008年、83頁。
- 16) 俘虜情報局『俘虜に関する諸法規類集(昭和21年12月改正)』168頁。(国立公文書館、Ref.C13070714700)
- 17) 内海前掲書、254-57頁。
- 18) 分所の廃止、開設の日付は、俘虜情報局『昭和三十年十二月俘虜取扱の記録』附表第一の其の一による。ただし、六呂師分所について同書では6月1日の開設とされているが、内海・永井編前掲書の田中「研究備忘録」、7月22日の村田宗太郎大佐(大阪俘虜収容所長)の報告のメモには、6月1日の予定が遅延して6月10日に開設されたとある(同書294頁)。なお北陸三県で45年になって開設された分所は、名古屋俘虜収容所管内の富山県下の、富山日本曹達分所、富山立山重工分所、富山日本通運分所、伏木海陸運送分所、富山日本曹達岩瀬製鋼分所である。戦時中を通じて石川県には収容所は開設されていない。福林徹「日本国内の捕虜収容所」奥住喜重・工藤洋三・福林徹『捕虜収容所補給作戦 B-29部隊最後の作戦』2004年、157-58頁。
- 19) 鈴置善郎「敦賀とアメリカ軍(その1)」『日本海地誌調査研究会誌』13号、2014年、17頁によれば、「降伏調印(9月2日)後、収容所は向かい側の東洋紡の工場内の建屋に移動した」とあるので、都合3度移動したことになる。この鈴置論文は、本稿では参照していないアメリカ国立公文書館の資料も利用しており、大変参考になった。
- 20) 福林前掲論文、161頁。

- 21) 同、159頁。
- 22) 同、159、161頁。
- 23) Stephen Marek, "Laughter in Hell", The CAXTON PRINTERS, Ltd., Caldwell, Idaho, 1954 は、梅田から敦賀に移送された2人の兵士、Ernest Lincoln Guirey 海軍航空兵と Harbart Tom C. Nixon 海兵隊一等兵からの聞き書きによるノンフィクションである。同書によれば、梅田分所では、食糧の窃取が横行していたが、1944年3月13日に起った騒動をきっかけに、梅田駅で物資が停滞することを日本側が危惧したこともあり日本側と捕虜との力関係に変化が生じた。その結果、食糧の窃取とその賄賂への利用が半ば公然となり、さらに積荷の部品を壊したり日本人作業員に壊させたりすることで作業を意図的に遅らせるサボタージュも始まったとされている。
- 24) *Ibid.*, p.192.
- 25) *Ibid.*, p.197.
- 26) Jesse L. Stewart 軍曹や Robert T. Romer 軍曹の宣誓供述書。
http://www.mansell.com/pow_resources/camplists/osaka/Tsuruga/stewart_affidavit_tsuruga.html
http://www.mansell.com/pow_resources/camplists/osaka/Tsuruga/rohmer_affidavit_tsuruga.html（2017年3月20日参照）
- 27) Marek, *op.cit.*, pp.61-62, 106-07, 240, 250.
- 28) 鈴置前掲論文、16頁、Romer 宣誓供述書、および Bataan Commemorative Research Project の Web サイト (<http://bataanproject.com/>) より William David Sparrow Jr. 軍曹の覚書。（2017年3月20日参照）
- 29) Marek, *op.cit.*, pp.192-93.
- 30) Stewart 宣誓供述書、および <http://bataanproject.com/> より、Sparrow Jr.（前掲）、Morgan R. French 軍曹、Leo H. Dorsey 伍長、Emerson Maytubby McCarter 二等兵の覚書。（2017年3月20日参照）
- 31) Stewart 宣誓供述書、および Marek, *op.cit.*, pp.216-23.
- 32) Stewart 宣誓供述書、および Marek, *op.cit.*, pp.223-24.
- 33) Stewart 宣誓供述書、Sparrow Jr. 覚書、および Marek, *op.cit.*, pp.225-29。8月8日の空襲の死者数は、『敦賀市史通史編下巻』1988年、478頁。
- 34) Sparrow Jr. および French 覚書、Marek, *op.cit.*, pp.237-45.
- 35) Marek の本では、この通訳の Imura について、年齢が60歳くらいで痩せて背が高く、髪が薄く金縁の眼鏡をかけ口ひげをはやしていると描写している。25年前に渡米して食料雑貨商として全米を歩き回り、アメリカの市民権を持っていたが、妻と共に日本に訪問した時に戦争が勃発し、アメリカに帰国できなくなったということであった。Stewart の宣誓供述書では、この人物を Bunzo Kimura としているが、井村文蔵というのが正しい名前のようなのである。実は、サンフランシスコで発行されていた日米新聞の1928年3月6日付の記事の中に、当時日本郵船のサンフランシスコ航路に就航していた「これや丸」で到着した乗客名簿があり、そこに「井村文蔵（福井）」の記載がある。おそらくこれが Imura であると思われる。Hoover Institution Library & Archives, Hoji Shinbun Digital Collection <https://hojishinbun.hoover.org/?a=d&d=jan19280306-01.1.3> (2018年1月10日参照)
- 36) Marek, *op.cit.*, pp.252-56.
- 37) 大同化学工業は、1917(大正6)年に山本条太郎が設立した北陸電化株式会社武生工場が前身で、1921(大正10)年設立の大同電力株式会社に吸収されて大同肥料株式会社として独立した後、1938(昭和13年)大同化学工業と改称し、主にカーバイドを基に窒素肥料の製造を行っていた。1944(昭和19)年7月に、同社は軍需省より珪素鉄の増産命令を受けたが、施設の老朽化と労働力の不足により目標が未達となり、同年9月に信越化学工業が大同化学工業の珪素鉄生産を引き継ぐよう命令を受けた。さらに12月からは炭素電極の製造事業も引き継ぐことになった。信越化学工業株式会社社長室『信越化学創立60周年社報記念号 未来への軌跡・昭和とともに60年』1986年、174頁、同社広報部『信越化学工業80年史』2009年、38-39頁。
- 38) 信越化学工業株式会社社長室前掲書、174頁。
- 39) 福林前掲書、158頁によると、アメリカ人捕虜は淀川分所から来たように書かれているが、後出注50)のF.R.Hookumのように、梅田分所にいたと思われる者もいるので、大阪管内の複数の収容所からアメリカ人捕虜が来たと考えたほ

うがよいかもしれない。

- 40) 内海前掲書、43頁（原資料は、法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概史要』1973年、183頁）。
- 41) AWM ①
- 42) 'General information about Australian prisoners of the Japanese' オーストラリア戦争記念のWebページ
https://www.awm.gov.au/articles/encyclopedia/pow/general_info（2018年1月6日参照）
- 43) 福林前掲書2004年、160頁。AWM ①、AWM ③
- 44) AWM ①、AWM ②
- 45) Samuel Edward Lees Stening は、1910年シドニーに生れ、32年にシドニー大学医学部を卒業、39年9月21日にオーストラリア海軍に志願入隊した。戦後は小児科医として働き、1983年7月17日、73歳で死去している。
'Surgeon Lieutenant Commander Sam Stening - Medical Officer HMAS Perth -In Japan 42 to 45' P. Winstanley のWebページ <http://www.pows-of-japan.net/index.html>（2018年1月6日参照）
- 46) *Ibid.* および 'A Brief History of the Australian cruiser HMAS PERTH'
<http://www.perthone.com/perth.htm>（2017年7月20日参照）
- 47) "The Angus (Merbourne)" 1943年7月8日付の記事
<https://trove.nla.gov.au/newspaper/article/11794140?searchTerm=&searchLimits=l-publictag=Zentsuji+Prison+Camp>（2018年1月6日参照）
- 48) *Ibid.* 「48名の海軍将兵が日本の手中に 軽巡パースの生存者」と題されたこの新聞記事で、善通寺俘虜収容所にいる Stening から妻に届いた2通の手紙が紹介されている。
9月19日付の手紙には「私は大変幸運だった。膝と頭と親指を少し怪我したが、今は全快している。海中に8時間いた。ここには Harper、Owen、Gay、Robbins（筆者註：Stening と共に大船へ送られた同僚の将校）と一緒にいるので安心だ。」とあり、また10月29日付の手紙には自身の写真が同封されており、「元気でやっており、予想以上に満足している。」と書かれてあるとの紹介がなされている。
- 49) AWM ③
- 50) F.R.Hookum は背が高く頑強、かつ能弁な兵士で、梅田分所時代には捕虜の中でももっとも勤勉で我慢強く働き、捕虜たちにより作業班長に選出されていた。1945年4月に大規模な物資の盗難が発覚して班員全員が尋問された際には、彼が進み出て自分が一人でやったと主張し、激しい殴打を受け、7日間の禁錮処分を受けたという。Marek, *op.cit.*, pp.104-06、および Jesse L.Stewart 軍曹の宣誓供述書。
- 51) 内海・永井編前掲書の田中「研究備忘録」の7月22日の村田大佐の報告のメモには、「武生ノ工場 殆ド全部俘虜ノ手 活気ナシ」とある（同書、295頁）。
- 52) アメリカ第20航空軍の戦時捕虜補給作戦報告書に付けられた補給作戦の投下写真と評価報告第97号によれば、9月7日にB29による投下が行われている。評価報告として、「収容所は無線中継局に隣接している。敷地全体は柵で囲まれている。"U.S.N.RADIO2.WOP" の語と1本の矢が開墾地に描かれている。収容所は決まった形式のないさまざまな様式の建物から成る。80個の包みが投下されたが、34個は収容所近くの空中に認められる。投下の精度はわからない。四日市に投下する予定の1機が、"ALL LEFT THIS CAMP" という標語を観測して大阪 No.11(武生分所) に投下した。収容所は指定された目標であった。」とある。奥住・工藤・福林前掲書、101頁。
- 53) 『大野市史 通史編下近代・現代』2013年、353-55頁、『大野市史 新聞資料編』2000年、962-65頁。
- 54) John M. Gibbs, 'ROKUROSHI' as taken from Reports of Interned American Prisoners, Liaison & Research Branch American Prisoners of War Information Bureau, <http://www.northchinamarines.com/id30.htm>（2017年7月20日参照）
- 55) ラバウルの大空襲後、3月4日、5日に、トンネル・ヒル内に収容されていた連合軍捕虜31名が報復として処刑され埋められた事件を指す。
http://www.pacificwrecks.com/provinces/png_tunnel_hill.html（2017年7月20日参照）
- 56) <http://www.pacificwrecks.com/aircraft/b-24/41-24186/html>（2017年7月20日参照）、および George Steiger の日誌による。

- 57) K. C. Emerson, 'Guest of Emperor', 1977, p.80.
<http://entopip.okstate.edu/museum/guest-of-emperor.pdf> (2017年3月15日参照)
- 58) Gibbs, *op.cit.* ただし、Donald T. Giles, "Captive of the Rising Sun", the United States Institute, Annapolis, Maryland, 1994, p.153には、「日本人将校も監視員も極端によそよそしく、我々に荒くあたった。我々は昼も夜も安らぐことはなかった。我々は夜明けから日暮れまで丘で働き、しばしば弱って倒れた。我々の食糧は普通寺の時よりもはるかに不足し栄養が欠如していた。我々は皆着実に体重が減っていき、例え監視員が我々をもっと働かせようと殴っても捕虜たちはますます倒れて行った」とあり、かなり乱暴な対応がなされたように読める記述がある。もっとも、この本は、Giles 大佐（当時）がゲラムで捕虜となり、日本に移送され、解放後アメリカに帰還するまでの回顧録であるが、全体としてやや誇張された表現、不正確な記述が散見され、客観的な資料としてはかなり問題があるように思われる。
- 59) *Ibid.*, p.152.
- 60) *Ibid.*, p.153, Gibbs, *op.cit.*
- 61) *Ibid.*, p.155.
- 62) Emerson, *op.cit.*, pp.80-81. 勝山市旭町在住の伊藤俊一氏によると、戦後しばらくの間、六呂師分所の敷地外の山側の斜面に木で作った十字架が立っており、それが捕虜の墓であると伝えられていたとのことである。また伊藤氏は、脱走した2人の捕虜が勝山市本町通りで捕えられて処刑されたとの話を後に聞いたとのことであった。後者はおそらく流言であるが、死者や2名の脱走者があったという話は地元でも広がっていたことがわかる。
- 63) *Ibid.*, pp.84-85.
- 64) *Ibid.*, pp.83-84.
- 65) Giles, *op.cit.* p.164.
- 66) Emerson, *op.cit.*, pp.87-88.
- 67) 福井県警察本部『福井県警察史 第二巻』1990年、391-92頁にはこうした行動を裏付けるような警察署員の回顧が記されている。
 「午後一時過ぎ捕りよが福井駅に着いたという情報があり、既に警察官は市内要所に配置されていたので彼等の出方を待つばかりであった。吉村署長さんは捕りよの出迎えと敬意を表するかたがた警戒をも兼ねて福井駅に出かけられた。到着した捕りよは五十余名で将校が多かった。到着すると日本赤十字社の湯茶の接待を受け、三々五々市内散歩ということだろう、空襲後バラック建の多い市内へ出かけていった。そして焼残りの人絹会館とか福井銀行・市役所・公会堂などの大きな建物の中をチュウインガムを噛みながら、毛布を肩から覆って徘徊していた。矢張り捕りよらしい淋しげな姿と思はれた。このようにして格別暴れるとか婦女子への暴行もなく平穩だったが、福井駅前大通りで制服の日本将校を発見して軍刀を取上げてしまったという情報も入り、又吉村署長さんがピストルを突きつけられ腰の軍刀を（その頃警察幹部は軍刀をさげていた）取られ、丸腰で帰って来られたのは一寸驚いたが、その当時の情勢では笑えぬナンセンスとしてこの程度は仕方がない。兎も角三時間の不安な時間も何時しか過ぎて、一同無事引揚げて行って呉れたことは何よりでお互皆ホッとした。」（『おもいで』1955年、福井県旭光会発行）
- 68) 同書、390頁。
- 69) 横浜弁護士会『法廷の星条旗 BC級戦犯横浜裁判の記録』日本評論社、2004年、8-9、29頁、半藤一利・秦郁彦・保坂正康・井上亮『「BC級裁判」を読む』日経ビジネス文庫、2015年（初出は2010年）、7-15頁。ちなみに、国際軍事裁判所条例（ニュルンベルク裁判）、極東国際軍事裁判所条例（東京裁判）で、戦争犯罪は、侵略戦争を開始した「平和に対する罪」、従来の国際法に明記されている「通例の戦争犯罪」、そして戦争行為以外の大量殺戮、虐待などの「人道に対する罪」の三つのカテゴリーに分けられたが、A級、B級、C級は、これを日本語に翻訳した際の呼称である。ただし、実際の裁判ではB級とC級を区別して扱うことはなく、「通例の戦争犯罪」を行った者として一括してBC級戦争犯罪人として扱われた（横浜弁護士会、29頁、半藤ほか、17頁）。
- 70) 横浜弁護士会前掲書、20-21頁。横浜裁判は、連合軍最高司令官（SCAP）の権限に基づいて設置された軍事委員会が執り行ったが、通常の英米法における刑事裁判の原則である当事者主義、すなわち供述書をそのまま証拠とすべきでなく、被告弁護側が異議を述べた場合には供述者に対する反対尋問を行い、これにより心証を形成

する、という訴訟原則は適用されず、元捕虜から聞き取った供述書がそのまま証拠として採用され、供述者への反対尋問を行うことなしに有罪判決の言い渡しが行われることになった。また、判決文がなく判決理由が付されていない点も異質な裁判であった（同書、34-37頁）。

- 71) 参照した横浜 BC 級戦犯の名簿は、青森空襲を記録する会の Web サイトに掲載されている「横浜 BC 級戦犯者処刑一覧」である。

<http://aomorikuushuu.jp/bclist.html> (2018年1月27日参照)

研究ノート

近世後期から明治期にかけての福井市街足羽山の茶屋・料亭

—「晴嵐亭」「五嶽楼」を中心に—

柳沢美美子*

はじめに

1. 18世紀の愛宕山遊山と茶屋「市太夫」
2. 褒賞として料理と「市太夫」の福井藩賄御用
3. 「二右衛門」から「五嶽楼」へ

まとめにかえて

はじめに

福井市街南西に隣接する足羽山は、標高116メートル余の独立丘陵で、山上には足羽山公園が整備され桜の名所として賑わう。自然林のなかに通年営業の飲食店やカフェが点在し、四季を通して多くの市民に親しまれている。足羽山と称されるようになったのは、明治期以降のことであり、江戸時代には一般に「愛宕山」と呼ばれた¹⁾。

19世紀にはいった頃の足羽山の賑わいは、『越前国名蹟考』に収載された「足羽参記」²⁾がよく伝えている。松玄院、足羽社、勝軍地藏（愛宕大権現）にいたる愛宕坂には、楊弓屋や「塩梅よしの田楽」屋が並んでいたことがわかる。



写真1 足羽山(部分、『若越宝鑑』)

* 福井県文書館副館長

また、明治中期の刊行で、細密な銅版画による足羽山の俯瞰図（写真1）を収載している『若越宝鑑』³⁾では、足羽山のように次のように描写されている。「登臨すれば、四方眼界を遮るものなく景趣甚だ妙なり、登路に石場、清水百坂、黒竜坂の三条あり、石場を本道とす、石場より躋れば石階^{のほ}壘々として左右に酒樓、茶亭あり、五岳樓、清嵐亭最も名あり」（以下、引用資料の傍注は筆者による）。

本稿で中心的に取り上げる「晴嵐亭」「五嶽樓」は、この3本の登山道のうちの本道とされる、北東麓の石場町からの登山ルート、愛宕坂（横坂）に位置していた。「晴嵐亭」の終焉⁴⁾は不明であるが、「五嶽樓」は1994年（平成6）頃⁵⁾まで続いており、その眺望や雰囲気^{のほ}を記憶に留めている人は少なくないだろう。

福井城下・市街の茶屋・料亭については、これまでほとんど検討が加えられておらず、『稿本福井市史』および『福井市史』通史編2がわずかに紙幅を割いているのみである。また個々の料亭の経営資料等も現在のところ見出されていない。本稿はこうした資料的な制約から、足羽山の茶屋・料亭についてその利用のあり様を記した日記等を手がかりに、その動向と社会的な役割の変容を考察しようとする試みである。「晴嵐亭」「五嶽樓」の2店は、以下2において述べるように江戸時代の呼称がわかる足羽山の4店のうちの主だった料亭であり、「市太夫」「二右衛門」といった一般的な呼称が見逃されやすく、そのあり様がほとんど注目されてこなかったものである。

1. 18世紀の愛宕山遊山と茶屋「市太夫」

愛宕山の茶屋や料亭の存在は、どの時期まで遡って確認できるのだろうか。「愛宕山の料亭」という小見出しを設けている『福井市史』通史編2では、1722年（享保7）7月の触書「愛宕山遊山夥敷有之候由ニ付御メリ之事」⁶⁾を紹介している。このころ、愛宕山には大勢の遊山客が訪れており、口論や酔狂にかかわる事件が危惧されたため、町人どもは遊山を慎むよう命じられていた。この触書からは18世紀前半の愛宕山の賑わいぶりが確認でき、こうした遊山客が利用する常設の茶屋がすでに存在した可能性が推測されるが、資料からは明確にはわからない。

ただ、ここから20年も経ていない1739年（元文4）4月になると、茶屋の夕刻以降の営業が制限される。これも『福井市史』通史編2が紹介している「御家老中御用留抜集」によれば、「愛宕坂茶屋仕者共、近年六ツ切ニ相仕廻候様」に規制されたことにより、午後6時頃より遅い時刻での茶屋の利用ができなくなり、一方で「町方ニ仕出し茶屋、多出来」したため、愛宕山の茶屋は「渡世仕兼」る事態となった。このため、夕刻以前から「居懸り候者共」が「六ツ過宵之内迄」居ることができるようにたびたび願い出て、日没直後までの営業が町奉行土屋十郎右衛門から認められた⁷⁾という。「愛宕坂茶屋仕者共」という表記からは、愛宕坂で茶屋を営む者が複数あったことがわかる。

このように元文期（1736-41）頃には、愛宕坂あたりだけでも複数の茶屋があり、これに対する藩の営業時間規制に対応して、福井城下町方には注文によって料理などを作り、注文先へ届ける仕出し茶屋も複数出現していた。

さらに18世紀後半、1789年（寛政元）の本願寺法主法如の越前下向についての記録「御門跡様御下向」⁸⁾には、具体的な茶屋の営業者「市太夫」が登場する。法如は、同年6月26日に福井御坊に到着

したが、おりから続いた大雨で翌月閏6月5日には九頭竜川にあった舟橋も流される大洪水となり、福井城下に逗留することを余儀なくされた。吉崎参詣が叶わない法如から「気ヲ被転候場所遊参所等ハ無之候哉」と尋ねられた輪番らは、「愛宕山ト申ハ城下ヲ見ハラシ候遊参所」と申し上げた。すると法如は「物喰候処ハ無之哉」と問うので、「賤キ茶屋五、六軒御座候」と返答したため、愛宕山登山と茶屋「市太夫」への下向が準備されることになったという。しかし、「最初御案内申候人甚タ不届」「御下り被遊候ハ、御機嫌ニ相障」と主張する肝煎同行や講中らによって強く反対され、結果的には法如の「市太夫」立ち寄りを実現することはなかった。この資料からは、寛政期（1789-1801）の愛宕山には5、6軒の茶屋があり、そのうちの 하나가「市太夫」を名乗っていたことがわかる。ただ、この時の「市太夫」は、主だった門徒らから法主を案内するには相応しくないとと思われる「賤キ」茶屋であった。

しかしこの「市太夫」は、およそ半世紀後の1838年（天保9）には福井藩から「御台所御用向出精ニ付」⁹⁾ 扶持米2人扶持が給されるようになる。この扶持米給付は、「市太夫」が「年始御式正并御祈禱御賄御入用之分、為冥加年々上納可仕旨」の内願書を提出したことに対応したものであった。すなわち、「市太夫」が藩の正式な年始儀礼や祈禱の際の賄いを冥加として年々上納する旨の内願書を提出したので、評議の結果扶持米給付が決まったものであった。「是迄年々被下候米壹俵、以後不被下候」とあることから、「市太夫」がこうした儀礼の際に賄いを提供する慣例は、扶持を給される38年以前からあったと考えられる。

この「市太夫」は「山^{やま}市太夫」を称し、その後倅鍋八・彦一、孫の「松玄院門前 山市太郎」まで4代にわたって扶持米を下付され¹⁰⁾、次に述べるように明治期には「晴嵐亭」を名乗る料亭であった。

2. 褒賞として料理と「市太夫」の福井藩賄御用

前述の『福井市史』では「愛宕坂を代表する料亭は、市太夫・二右衛門・二兵衛・一右衛門の4家であった。市太夫家は藩の御用を勤め、晴嵐亭と称した」と述べているが、出典は示されていない。この典拠は、おそらく明治中期に県内で刊行された名所案内『福井名勝記』¹¹⁾ に収載された漢文「晴嵐亭記」によるとと思われる。「晴嵐亭記」には「明治辛卯秋九月」（1891年（明治24）9月）の年紀があり、筆者は福井藩士で藩校明道館教授を務めた富田鷗波（厚積、1836-1907）である。ここには足羽山（愛宕山）で比較的古くから「旗亭」（料理屋）を営んでいた4戸として「市太」「市右」「二兵」「二右」が挙げられていた。そのうち「市太」には、翼を広げるように断崖を臨んで建つ一亭があり、「晴嵐」と呼ばれた。富田によれば、「市太夫」は波著寺の末裔で、一度出家しながら還俗し、頭をまるめた僧形のままで割烹に卓越していた店主は、洛東円山の安養寺坊が阿弥号を称して飲食を供し遊興の場となっていることに擬えられたり、「晴嵐亭」の風情から長沙（瀟湘）八景に因んで「山市晴嵐」と呼ばれたりしたと記している¹²⁾。

福井城下米町の米問屋で、藩の札所元締役や産物会所元締役などを務めた山口家の記録「山口家譜」¹³⁾ には、御用金調達などに応じてたびたび勘定所や御泉水屋敷等において料理を下されたことが記されている。料理頂戴に関する記述は、1790年（寛政2）から1861年（文久元）まで46か所にわた

り、その場所は、勘定所が26回と最も多く、それ以外では「市太夫」5、御泉水屋敷4、御札所3と続いている。「市太夫」に関する記述は以下のとおりである。

- (1) 文政4.12.3 「横坂市大夫方ニ而、金毘羅講段々心配ニ而札嵩相増候ニ付御料理被下、則小右衛門へも御料理・御酒被下置候、此会札高六万式千五百九拾式枚」
- (2) 文政6.12.5 「(前略) 各出情ニ依而若殿様初御目見御祝事御首尾能被為濟御満悦ニ被思召候段、依御目録桐御紋御上下被下、夫々横坂市大夫方ニ而御料理被下候」
- (3) 文政10.5.22 「(前略) 御勝手向御難渋之所是迄何茂格別出情、御指支も無之御入部も被為在御満足思召候 (中略) 御目録を以沙・綾巻巻ツ、被下置、横坂市大夫方ニ而御料理被下候」
- (4) 文政11.8.29 「(前略) 御扶持方式人扶持御増都合六人扶持ニ被成下、御内御御用達役被仰付 (中略) 御頼金千式百両、但子丑刁と三ヶ年上納為御会積米金千両ニ付米百拾俵ツ、元利相濟 候迄被下候、但三ヶ年ニ上納四ヶ年目々元金拾ヶ年済シ／即日山市大夫方ニ而御料理被下候」
- (5) 文政12.1.22 「横坂市大夫方ニ而御料理・御酒被下候」
- (6) 天保11.5.4 「加州宰相様御通行ニ付、別家八十八方下宿被仰付則前田(前田齊泰)図書様御昼相勤ル、外ニ下宿有之、上下八十式人、尤賄御上々山市大夫引受御宿のミ相勤可申事、茶指上ル、御菓子八十八ヶ献上、委細御用留ニ有之、御茶代五百疋被下候、尚委細御用帳ニ有」

(1) 1821年(文政4)の金毘羅講は、19年に三国湊久昌寺の名義で企画され、当初から山口与兵衛が「世話役」を務め¹⁴⁾、この講に関わって勘定所からたびたび紬生地や銀などを下されており、勘定方を掌る御奉行蜷川林左衛門¹⁵⁾が関与していたことからほぼ藩の事業と考えられる。これ以外の(2)～(5)でも「市太夫」は、「若殿様」(仁之助、後の藩主齊承)の將軍への初目見行事や、「御頼金」などの藩御用金に貢献した際の褒賞として、勘定所や御泉水屋敷以外では、見晴らしのいい横坂(愛宕山中腹)の「市太夫」において料理を下された。

このように「市太夫」は、扶持米を給与された1838年(天保9)以前、文政期(1818-30)においても、御用金調達に協力した有力商人への饗応の場として利用されていた。

さらに(6)の加賀藩主の城下通行の際には、山口家などの有力町人は宿のみを提供し、「市太夫」が加賀藩家臣ら82人の昼食や宿泊時の夕食・朝食について、料理仕出しを一手に担当していた。

またこれ以外に、「山口家譜」には、明治中期には途絶えてしまう¹⁶⁾「市右衛門」が登場している。これは、(6)と同様に有力町人が宿のみを貸し、食事(料理)は料亭から提供した事例である。すなわち、1841年(天保12)3月の条で「本保役人御札所御内用ニ付、福井止宿ニ付訳合在之、手前二足庵止宿御頼ニ付、無拋御札所へ御貸申上、格別御馳走御取扱可被成義ニ付、幸右衛門(山口)昼夜浜町へ引越居料理人山市右衛門諸道具共格別心配いたし、日々取替三月十日々十三日迄逗留、内御泉水屋敷(御泉水屋敷)へも被参候、府中々付添町人式三人有之」(傍注筆者)と記されている。幕府領の本保陣屋の役人が藩札関連で福井城下に宿泊する際に、山口家に宿泊を依頼され、3泊の逗留の間当主の幸右衛門は浜町へ引き移り、「市右衛門」が食事を提供したというのである。

ここで「市右衛門」は「諸道具共格別心配」したとされていることから、この場合の「仕出し」は、単に注文に応じて調理し届ける出前料理というより、会場に調理設備や器具、食器等を持ちこんで、食膳を設える現在のケータリングに近いものであったと推測される。

さらに、こうした出張での料理提供を「市太夫」が福井城内で行っていたことが、松平慶永（1828-90）の側頭取であった鈴木主税¹⁷⁾（重栄、1814-56）の「御用日記」草稿¹⁸⁾からわかる。「市太夫」は、1847年（弘化4）2月26日、藩主松平慶永（春嶽）が7か寺の菩提寺¹⁹⁾の住職方を招いてもてなした際に、城内へ出張して「仕出し」で料理を提供した。

もっともこのエピソードは、すでに『稿本福井市史』下巻で『郷土史蹟考』をいう資料を出典にして詳細に紹介されている。馬事や庭拝見、招待客の求めに応じて絵師（奈良元碩）が即席に絵をかく席画などの余興とともに、「御料理は愛宕山の市太夫（晴嵐亭）の仕出しであった」²⁰⁾と言及されている。『稿本福井市史』にはその際の献立が掲載されているが、若干異なる部分があるので以下に掲載する。『稿本福井市史』では触れられていないが、控室となったのは、藩主の住居である西三の丸の御座所²¹⁾の「鉄砲間・二ノ間」、食事の会場となったのは、「御座間・二ノ間」（写真2）で、馬事が行われた「二ノ丸御馬見所」では大奥からも重詰と酒が出された。また市太夫の料理は、台所方が用意した夜食用の膳と朱塗りの碗で供され、食事の最後には、大奥が製した汁粉がふるまわれていた。

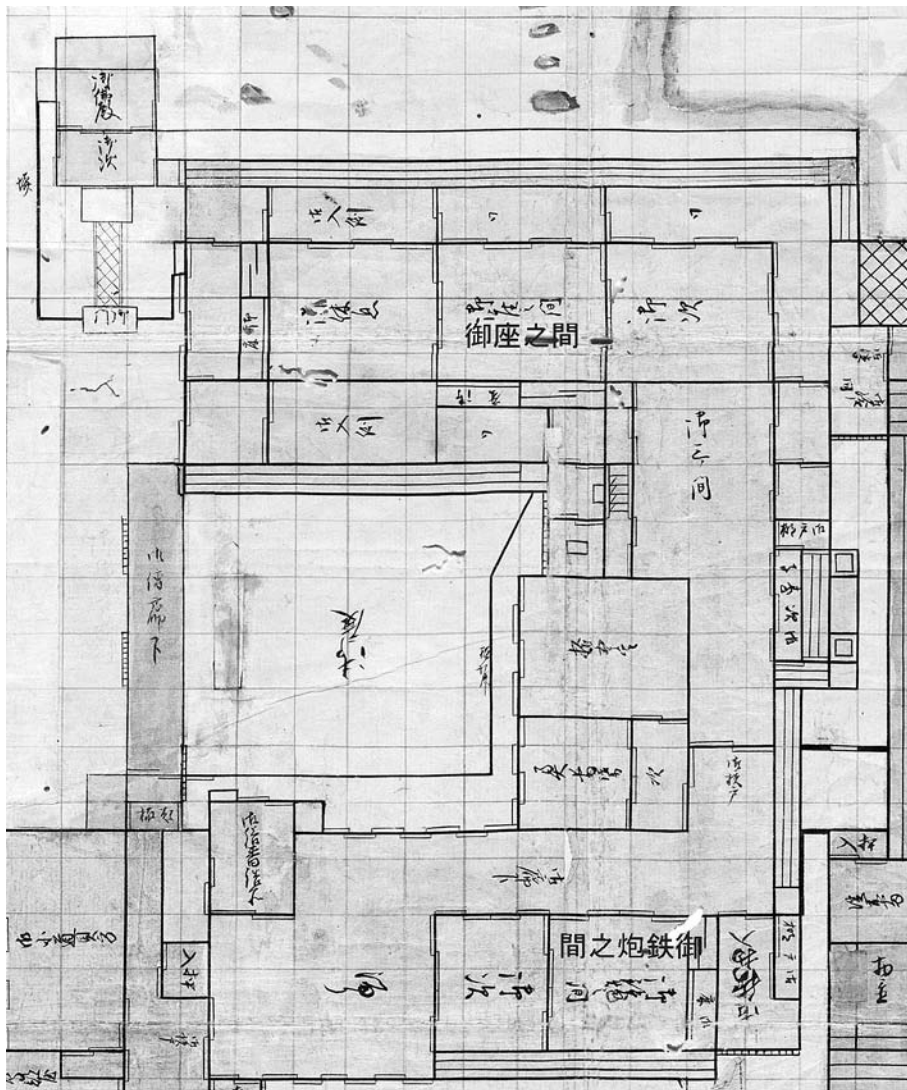


写真2 福井城西三の丸御座所（部分、「御座所絵図」松平文庫、福井県立図書館保管）

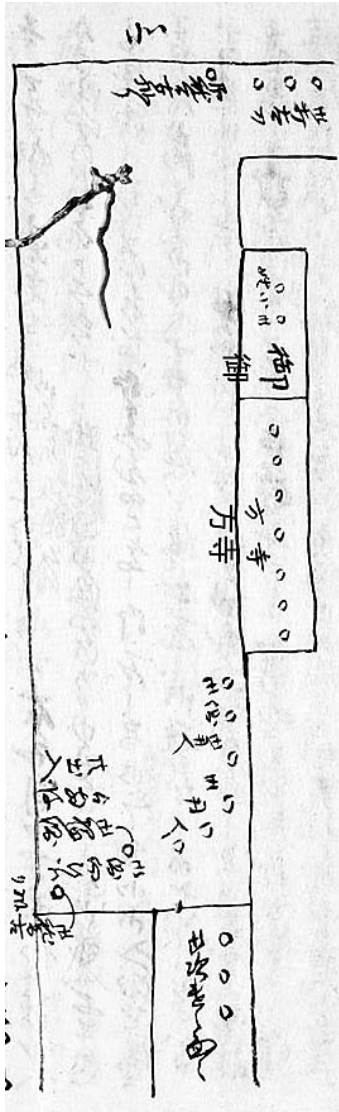


写真3 武芸拝見時の座配図
(稽古所、「少傅日録抄」
松平文庫、福井県立図
書館保管)

一御献立左ニ記之、巳年之如例、但山市太夫仕出し膳器ハ、御台
から出ル、御夜食膳朱碗

- 生菓子 (練ようかん三／霜紅梅二／若な餅二)
- 平 (ふき／みつは／竹のこ／山のいも／
しいたけ)
- 汁 (こま豆腐／わらひ／小結ゆば)
- 小皿 香の物／ならつけ大こん
- 飯

外ニ田楽鉢盛ニ而出之 (御近習番銘々／平のふたへ
取遣ス／代り有之)

後段汁粉 如巳年、御膳番の相頼大奥ニ而製之、餡砂糖等
相廻之

羊羹壺箱 少々召上り、今日御取持之御側御用人御用人へ
被下之

右寺院方々巳年如例大奥へ指出献上之

上記に見るように、この菩提寺住職らへの接待は巳年の例に倣うものであった。1843年(天保14)の初入国から、いまだ日が浅い慶永と鈴木主税ら側近は、この行事をそれ以前の慣例、とりわけ前々年、慶永が在国した巳年、45年(弘化2)春の最初の例を念頭において準備していた。

慶永が桜の季節に初めて在国したこの時(1845年2月24日)の菩提寺の住職方を招いた催しは、「少傅日録抄」²²⁾に記録されている。この時の余興は、二の丸馬場の桜拝見、同馬見所で馬術、そして御座所御稽古所において槍術・剣術などの武芸が催された(写真3)²³⁾。その際、御座所御座の間・二の間で「一汁一菜、外田楽」を出したのも「先例之通り、山市太夫仕出し」であった

と記されている。47年と同様にその合間に大奥から重詰と酒、最後に汁粉も供されていた。

こうした催しが行われた弘化期は、90万両の借財をかかえた藩財政再建のため、43年(天保14)から断行された藩札整理は一段落していたものの、なお徹底した儉約と簡素化が進められていた時期でもあった。かつて僧籍にあった「市太夫」が提供する料理が菩提寺の住職たちへのもてなしに相応しく、前例が踏襲されたと推測されるが、「当年者御料理等格別御省略」²⁴⁾と記されていることから、「一汁一菜、外田楽」の献立は前藩主時代に比べれば格段に簡素なものとなっていた。

前述したように「市太夫」は市太郎までの4代にわたって福井藩から扶持米を給された。1866年(慶応2)の市太郎の代替りの際には、「年始御式正并御祈祷御賄御用之方江冥加銀貳百六拾五匁七分七厘ツ、上納致来候得共、以来上納ニ不及候事」²⁵⁾という但し書が付されていた。このことから、慶応期にいたるまで、年始行事や「祈祷御賄」の際には「市太夫」が関わっていたと考えられるが、

現在のところ弘化期以降で「市太夫」が関わった福井城内の催しを資料上で確認することはできない。「祈祷御賄」の具体的な職務内容は不明であるが、上記のような菩提寺住職への饗応もこれに含まれていたと見ていだろう。

3. 「二右衛門」から「五嶽楼」へ

いっぽう、明治期中期には「五嶽楼」を名乗る「二右衛門」が福井藩から扶持米を下付されたのは、「市太夫」より20年ほど遅い1859年（安政6）で、「山田二右衛門」の名で「御内用達助役」を仰せ付けられ2人扶持が給された。

吉田郡二日市村の加藤理右衛門の1857年（安政4）から73年（明治6）までの日記²⁶⁾には、安政期から明治期初年にかけての「山 仁右衛門」が登場する。二日市村は福井藩領であったが、府中本多家の地方知行地であり、加藤家は府中領の大庄屋格を務めていた。

- (1) 安政4.3.5 「御上御講吉川甚兵衛差支ニ付、山仁右衛門方ニ而会所、不快ニ付嘉兵衛へ頼ミ通かけ銀差越申候」
- (2) 元治元 .11.7 「府講山仁右衛門、牧安名代ニ遣ス、谷安ニ泊り」
- (3) 慶応元 .4.24 「府中御講山仁右衛門方ニおゐて会合、自分出福（後略）」
- (4) 明治元 .10.25 「府中講満会ニ付、山二右衛門方へ行、夕方米善へ帰り、同所ニ而夕飯致し泊り」

ここでは、「二右衛門」は「府中講」で会場として使われている。

また、福井城下近郊の種池村で、庄屋を務めた父から若くして家を相続した坪川武兵衛が記した日記でも、以下のように「府中講」の会場として使われていた（(2) (3) は、別の資料に記された同じの日の記録である）。なお、府中講については、詳細は不明である。

- (1) 慶応元 .4.21 「一当廿三日・廿四日御講相勤り候旨、庄屋五郎右衛門方ろ歩行番次郎左衛門内触申候、則廿三日ニ山二右衛門方江出席申候」²⁷⁾
- (2) 慶応3.3.24 「一同拾五匁 福 山仁右衛門ニ而／府中御講満会ニ付被下物有之（後略）」²⁸⁾
- (3) 慶応3.3.24 「武兵衛府中御講御満会ニ付山仁右衛門迄出席、晩方六ツ半時帰宅（後略）」²⁹⁾

この後、明治初年の足羽山の料亭のようすを知ることができる資料を見出すことはできないが、1872年（明治5）になると、「清和楼」（のちの五嶽楼）が登場する。「壬申仲春初二日」すなわち2月2日、富田厚積は「清和楼」で東帰する友人のために漢詩を詠んでいる³⁰⁾。

同じ年、旧大野藩士で学区取締を務めた吉田拙蔵は、学制発布後間もない9月1日の足羽県の学校関係者の集まりについて記している。吉田は足羽県学校の「学神祭」に列席した後、当時県が招聘していた御雇い外国人ワイコフとマゼットを交えた酒宴に出席し、これが「愛宕山清和楼」を会場に開かれたことを書き留めている³¹⁾。吉田は10月25日にも同楼へ立ち寄っており、「仁右衛門」はこの頃までに「清和楼」を称していた。

その後1877年（明治10）は、墓参のために慶永と茂昭がともに帰福した。旧藩主2名がそろってもどってくるのは、廃藩後初めてのこと³²⁾であり、「仁右衛門」にとっても、福井の人びとにとっても記憶に残る出来事であったと思われる。ふたりは、5月20日から6月6日までの17日間、「足羽山山田仁右衛門宅」に逗留したのである³³⁾。この時には石川県権令桐山純孝を「晴嵐亭」に招いており

(6月3日)、福井支庁の三橋久実、相馬朔郎、その他に中根雪江、千本久信、毛受洪、武田正規が陪席した。

この滞在時に、春嶽は「山田仁右衛門」から東側に竣工した新楼に楼名を請われ、その時のようすを漢文「水態含青楼記」³⁴⁾に記している。春嶽は、足羽山からの眺望にとりわけ思いがあったようだ。四方に視野が開け、群峰が連なる、その下に足羽川が奔放に屈曲して流れ、北を望めば新保の浜が3里にわたって続き、はるかに长空(大空)と接している。それは「余ノ旧里第一之佳境也」と記している。年紀は福井帰郷の翌年、1878年(明治11)5月であり、唐の文人官僚蘇頌(述)の詩の一節に因んで「水態含青楼」と命名したことが記されている。

しかし、数年後の1882年(明治15)に「仁右衛門」を訪れた清の文人で書家である王治本が記した漢文「五嶽楼記」では、楼から並び立ってみえる「椿嶽、白嶽、芳嶽」(白椿山、白山、吉野ヶ岳)と、楼中にある「春嶽」「巽嶽」2侯の題額とをあわせて、「五嶽楼」の名の所以が説明されている。王治本は明治10年春に春嶽と交流し、越山の景勝について春嶽が語ったのを聞いたと記している。「五嶽楼記」はその後に「五嶽楼」を訪ね、その所以を書きとめたもので、82年(明治15)頃には、「五嶽楼」の呼称が浸透していたことがわかる。

1882年(明治15)から残っている『福井新聞』においても、東北鉄道の発起人となった有馬・小笠原・土井・本多ら旧藩主層の会合(1月13日付)、足羽・吉田両郡の勸業有志懇親会(1月18日付)南越自由党の結成(9月1日付)などで、会場として使われたのが「五嶽楼」であった。

なお、前々年の80年に福井を訪れた歌人佐々木弘綱の紀行「加越日記」³⁵⁾でも、4月24日の歌会の会場は「五嶽楼」と呼称されていた(4月8日・13日の会場は「晴嵐亭」)。

さらに、明治末期の新聞記者による訪問記³⁶⁾では、1877年(明治10)5月の日付の添え書が付された巻物の文言が記録されている。これは、1911年(明治44)1月13日に「五嶽楼」を訪れた北日本新聞の記者中川信吾によるもので、女将から「横軸の絹地に墨痕鮮かに五嶽楼と記され」た巻物を見せてもらっている。「五嶽楼」の文字に添えられた添書は以下のとおりである。

余(このたび)這回旧封土先塋詣拜に赴く、宿を山田氏に投ず、有楼清和前田雲洞³⁷⁾氏の命名なりといふ、予除考ふるに清和之字は、清和帝の御名と同じ、これをするものは恐縮に堪へざる也、欧公之六一に倣ひ豊公伏見三夜之例に照らし五岳と名つく、いかんとなれば白岳あり、芳岳椿岳、こゝに宿する春岳あり巽岳あり併せて五岳、此額を記するものは誰ぞ、(譯)樂石川の春岳(読点、傍注筆者)

ここでは、清和の楼名は清和帝に通じるため、北宋の文学者欧陽脩の号の六一居士や豊臣秀吉が一夜に三夜分の月の勝景を賞した逸話に照らして、「五嶽楼」と命名したとされている。

1909年(明治42)6月に「五嶽楼」で夕食をとった柳田国男も「五嶽といふは春嶽老侯の命名、自分も一嶽に加ふるよし記文あり」³⁸⁾とこの添書と思われる文書について記していた。

このようにみえてみると、1877年(明治10)に「五嶽楼」、翌78年に「水態含青楼」と相次いで春嶽が名付けた楼名に関する資料が確認され、やや不明な点は残る。

しかしこの点については、旧大聖寺藩主前田利邇の日記「御帰県日記」³⁹⁾が示唆を与えてくれる。東北鉄道の株金募集のために帰郷した前田利邇は帰途、1882年(明治15)2月24日、「五嶽楼」に宿

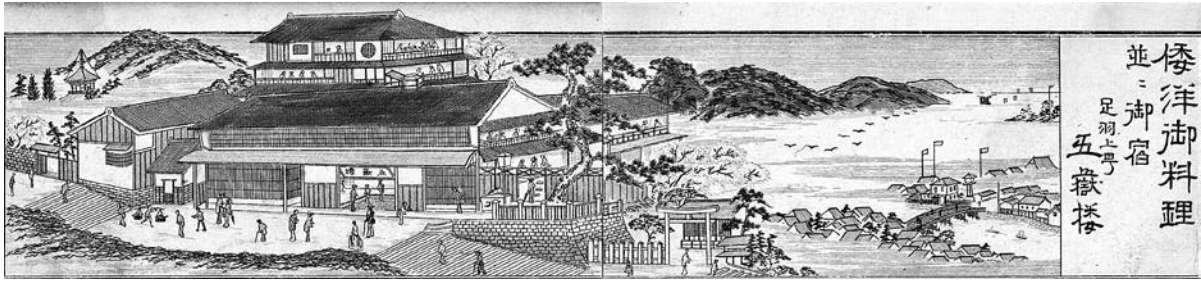


写真4 五嶽楼（『福井県下商工便覧』1887年）

福井県立博物館蔵

泊した。「午後五時五十分福井五岳楼に御着」「当楼ハ福井第一等ノ見ハラシヨキ処ト云」「楼上春嶽君ノ水態含青楼ノ額、次ノ間ノ三畳ニ前県令桐山氏ノ青山緑江ノ四字額ヲ掲ク、此楼尤高クシテ上ニ登岩アリ、石壇ノ左右ミナ料理亭ナリ、五岳楼ハ半腹ヨリ上ニアリ、市中ノ大橋ヨリ望メバ、山間ニ薨出沒シ、洛東円山ノ左阿弥、正阿弥等ノ各寮ヲ四条橋ヨリ望ムガ如シ」と記されている。ここからは、春嶽の「水態含青楼」の額とともに、多くの来訪者の額が掲げられた建物内のようすがわかる。ここでは料亭内の最も高い楼（前述した東側に竣工した新楼であろうか）内に「水態含青楼」の額が掲げられ、料亭総体としては「五嶽楼」の呼称が用いられていた。

以上から、春嶽と茂昭が揃って帰福した1877年（明治10）以降少なくとも数年後の80年頃から人びとに受け入れられ、広く用いられた料亭としての呼称は「五嶽楼」であった。

なお、愛宕坂における「五嶽楼」の位置には、昭和戦後期にかけて若干の移動があった。明治中期の「五嶽楼」は、麓から足羽神社にむかって愛宕坂の右側に位置していた（写真4）。1900年（明治33）4月の橋南の大火で焼失⁴⁰したのちも、昭和戦前期まで同じ坂の右側にあったことが複数の資料で確認できる⁴¹。福井空襲の際にすぐ上にあった松玄院は焼失⁴²したことがわかるが、五嶽楼が被災したかどうかは不明である。その後戦後にはやや坂を下った左側（福井市橋曙覧記念文学館の位置）に移転したと考えられる。

まとめにかえて

以上のような考察から、1足羽山には元文期（1736-41）頃までには、愛宕坂あたりだけでも複数の茶屋があり、これに対する藩の営業時間規制に対応して福井城下町方には仕出し茶屋も出現していた。そして寛政期（1789-1801）には5、6軒の茶屋のうちの一つが「市太夫」を名乗っていたが、この頃の「市太夫」は、いまだ賓客（法主）を案内するには相応しくないと思われるような粗末な状態であった。

しかし、その後2文政期（1818-30）までには、しだいに料亭としての体裁と実績を整えていったと考えられ、御用金調達に協力した有力商人への褒賞の場として利用されるようになった。さらに扶持米を給された1838年（天保9）頃から、年始行事や「祈祷御賄御用」として「市太夫」が料理を調べ、福井城内へ出張する場合もあった。その後明治10年頃には「晴嵐亭」と改称したことが確認できる。

いっぽう3「二右衛門」は、幕末には「府中講」の会場として利用され、明治初年には「清和楼」

を名乗り、その後松平春嶽・茂昭が帰福し宿泊した1877年（明治10）から間もない時期から「五嶽楼」と呼ばれるようになった。

本稿で取りあげた日記類は一部に過ぎず、十分な資料検索ができているとはいえない。また足羽山の茶屋・料亭に焦点をあてたことによって、『稿本福井市史』が福井城下町方の「米町、一乗町、魚町」に発達した料理店は、最初は肴屋の兼業⁴³⁾としていることの妥当性については、全く検討できなかった。福井市街の料亭には明治中期だけでも、足羽山には他にはりま風琴亭、足羽河畔には風月楼・坪吉・大賀楼・五醉亭・西京楼・月見亭、市街中央には佐佳枝町の秋月楼・旭日亭、錦町の寒松園・花月楼、佐久良町の三階楼・江戸庄・一二三亭・千金楼・盛松亭など⁴⁴⁾があったことがわかるが、江戸時代からの連続性や魚屋との関係はほとんど検討されていない。たとえば近世後期に金沢では、魚屋の料理営業を規制するために株仲間が形成されたこと、一時全面禁止の時期を経て、料理の奢侈化を抑制するための料理値段の規制が行われたことが明らかにされている⁴⁵⁾。福井においても現在に至るまで、魚屋が料理屋・料亭を兼業することは一般にみられることから、こうした視点からの検討を含め今後の課題である。

〔付記〕本稿の作成にあたり、本川幹男氏、伊与登志雄氏に御教示いただいた。

注

- 1) 一乗谷にあった愛宕山勝軍地蔵が、柴田勝家によって足羽山に移されてから、江戸時代に「愛宕山」と呼称されるようになったという（日本歴史地名体系18『福井県の地名』1981年、p.264）。
- 2) 「足羽参記」『越前国名蹟考』松見文庫、1980年、p.316～p.317。青柳周一「江戸時代の越前・若狭を旅した人々」では、「足羽参記」とともに近江商人中井源左衛門が日野から敦賀・福井を経由して、越後・奥州へ向かった1835年（天保6）の旅の記録『四番諸事日下恵』に記された遊山人が多く賑やかな愛宕山のような紹介している（『福井県文書館研究紀要』12、2015年）。
- 3) 渡辺豊陽『若越宝鑑』1899年。
- 4) 「晴嵐亭」は、遅くとも昭和戦前期までに閉店したようだが、詳しい年代は不明である。1913年（大正2）年10月22日には、高岡から福井に入った高浜虚子が晴嵐亭を訪れている（「北陸旅行の日と人」『定本高浜虚子全集』14、毎日新聞社、p.251）。
- 5) 『福井新聞』では、1995年（平成7）12月15日付「心のプロムナード 福井市歴史の道構想 愛宕坂周辺」の記事で「旧料亭『五嶽楼』の建物を、曙覧の資料館として活用しようという提案の声もあがっている」とし、「旧料亭」と表記されている。また、翌年3月の「甕れ県都」という特集のなかで「料亭並んだ愛宕坂 笏谷石段再び、茶屋も」と題された記事で「最近まであった料亭『五嶽楼』」と表記されている（1996年3月2日付『福井新聞』）。

料亭としての営業は1994年くらいまでには終了していたようで、その後ケータリング等で会場のみを提供する時期があり、その跡地に2000年（平成12）4月、「福井市橘曙覧記念文学館」が開館した。同館解説シートでは、「平成6（1994）年に幕を閉じ」たとされ、「五嶽楼」に因んで眺望が楽しめる「五嶽テラス」が設けられた。

- 6) 松原信之執筆部分。出典は「諸事御用留抜書下書」松平文庫（福井県立図書館保管）[福井県文書館資料群番号-資料番号 A0143-20732、[]内は以下同様]。
- 7) 「御家老中御用留抜集 三」松平文庫 [A0143-20699-003]。
- 8) 「御門跡様御下向 全」常興寺文書 [I0135-00012]。宇佐美雅樹「寛政元年の本願寺法如越前下向」『福井県文書館研究紀要』12、2015年による。

- 9) 「福井城下扶持人姓名書上」『福井市史』資料編 7、2002年、p.175～176。
- 10) 同上、p.176。
- 11) 横山順『福井名勝記』品川太右衛門、1893年。
- 12) 「晴嵐亭記」『福井名勝記』品川太右衛門、1893年。
- 13) 「山口家譜」『福井市史』資料編 7、2002年、p.259～383。
- 14) 前掲「山口家譜」、p.274。
- 15) 蜷川林左衛門については、福井県文書館資料叢書12『福井藩士の履歴』4、2016年、p.277。
- 16) 前掲「晴嵐亭記」では、「市右ナル者ハ今ハ則チ無シ」としている (p.49)。
- 17) 鈴木主税が側向頭取に任ぜられたのは、1845年(弘化2)2月9日。慶永が藩主となった1838年(天保9)から側向頭取を務めていた熊谷小兵衛と前波忠兵衛が、それぞれ43年4月と翌44年(弘化元)8月に隠居・転任したあとには、浅井八百里(1813-1849)がひとりで側向頭取を務めていた。その後鈴木が着任し、浅井が目付へ転任する46年(弘化3)7月までの5か月間は、浅井と鈴木が同職にあった。鈴木主税は、その後48年(嘉永元)9月側締り役、51年2月御役御免、近習。52年6月17日金津奉行(『福井藩士履歴』3、2015年、p.205)。
- 18) 鈴木重栄「弘化四丁未歳正月ヨリ同年三月十八日迄 御用日記」宮崎長門家文書[A0180-00001]。大正期の越前松平家の藩史編纂事業(「越前史料」国文学研究資料館)において筆写されながら、その後原本の所在が不明であったが、2014年に福井県文書館に寄贈。翻刻は、下記 URL 参照。
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/m-exhbt/20141112AM/1847goyonikki-fulltxt.pdf>
 またその概要については、拙稿「鈴木主税の弘化四年『御用日記』」『福井県文書館研究紀要』12、2015年参照。
- 19) この時に招かれた菩提寺は、運正寺、大安寺、孝顕寺、瑞源寺、天竜寺、花蔵寺、東光寺の7か寺であった。都合が悪く出席できなかった慈本院に対しては、先例のとおり「大奥御細工物并御料理田楽共御生菓子(汁粉ハ被下ノ無之)」が御用人を通して下付されている。
- 20) 『稿本福井市史』下巻、p.1013～1014。
- 21) 慶永は、1843年(天保14)の初入国に際し、御座所を本丸から西三ノ丸に移した。その後この御座所は、64年(元治元)に東三ノ丸へ新築・移転するまで利用された(『福井城史料調査委員会報告書』2013年、p.38)。
- 22) 弘化2年2月24日の条「少傅日録抄」松平文庫[A0143-01110]。
- 23) 席画は、武芸拝見にかわって行われた1847年(弘化4)の新しい催しであった。
- 24) 同上。
- 25) 「福井城下扶持人姓名書上」『福井市史』資料編 7、2002年、p.176。
- 26) 加藤竹雄家文書[A0052-01413～01427]。一部翻刻 pdf(草稿版)が以下の URL にある。
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/07/Darchives/DAindex.htm> の加藤竹雄家文書参照。
- 27) 「種池村行事留」『福井市史』資料編 9、1994年、p.615。
- 28) 「坪川家諸払留」『福井市史』資料編 9、1994年、p.659。
- 29) 「坪川家日記留」『福井市史』資料編 9、1994年、p.705。
- 30) 富田厚積『還読斎遺稿』1913年、57丁。国立国会図書館デジタルコレクション。
- 31) 「静斎日誌 第巻号」大野市歴史博物館文書[I0078-00248]、柳沢美美子「学区取締吉田拙蔵の『静斎日誌』」『福井県文書館研究紀要』9、2012年、p.75。
- 32) 春嶽は廃藩後に3度福井を訪れており、最初の1873年(明治6)6月の墓参時には、御泉水邸に宿泊していた。3回目81年5月17日から6月23日まで。
- 33) 福井県文書館資料叢書7『越前松平家家譜 慶永』4、2010年、p.204～p.205。
- 34) 「水態含青楼記」『福井名勝記』品川太右衛門、1893年。
- 35) 佐々木弘綱「加越日記」『大野市史』史料総括編、1985年。
- 36) 中川磐峰(信吾)『訪問録』1911年、p.80～p.88、国立国会図書館デジタルコレクション。
- 37) 前田雲洞(1746-1832)は、通称彦次郎、福井藩の儒者(石橋重吉『若越墓碑めぐり』1930年、1976年復刻版)。雲洞の子孫は、梅洞(前田彦次郎)・菊溪(前田儀兵衛)と続き藩儒を務めていた(福井県文書館資料叢書13

『福井藩士履歴』5、2017年)。「二右衛門」が「清和楼」を称するのは早くても幕末以降と推測され、「清和楼」を前田雲洞が命名したとする伝承には疑義が残る。

- 38) 「北国紀行」1909年(明治42)6月21日の条『柳田国男全集』第18巻、1999年、p.69。
- 39) 「御帰県日記」『加賀市史料』8、加賀市立図書館、1988年 p.283～p.284、国立国会図書館デジタルコレクション。
- 40) 法学者尾佐竹猛(1880-1946)は、五嶽楼店主山田仁右衛門の一人娘である山田まさと1911年(明治44)に結婚している。五嶽楼は「足羽山松玄院の直下にある著名な料亭」であり、橋南の大火で焼失したとされている(鈴木秀幸「近代史の中の郷土-加能地方出身の尾佐竹猛について-」・山岸智子「アンビヴァレンスの人-家族のなかの尾佐竹猛-」明治大学史資料センター編『尾佐竹猛研究』日本経済評論社、2007年)。山田まさの叔母で、「五嶽楼」の名物女将であった坂上勢津については、足立尚計「山田勢津」『知られざる福井の先人たち』(フェニックス出版、1992年)でも紹介されている。
- 41) 「大日本職業別明細図 第623号 福井市・芦原温泉」1940年、福井県立図書館蔵。「足羽山墓碑略図」石橋重吉『若越墓碑めぐり』1940年(1976年復刻版)。
- 42) 尾佐竹猛は、松玄院に疎開し、福井空襲によって持参した資料のすべてを焼失した(山岸智子「アンビヴァレンスの人-家族のなかの尾佐竹猛-」明治大学史資料センター編『尾佐竹猛研究』日本経済評論社、2007年)。
- 43) 『稿本福井市史』下巻、p.1001。
- 44) 『福井名勝記』品川太右衛門、1893年。
- 45) 見瀬和雄「近世後期城下町金沢における料理屋について」『金沢学院大学紀要』文学・美術・社会学編9、2011年。

文書館による資料所在確認調査について

—2017年度の調査結果—

三好 康太*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査計画
 - (3) 調査の流れ
 - (4) アンケート作成
2. 2017年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 敦賀市の資料の状況
 - (2) 三方郡（美浜町・旧三方町）の資料の状況
 - (3) 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の資料の状況
 - (4) 資料の散逸要因
3. 今後の展望と課題

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2017年（平成29）で開館から14年が経過した。この14年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は960、古文書数は約188,700件である¹⁾。開館以来ずっと増加し続けている。その一方、未整理の資料群は1,026もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾（表1）。また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在79で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

*福井県文書館主事

しかし、当館の開館から14年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている⁴⁾。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している⁵⁾。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている⁶⁾。

表1 地域別資料群数 (2017.4.1現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	152	72	224	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	34	10	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	92	43	135	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	29	69	98
F 鯖江市	35	33	68	O 小浜市	76	95	171
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	122	104	226
				総合計	956	1,026	1,982

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度実施した資料所在確認調査について述べる⁷⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者(1,982)を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録や資料の画像などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、

今後の資料保存に役立てることとする。

(2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査(1)	敦賀市214 三方郡98 遠敷郡65	377
2018年度	資料所在確認調査(2)	丹生郡83 越前市・池田町180 鯖江市68 南条郡63	394
2019年度	資料所在確認調査(3)	小浜市171 大飯郡77 県外226	474
2020年度	資料所在確認調査(4)	大野市・大野郡170 勝山市128 坂井郡135	433
2021年度	資料所在確認調査(5)	福井市224 吉田郡44 足羽郡36	304
			総計:1,982

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、計画の変更による各年度の調査対象数の変動の可能性はある。ただし、総計は変わらないため、今後は各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応することとする。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとした。

(3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

6月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～9月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
10月～11月	調査開始(アンケート送付・回収)
12月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き(必要であれば)
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度は調査の初年度であり、当館では調査のノウハウが確立されていなかった。そのため、調査方法やアンケートの内容等について時間をかけて十分に検討し、実際に調査を開始したのは10月以降となった。

調査を開始するにあたり、6月に敦賀市・美浜町・若狭町で地元の担当者と事前協議を行った。地元の担当者については、各市町の教育委員会に設けられている文化財担当の窓口にお問い合わせで紹介していただいた。

事前協議を終えた後、各市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただ

いた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。やはり地元の担当者だからこそ入手できる情報があり、市町教育委員会の協力は必要だと分かる。ただし、地元の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、10月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は1週間と短めに設定し、所蔵者に速やかに回答することを促すこととした。締め切りを短くしたのは、締め切りまでの期間が長いと所蔵者が回答を忘れてしまったり後回しにしたりしてしまい、アンケートの回収率が低下する恐れがあると考えられたからである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1、2)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものとは若干異なるが、内容は全く同じである。

また、所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を作成した⁸⁾。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、これはA4サイズ1枚とした。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

アンケートと送付文書の作成にあたっては、先行事例を参考にするとともに、当館の記録資料アドバイザーから指導・助言を受けることとした⁹⁾。当初は資料の状態や保存環境、公開の可否などを質問項目に加えていたが、アドバイザーからは「アンケートの質問項目は少ない方が回答しやすいだろう」「資料名や資料の数などが分かると回答者にとって何の資料かが分かりやすい」「資料が残っているかどうかを調査することに重点をおくべきだ」といった意見が出た。

そこで、アンケートもA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。それに伴い、質問項目も必要最低限のものとした。このようにすることで、アンケートの回収率を高められるという利点があると考えた。さらにいえば、印刷枚数を少なくすることができ、人員や予算の限られている当館にとっては発送作業がより簡単に確実にできるという利点もあった。

また、できる限り資料についての情報を提供できるよう、資料の例や資料数を掲載した。今回の調査では目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録や資料の画像などを送付しないが、資料名の一部や資料数が分かるようにした。仮に目録を同封したとしても、所蔵者の多くはくずし字に慣れていないため、目録と資料の照合は難しい。そのため、所蔵者に目録を送付して照合してもらうのは現実的ではないと考えた¹⁰⁾。

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

平成 29 年 10 月 10 日

福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄にご記入ください。

名前（フリガナ）	（ ）		
住所	〒	—	
電話番号	自宅	（ ）	—
	携帯	（ ）	—

2 福井県史の編さん時に調査された古文書等の資料は現在も残っていますか？

- (1) はい
- (2) いいえ 理由（ ）
- (3) わからない

3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。

- (1) はい 具体的に（ ）
- (2) いいえ
- (3) わからない

4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由にご記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、**10月27日**までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図1 資料所在調査アンケート

	福井県文書館第 86 号 平成 29 年 10 月 10 日
資料所蔵者各位	福井県文書館 (公印省略)
資料所在アンケートについて (お願い)	
貴下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。	
1978 年 (昭和 53) から開始した福井県史編さん事業は、1998 年 (平成 10) に無事終了しました。これも、資料所蔵者各位の御理解、御協力の賜物と感謝いたしております。	
さて、そちらで所蔵されております「××文書」は、福井県史を編さんする際に調査が行われており、一部の資料は撮影もされております。撮影された資料は県史編さんで活用させていただき、現在は福井県文書館にて保管されております。	
現在、文書館と県内各市町教育委員会が共同して、県史編さんの際に調査が行われた資料の所在状況を把握するための郵送アンケートを実施しております。このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様に対して送付しているものです。	
つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートにご記入の上、添付の返信用封筒に入れて文書館まで返信していただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。	
なお、今回のアンケートにご回答いただいた内容に関しましては、プライバシーの保護などご迷惑をおかけしないよう十分な配慮を致しますので、よろしく申し上げます。	
記	
1. 資料の概要	××文書 △点
2. 資料の例	「□□□」
3. アンケート締め切り	平成 29 年 10 月 27 日
4. 回収方法	添付の返信用封筒に入れてご返信ください。
このアンケートについてご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。	
福井県文書館 〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11 TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891 mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp 担当者 : 三好	
以上	

図2 送付文書

質問項目は「所蔵者の名前・住所・連絡先」「福井県史編さん時に調査された資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際などに連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知るためには不可欠の情報である。2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、これらだけだと質問項目が少ないため、所蔵者が当館に資料についての質問や相談ができるよう自由記述欄を設けることとした。たとえば、資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

2. 2017年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、発送から約2か月を経過した2017年（平成29）12月27日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものや白紙で返送されてきたものもあった。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

気になる返信率であるが、さすがに100%には程遠い結果となった。調査の初年度ということもあり、こちらの意図が所蔵者にうまく伝わらなかったと考えられる。また、所蔵者の代替わりが進み、何を調査しているのかうまく理解されなかったこともあった。郵送によるアンケート調査の限界を感じたものの、人員や予算などが限られている以上、郵送によるアンケート調査に頼らざるを得ないのが現状である。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

（1）敦賀市の資料の状況

敦賀市で資料所在確認調査を実施するにあたり、敦賀市内に所在する資料に詳しい敦賀市立博物館に協力を仰いだ。

敦賀市では1973年～88年（昭和48～63）に行われた敦賀市史編さん事業において、市内に所在する資料が調査された¹¹⁾。そのため、同時期に行われた福井県史編さん事業では、その調査の成果を活用している。しかし、敦賀市ではその後資料の所在について調査が行われることはなかった。

事前協議の結果、博物館の協力で広報紙「広報つるが」やケーブルテレビ「RCN 行政チャンネル」で資料所在確認調査について事前に市民に周知していただけることとなった。このように事前に地域住民に広報してもらうことで、調査がより円滑に進み、アンケートの回収率が高まるのではないかと考えられる。広報については来年度以降の調査に取り入れたいところである。

また、調査を開始するにあたって博物館に調査の問い合わせ窓口となっていただいた。敦賀市内の

資料所蔵者に近い存在であり、地域の実情を理解しているという点で、博物館が窓口となっていただけるのは大きな利点であった。しかし、調査開始後、所蔵者からの問い合わせが予想以上に多く、博物館側の負担が大きいという問題があった。文書館と連絡を取り合い、連携して対応したものの、今後改善すべき問題だと考えている。

実際にアンケートを送付したところ、敦賀市内外から返信があった。また、所蔵者の元に届かなかったものも多くあった。当館と博物館による調査では、敦賀市の資料群の所蔵者の多くは敦賀市に現在も在住しているということだったのだが、実際は代替わりが進んでいるためか、転居や転出が多いことが判明した。いくつかは転送によってアンケートが届き、無事に回答を得ることができたが、一方で転居や転出先の不明な所蔵者もいる。

さらに所蔵者についての情報が得られていない資料群もまだ残っている。これらは今年度の調査ではアンケートを送付することができておらず、現在の所在も不明である。当館と博物館でも情報が無いものの、博物館も調査を継続したいということで、今後当館と協力して調査を継続する予定である。

(2) 三方郡（美浜町・旧三方町）の資料の状況

三方郡は福井県史編さん事業当時、美浜町と三方町という2つの町で構成されていたが、三方町は2005年（平成17）に上中町と合併して若狭町となっている。そのため、三方郡の資料は現在美浜町と若狭町に所在している。

そこで、三方郡で資料所在確認調査を実施するにあたり、美浜町の資料に詳しい美浜町歴史文化館と旧三方町の資料に詳しい若狭三方縄文博物館に協力を仰ぐことになった。

美浜町では資料の所在について調査を行ったことはなく、1997年～2011年（平成9～23）に行われたわかさ美浜町誌編さん事業においても、福井県史編さん事業での成果を多く活用しているとのことだった¹²⁾。事前協議までに美浜町内の資料の所蔵者について当館から情報を提供し、独自に調査していただくことができた。件数が少なかったこともあるが、ほとんどすべての所蔵者に電話で連絡していただき、町内の所蔵者のみならず、県外に転出した所蔵者についても情報を入手することができた。当館にはない、地元ならではのネットワークや情報網があるからこそ得られた情報であるといえる。

若狭町には博物館の他に若狭町歴史文化館という施設があり、資料の保存や管理に関する業務は両者とも行っている。しかし、合併前の体制がそのままとなっているため、旧三方町地域に所在する資料は博物館が、旧上中町地域に所在する地域は歴史文化館が担当しているのが実情であるとのことである¹³⁾。合併後に業務体制を一つにまとめようとしたものの、実現せずに現在に至っているという。若狭町も他の市町と同じく、資料の所在について調査を行ったことはない。

実際にアンケートを送付したところ、美浜町や若狭町の内外から返信があり、ほとんどのアンケートが所蔵者の元に届いたようである。しかし、該当する住所が空き家になっているものが何件かあり、それらの中には転送されたものの返信がないものもある。これらについては電話や訪問での調査はできず、追跡は困難である。

(3) 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の資料の状況

遠敷郡は福井県史編さん事業当時、上中町と名田庄村で構成されていたが、上中町は2005年（平成17）に三方町と合併して若狭町に、名田庄村は2006年（平成18）に大飯町と合併しておおい町となっている。そのため、遠敷郡の資料は現在若狭町とおおい町に所在している。

遠敷郡で資料所在確認調査を実施するにあたり、旧上中町の資料に詳しい若狭町歴史文化館に協力を仰いだ。なお、旧名田庄村の資料については現在おおい町と合併していることもあり、おおい町に所在する資料を調査する2019年度に調査することとした¹⁴⁾。そのため、今年度は旧上中町地域の資料群47件について調査を行った。

事前協議の中で、「区有文書については区長が詳しいため、区長会のような区長の集まりの際に調査について周知してはどうか」という意見をいただいた。他の市町の調査でも区長の方々にご協力いただいているということもあり、区長に調査について周知して協力を求めるのは一案だと考えられる。県内の各市町では区長会を年度の初めの頃に開催していることが多いそうである。そのため、今年度はできなかったが、来年度以降に検討したい。

実際にアンケートを送付したところ、若狭町内外から返信があり、ほとんどのアンケートが所蔵者の元に届いたようである。しかし、該当する住所が空き家になっているものが何件かあり、それらの中には転送されなかったものや転送されたものの返信がないものもある。これらについては電話や訪問での調査はできず、追跡は困難である。

(4) 資料の散逸要因

今年度の調査で、すでに敦賀市・三方郡・遠敷郡において資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

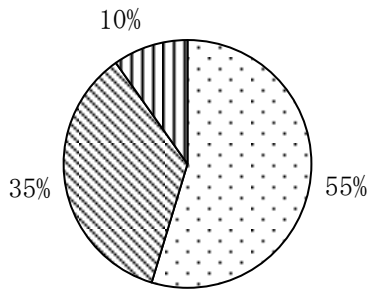
表4 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・（福井県あるいは地元）貸した資料が返却されていない（回答複数） ・資料を一度も見たことがない（回答複数） ・県外に転出したため、旧家は処分してしまった ・調査のために資料を提出したが、預かった側が紛失してしまった ・資料を探してみたがみつからなかった

ただし、資料が散逸してしまったと結論付けるのはまだ早いのかもしれない。たとえば、「貸した資料が返却されていない」という回答は複数見られるが、本当に借りた側が返却していないかを確認する必要がある。該当する資料群の中には当館や調査に協力していただいている施設では預かっておらず、預かっていると考えられる他の施設にも問い合わせたが、まだみつからないものもある。そのため、資料が本当は返却されており、所蔵者の手元にある可能性がある。福井県史編さん事業では業務記録を残しており、資料の貸与や返却についても記録されているため、そこに記録が残っていれば資料の行方を追うことができる。資料を借りる際には借用書などの書類も発行しているし、所蔵者も確認していることが多いだろう。

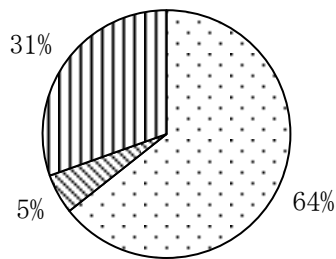
図表1 敦賀市の調査結果

返信状況



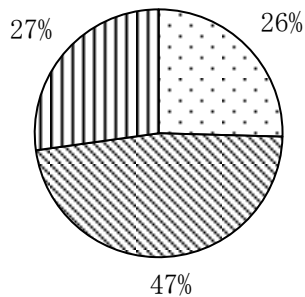
	割合	件数
(1) 返信あり	55%	117
(2) 返信なし	35%	76
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	10%	21
合計	100%	214

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	64%	74
(2) いいえ	5%	6
(3) わからない	31%	35
合計	100%	115

質問3の回答

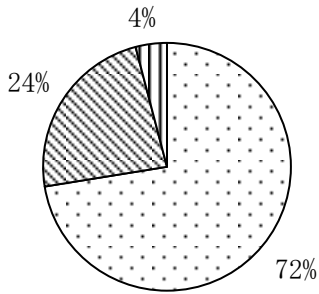


	割合	回答者数
(1) はい	26%	29
(2) いいえ	47%	54
(3) わからない	27%	31
合計	100%	114

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・敦賀市立博物館 ・テレビ局 ・大学関係者（教員や学生） ・寺社関係者 ・地元の郷土史会
自由記述欄の主な回答（質問4より）
<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料はいつまで保存しておくものなのか、後継者がいなくなった場合はどうすればよいか ・個人情報の取扱いについて不安を感じる ・今後の資料の保存について助言をいただきたい

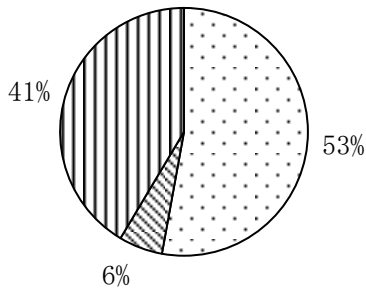
図表2 三方郡（美浜町・旧三方町）の調査結果

返信状況



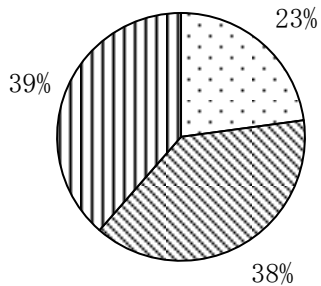
	割合	件数
(1) 返信あり	72%	71
(2) 返信なし	24%	23
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	4%	4
合計	100%	98

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	53%	37
(2) いいえ	6%	4
(3) わからない	41%	29
合計	100%	70

質問3の回答

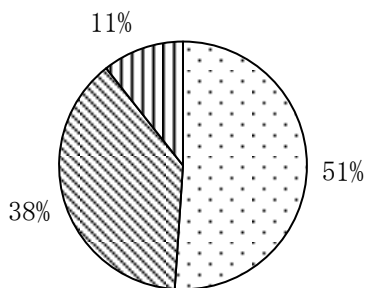


	割合	回答者数
(1) はい	23%	16
(2) いいえ	38%	27
(3) わからない	39%	27
合計	100%	70

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・美浜町歴史文化館 ・福井県立若狭歴史博物館 ・大学関係者（教員や学生）
自由記述欄の主な回答（質問4より）
<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料を整理したいが、なかなかできない ・資料の存在（複製本の存在）について初めて知った ・返却されていない資料の行方を調べたい

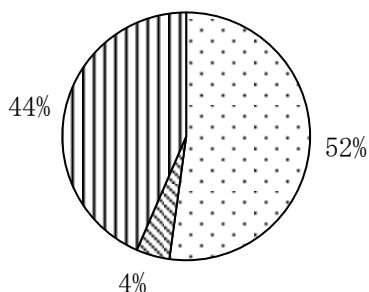
図表3 遠敷郡（旧上中町地域のみ）の調査結果

返信状況



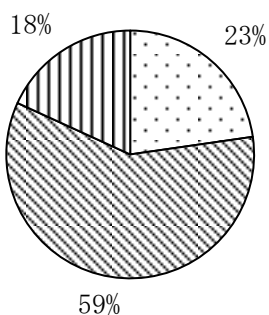
	割合	件数
(1) 返信あり	51%	24
(2) 返信なし	38%	18
(3) 宛所に尋ねなし・所蔵者不明	11%	5
合計	100%	47

質問2の回答



	割合	回答者数
(1) はい	52%	12
(2) いいえ	4%	1
(3) わからない	44%	10
合計	100%	23

質問3の回答



	割合	回答者数
(1) はい	23%	5
(2) いいえ	59%	13
(3) わからない	39%	4
合計	100%	22

資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）
・福井県立若狭歴史博物館 ・農村生活総合研究センター ・福井県土地家屋調査士会 ・地元の郷土史会
自由記述欄の主な回答（質問4より）
・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、複製本のコピーを送ってほしい（回答複数） ・資料を保存するための容器が手に入る場所を教えてください ・福井県史編さん事業で資料を調査・整理していただき感謝している

同じように、「資料を一度も見ることがない」という回答も複数見られるが、こちらも検討の余地がある。所蔵者が実際に探しているのか、考えられる全ての場所を探しているのか、といった疑問がある。そのため、よく探せば資料が発見されるかもしれない、資料が所蔵者の手元にまだ残っている可能性がある。

これらの回答については、今後よく吟味する必要がある、本当に資料が散逸してしまった場合のことも考えておかなければならない。

3. 今後の展望と課題

当館では毎年「資料保存研修会」を開催している。これは県内の市町の資料保存機関や図書館職員、市町教育委員会の文化財担当者などを対象としている。昨年度までは「資料の修復」をテーマとして開催していたが、今年度は資料所在確認調査を開始したということもあり、「資料の散逸」を防ぐことをテーマとして開催した¹⁵⁾。

外部講師として国文学研究資料館の西村慎太郎氏をお招きし、「民間所在資料散逸の要因」というテーマで講演していただいた¹⁶⁾。その中で、西村氏から当館の調査についていくつかの意見をいただいた。要約すると次の通りである。

評価できる点

- ・アンケート項目が少ないことで返信が促進される
- ・アンケートの配布によって所蔵者が資料を意識するようになる

課題となる点

- ・調査後に文書館は何をしていくのか、文書館への寄贈・寄託が物理的にどこまで可能か
- ・福井県史編さん事業から漏れた資料への対応をどうするのか
- ・紙媒体以外の資料については、文書館としてどのように考えるのか

講演の後に、今年度の当館の調査に協力してもらった敦賀市立博物館から、敦賀市の資料の状況や調査への協力について報告してもらった。その後、当館が実施している調査について説明を行い、参加者から様々な意見をいただいた。

いただいた意見

- ・所蔵者の親族が集まる年始や年末、お盆などにアンケートを送付した方が回答しやすいと思う
- ・アンケートの送付は台風の多い時期や雪の多い時期を避けた方が良いのではないか
- ・所蔵者の代替わりが進んでいるため、いつ資料の調査を行ったのかを明記すると分かりやすい

この研修会を通して、今後当館が調査を進める上で非常に有益な意見をいただく一方、様々な課題を認識させられたと考えている。これらの課題は当館で検討しなければならないものであるし、さら

なる意見を頂戴したいところである。

また、個人的にはこれらの他にも次のような点を課題だと考えている。

課題となる点

- ・本当に資料が散逸していないか、あるいは散逸してしまったのかどうかをどう確認するか
- ・資料の状態や保存状況に問題は起こっていないか
- ・郵送によるアンケート調査をより確実に進めるにはどうすればよいか

この調査では原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者に資料の目録や資料の画像などを送付していない。そのため、所蔵者は資料を一瞬見ただけでアンケートに回答している可能性が高い。実際に調査が行われ、撮影された資料が残っているかどうかは不明なところが多い。また、現在の資料の状態や保存状況などについても不問としており、アンケートでも所蔵者にたずねていない。そのため、資料の状態や保存状況に何か問題が起こっていないかが気になるところである¹⁷⁾。

また、今年度の調査結果を踏まえ、来年度以降郵送によるアンケートの回収率を高めたいところである。当館の調査では予算や人員などは限られている。そのため、他の都道府県の事例のような調査員制度による調査は厳しい。また、電話による調査は、昨今の社会状況を踏まえると所蔵者に警戒心を持たれやすいのが現状である¹⁸⁾。郵送によるアンケートであれば、送付文書で所蔵者に調査について説明できるし、当館の公式の封筒を用いれば、信用してもらいやすい。地元で広報していただければ、さらに信用を得ることができるだろう。もちろん、返信がない場合の対応策も今後模索していきたい¹⁹⁾。

まだ始まったばかりの事業で課題は非常に多い。今後、試行錯誤をしつつ、様々な意見を取り入れつつ、時間をかけて取り組んでいきたいと考えている。

注

- 1) 2017年（平成29）11月24日現在。
- 2) 2017年（平成29）11月24日現在。
- 3) 2017年（平成29）11月24日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」（『福井新聞』 2018.1.08 朝刊）で報道された。
- 6) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」（『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館）、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」（『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館）、『三重県資料現況確認調査報告書』（2007

年、三重県生活局)、などを参照されたい。

- 7) この研究ノートを執筆段階では、今年度の調査は未完了であった。そのため、ここで提示するデータは調査の途中経過であることをご了承いただきたい。
- 8) 前掲注6「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 9) 当館では事業の的確な実施を図るために「記録資料アドバイザー」を設置している。アドバイザーは全部で4名、いずれも学識経験者である。また、当館では毎年「アドバイザー会議」を開催し、当館の取り組みについて指導・助言を受けている。今年度は資料所在確認調査について指導・助言を受けることができた。
- 10) 当館に所蔵者から調査についての問い合わせが何件もあったが、その中には「それらしき資料をみつけたが、資料が昔の字で書かれているため、自分では読めない」といった声が多かった。そのため、目録を送付するよりは一部でもよいので資料の画像を送付した方がよいと考えている。その方が原本と照合できるため、所蔵者にとってありがたいのではないだろうか。
- 11) この時に調査された資料については『敦賀市史料目録 1』（敦賀市、1989年）などに掲載されている。また、『敦賀市史 史料編 第1巻』（敦賀市、1977年）なども参照されたい。
- 12) 美浜町の資料については『わかさ美浜町誌 美浜の文化第7巻 記す・遺す』（美浜町、2007年）などを参照されたい。
- 13) 旧三方町の資料については『三方町史』（三方町、1990年）などを、旧上中町の資料については『上中町郷土史』（上中町、1964年）などを参照されたい。
- 14) 旧名田庄村の資料については『わかさ名田庄村誌』（1971年、名田庄村）などを参照されたい。
- 15) 今年度の資料保存研修会については「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」（『福井新聞』2017.12.8 朝刊）で報道された。
- 16) 西村慎太郎氏はNPO 法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室）などがある。
- 17) ある所蔵者からは「資料の状態は良い」という回答があった一方、他の所蔵者から「資料を容器に入れず、そのまま放置している」という回答もあった。
- 18) 近年は電話を利用した悪質な詐欺が社会問題になっているということもあり、当館から所蔵者に電話をしたところ、所蔵者に警戒心を持たれることもあった。
- 19) 当館から電話をする場合、電話帳に記載されている所蔵者の自宅に電話することが多い。しかしながら、平日の日中は所蔵者が不在であることが多く、連絡を取りにくいのが実情である。また、他県のある学芸員から得た情報であるが、調査員が所蔵者の自宅を訪問する際、代替わりなどを理由に訪問を拒否されることもあるという。

資料紹介

福井藩と「御門前喧嘩一件」

堀井 雅弘*

はじめに

1. 福井藩の上屋敷と辻番所
2. 松平文庫「御門前喧嘩一件」
3. 福井藩と「御門前喧嘩一件」
 - (1) 辻番人と「手負候者」
 - (2) 「稽古所」での勾留と治療
 - (3) 検使による吟味
 - (4) 町奉行所への引き渡し
4. 御家老中からの「別紙」

おわりに

はじめに

福井藩の藩政資料と藩主家であった松平家・藩校などに伝来した国書・漢籍からなる「松平文庫」という資料群が、福井県立図書館で保管されている¹⁾。その松平文庫の藩政資料の中に「御門前喧嘩一件」という資料がある(写真1)²⁾。まず、標題の「御」という文字から、これは藩の屋敷、または福井城、あるいは江戸城、いずれにしても福井藩、あるいは幕府を象徴する建物の「門前」での「喧嘩一件」の記録であると推測される。そして、独立した一個の記録であるという資料の存在形態から、「御門前喧嘩一件」という事件は、藩として、内容を把握・共有しておく必要があると考えられた事件の一つであると推測される。

ところが、藩の公式記録³⁾や史書⁴⁾には、その「御門前喧嘩一件」という事件に関する記述がない。そのため、この「御門前喧嘩一件」という資料が、「御門前喧嘩一件」という事件の存在を示す、そしてその内容を記す、唯一の資料になると考えられる。「御門前喧嘩一件」とは、どのような資料であるのだろうか、そして、「御門前喧嘩一件」とは、どのような事件であったのだろうか。

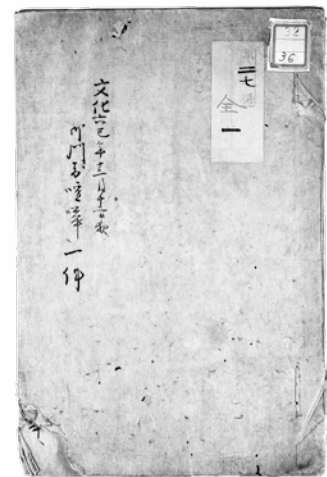


写真1
松平文庫「御門前喧嘩一件」

*福井県文書館古文書調査専門員

1. 福井藩の上屋敷と辻番所

『松平文庫目録』の解題によると、「御門前喧嘩一件」という資料は、「文化六年十二月十二日夜常盤橋邸門前辻番廻り場の内における刃傷一件記録」であるという⁵⁾。「文化六年十二月十二日」、当時の福井藩の藩主は治好で、治好は同年3月19日に参勤しており、この日も江戸にいた⁶⁾。「常盤橋邸」は、江戸城の外郭門の一つ、常盤橋門内にあった福井藩の上屋敷⁷⁾である（現在の東京駅〈東京都千代田区丸の内〉の北）。「御門前」での「喧嘩」とは、参勤中、藩主が在住中の上屋敷、その「門前」、「辻番廻り場の内」での「刃傷」であった。

上屋敷（写真2）は、北側と東側が「御堀」（江戸城の外堀〈現在の日本橋川〉）に面しており、西側の北半分が「酒井殿」（庄内藩酒井左衛門尉家上屋敷〈当時の藩主は忠器^{ただかた}〉）に接していた。残る西側の南半分と南側が通りに面しており、南側の中央からやや東寄りに「表御門」を構えていた。その「表御門」から通りに出て東に行くと、すぐに常盤橋門があり、西にしばらく行くと、江戸城の内郭門の一つ、大手門があった。この南側、「門前」の通りは、東西方向に走っており、東は上屋敷の南東の角で常盤橋門に突き当たって「御堀」沿いに南へと続き、西は上屋敷の南西の角で小倉藩小笠原家上屋敷に突き当たって南と北にわかれていた。西側の通りは、南北方向に走っており、南は小倉藩の上屋敷の南東の角で南と西にわかれ、北は「酒井殿」に突き当たって庄内藩の上屋敷沿いに西へと

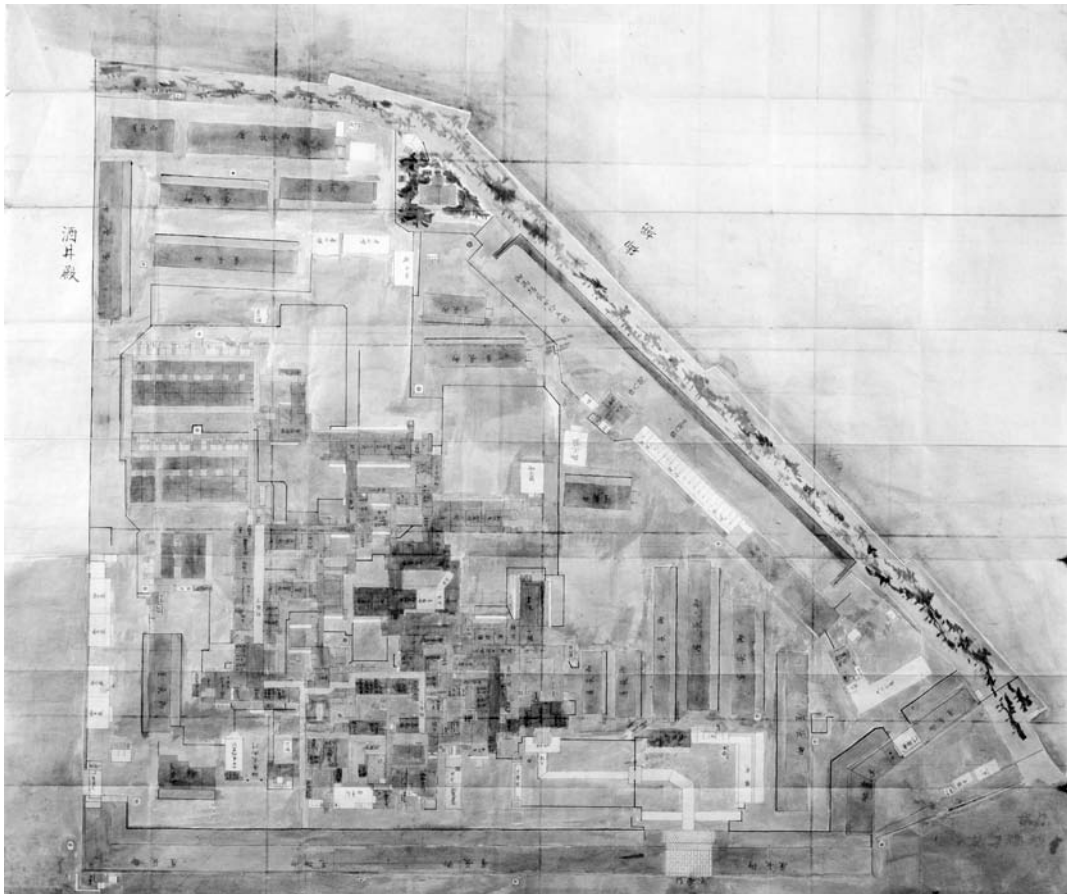


写真2 松平文庫「江戸常盤邸之図」⁸⁾

（原本は福井県立図書館保管、画像は福井市立郷土歴史博物館提供）

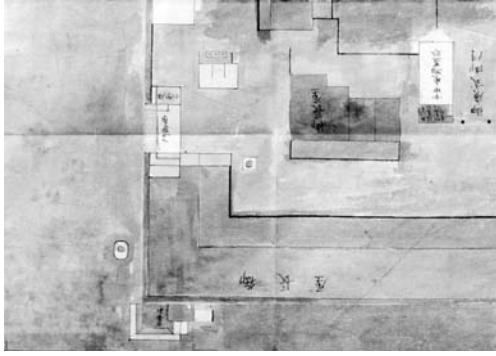


写真3 上屋敷の辻番所
(写真2の左下の一部を拡大)

続いていた。

「辻番」は、その上屋敷の南西の角、「表御門」に連なる「御長屋」の外に置かれていた(写真3)。前述の南側の通りと西側の通りが交わる辻である。そして、その「廻り場」(持ち場)であるが、これを書き表した資料は、確認できていない。ただ、前述の上屋敷の立地から、通行が可能な区域は限定されるため、屋敷の南側、および西側の南半分が、「辻番廻り場」であったと考えられる⁹⁾。

ところで、このような江戸屋敷をはじめとする武家屋敷には、「喧嘩果たし合いの場で相手を討ち果たした武士が近辺の任意の武家屋敷に駆け込んで保護を求めたとき、屋敷の主はこの者を匿い、追っ手側からする引き渡し要求を拒否するという慣行」(「近世武家屋敷駆け込慣行」)¹⁰⁾や門前での異変の処理にまつわる慣行¹¹⁾があった。前者は避難所の機能を前提とした慣行、後者は警察の機能を前提とした慣行である。つまり、武家屋敷とは、単に住居というだけでなく、その住居の機能に避難所の機能や警察の機能を併せ持つ存在であった。また、門前での異変の処理は、治安や風紀にも関わるため、武家屋敷に義務として課されていた。「御門前喧嘩一件」という事件は、まさに「門前での異変」であり、福井藩の上屋敷が、警察の機能を正常に働かせ、武家屋敷としての義務を果たせるかを問う一件であったといえる。

2. 松平文庫「御門前喧嘩一件」

松平文庫「御門前喧嘩一件」で、標題の事件は、「文化六己巳年十二月十二日夜御門前辻番廻り場之内ニ而御家人小田切伴蔵へ酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門召仕之若党吾孫子増次と申者手疵為負候節辻番之者共取押候始末」と説明されている。「御家人」に「手疵為負」た「酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門召仕之若党」を「辻番之者共」が「取押」さえたという事件であり、「喧嘩」の当事者と上屋敷の間に直接的な関係はなかった。ただ、「御門前」が「喧嘩」の現場であり、「辻番人」がその職務を全うした結果、間接的に関係が生じ、上屋敷に武家屋敷としての義務が発生したのである。そのため、この資料は、福井藩が第三者としてどう対処したか、その実例の記録ということになり、また、同様の事態が生じた場合にどう対処すべきか、その先例の記録ということになる。

文化6年12月12日夜、時刻は四つ時(午後10時)前であった。

3. 福井藩と「御門前喧嘩一件」

(1) 辻番人と「手負候者」

その時、上屋敷の門前で、「怪敷声」がしたという。場所は屋敷の外であったが、「怪敷声」は屋敷の中まで聞こえたようで、上屋敷は¹²⁾、すぐに組用人鷲松幾右衛門を向かわせ、報告や要請を待たずに動き出している。幾右衛門が外に出ると、「喧嘩之様子」で、「辻番所へ何者か兩人手負候者捕置候」という話を聞く。そこに御留守居¹³⁾ 大道寺七右衛門が駆けつけ、七右衛門も改めて話を聞いて

いる。ここで、この門前での「喧嘩」は、すぐに御家老中へと報告されたが、その原因も理由も、そして当事者の素性も判明しておらず、まだ「篤と致吟味」必要があった。

この時、上屋敷は、翌朝に治好の登城を控えていた。しかも、前述のとおり、「表御門」は屋敷の南側、「江戸城」は屋敷の西方向、「辻番所」は屋敷の南西の角という位置関係にあり、そこは登城の経路上であった。そのような状況の中、ここで、七右衛門が、まずは屋敷内へと移動させる必要があると判断し、さっそく当事者の勾留が可能な「明小屋」を手配させている。

(2)「稽古所」での勾留と治療



写真4 上屋敷の稽古所
(写真2の左上の一部を拡大)

上屋敷が手配した「明小屋」は、「西御小屋之内稽古所」であった。上屋敷の北西部分には「御長屋」が建ち並んでおり、その建物群の南東の端には三棟の「御土蔵」が建っていた(写真4)。この三棟の「御土蔵」のうち、西の一棟が、ここでいう「稽古所」である¹⁴⁾。七右衛門は、当事者同士の接触を避けるためか、「辻番所」から移動させる前に、この「稽古所」を二つに仕切らせている。

七右衛門は、こうして当事者の移動・勾留の手配を進めながら、同時に御書院番頭渋谷権左衛門¹⁵⁾を遣わして御匙医師(侍医)舟岡周伯と外科長尾松彦を呼び、当事者の治療の手配を進めていた。これは、「江戸時代の武士が常識としてわきまえておかなければならなかった慣行」であり、当事者の条件は異なるが、幕府も、門前で旗本同士の喧嘩があり、軽傷の場合は、「屋敷内に入れて傷の手当てをすること」を推奨していた¹⁶⁾。

ここまで、当事者の素性は不明なままであったが、ここで、ようやくその身元が判明している。1人は「御家人小田切伴蔵」(御本丸御膳所小間使)、もう1人は「酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門若党吾孫子増次」、そしてもう1人が「御本丸賄方本郷安五郎」である。この「御門前喧嘩一件」という事件は、「伴蔵に手負させた増次を辻番人が確保した」と説明され、「喧嘩」の直後に駆けつけた幾右衛門と七右衛門も、「何者か手負候者兩人捕置候」と聞いていた。ここまで触れられていなかったが、当事者は3人いた。

「喧嘩」と3人の関係を整理すると、はじめに伴蔵と増次との間で刃傷があり、伴蔵はこの時に負傷した。そして、つぎに増次と安五郎との間で刃傷があり、増次はこの時に負傷した。このような、3人の当事者による組み合わせを異にした2件の刃傷があり、3人のうち、2人(伴蔵・安五郎)は援助の関係で、その2人と1人(増次)が対立の関係にあった。なお、安五郎は無傷であった。

この3人を勾留することになった上屋敷は、「組之者等」を警固に付けて警戒を保ちながら、食事を出し、火鉢を置くなど、当事者の怪我だけでなく、勾留中の環境にも気を配っている。

このように上屋敷は、すぐに当事者を屋敷外の「辻番所」から屋敷内の「稽古所」へと移動させており、この時点で当事者は、すでに屋敷内の「稽古所」で勾留されていたが、「明朝御成御道筋」で

の「喧嘩」であったため、上屋敷は、ここで「早速公儀御役筋へも御達可有之」と御目付遠山左衛門尉（景晋）に御留守居人生田十左衛門¹⁷⁾を遣わしている。そうしたところ、左衛門尉から、さっそく検使等を向かわせるという返答があった。

（3）検使による吟味

翌日、13日暁六つ時（午前6時）頃、上屋敷に御徒目付横山為次郎・小田七郎、御小人目付小林新五郎・池田甚十郎、御使之者萱野弥五右衛門・中村文蔵、黒鉄之者2人の8人が到着した。この8人が、検使の一行である。

検使による吟味には、前出の七右衛門・周伯・松彦に御徒目付（福井藩）・御城使・組用人を加えた面々が立ち会っている。吟味の中心は、もちろん当事者の3人であるが、その対象には、七右衛門以下も含まれていた。検使は、当事者の吟味を済ませ、口書を取ると、続いて七右衛門・周伯・松彦、そして辻番人を呼び、「相尋」ね、口上書・口書を取っている。

この「御門前喧嘩一件」という資料には、その七右衛門・周伯・松彦・辻番人の口上書・口書が書き写されている¹⁸⁾。七右衛門以下の四者では、「御門前喧嘩一件」という事件との関わり方も関わり度合いも異なる。この口上書・口書は、その四者による証言である。

（3 - 1）大道寺七右衛門の口上書

七右衛門は、宝暦6年（1756）に中奥御小姓として召し出され、前述のとおり、この時は御留守居（江戸御聞番）を勤めていた（禄高は150石〈ほかに役料100石・御足高50石〉¹⁹⁾。

12日夜四つ時（午後10時）頃、七右衛門は、辻番人稲沢文蔵から「辻番廻り場所之内手負人有之双方捕置候」という報告を受けて屋敷の外に出た。七右衛門が見たところ、「手負人」の1人は「侍躰之者」（伴蔵）、1人は「足軽躰之者」（増次）であったという。以降は前述のとおりで、そこは「今十三日品川筋御成御道筋」であったため、屋敷内に引き取ってから、周伯・松彦を呼んで治療にあたらせ、身元と相互の関係を確認した。なお、ここで七右衛門は、「辻番所へ引取療養相加へ可申処」、「御成御道筋」であったので、屋敷内に引き取ったとしている。この七右衛門の対処から、福井藩の上屋敷では、「御門前」で「喧嘩」があった場合、辻番所を基本に勾留・治療を想定していたと考えられる。

（3 - 2）舟岡周伯の口上書

周伯は、明和6年（1769）に家督を相続して表御医師を勤め、その後、奥医、御匙医を経て、前述のとおり、この時は御部屋御匙医を勤めていた（禄高は200石〈ほかに御足高5人扶持〉²⁰⁾。

12日夜四つ時頃、周伯は、「七右衛門方」（御書院番頭渋谷権左衛門）から「手負候者兩人有之候」という話を聞いてその「手負候者兩人」の元へと向かった。「手負」であったため、周伯は、松彦が傷を縫うなどして外科的治療を施した後で、薬を飲ませて内科的治療を施し、「本道」（内科）としての処置を終えている。周伯の所見では、「変疵」には注意が必要であるが、「疵所茂浅ク候間命ニ障候程之義者有御座間敷候」という。

（3 - 3）長尾松彦の口上書

松彦は、奥御外科長尾順庵の子で、この時はまだ家督を相続していなかったが、七右衛門と周伯か

らは「外科」と呼ばれている（これから20年後の文政12年〈1829〉に家督を相続して表御外科を勤めた〈禄高は20人扶持²¹⁾〉）。

12日夜四つ時頃、松彦も、「七右衛門方」（権左衛門）から話を聞いて「手負候者兩人」の元へと向かった。これは、本来、順庵の役目であり、権左衛門も順庵を呼んでいたのだが、「順庵不快ニ付」、こうして松彦が治療にあたることになった。松彦は、傷口を縫い、膏薬を塗って折布を巻き、外科としての処置を終えている。松彦の所見でも、やはり、「変疵」には注意が必要であるが、「疵所浅ク候間命ニ障候程之義も有御座間敷候」という。

なお、この「外科」松彦の口上書には、「手負候者兩人」の怪我の状態が詳しく書き記されている。それによると、1人は、左眉に長さ3寸（約9cm）・深さ5分（約1.5cm）ほどの切傷、もう1人は、左眉の上に長さ3寸・深さ6分（約1.8cm）ほど、左膝の下に長さ2寸（約6cm）・深さ3分（約0.9cm）、右膝の下に長さ2寸2分（約6.6cm）・深さ5分ばかりの切傷であったという（ただし、それぞれ伴蔵と増次のどちらの怪我であるかは不明）。このように伴蔵が軽傷であったこと、そして夜という点、また安五郎が付近にいたという点には注意が必要であるが、増次が止めを刺さずにそのまま立ち去ろうとしていることから、意趣や遺恨を晴らすための「喧嘩」ではなく、何らかの原因による偶発的な「喧嘩」であったと推測される。

（3 - 4）辻番人の口書

上屋敷の辻番人は、御留守居付の一組21人で、辻番所に「昼夜詰切警固」した²²⁾。この夜の当番は、稲沢文蔵・河村直次・河村林左衛門・小川弥右衛門・松村文四郎・才川安兵衛の6人で、そのうち、文蔵・直次・林左衛門・弥右衛門の4人が、「出合候者」であったという²³⁾。

12日夜四つ時頃、辻番人は、辻番所の脇で「理不尽者ニ出合疵受候者」から声をかけられてその「疵受候者」の元へと向かった。すると、そこには負傷した「侍躰之者」（伴蔵）と1人「常盤橋御門の方へ逃行候者」（増次）がいた。辻番人は、その「逃行候者」を追い駆けて取り押さえたのだが、そこに先の「疵受候者」の「同伴と相見へ候仁」（安五郎）が現れ、辻番人の目の前で「取押候者」（増次）に切りかかった。そのため、ここで「双方共」を捕らえ、そして、七右衛門へと報告した。

このように、上屋敷の中では、辻番人が、もっとも早い段階で当事者に接触しており、2件目の刃傷も目撃していたが、その辻番人でも、「何故右躰之及始末候哉曾而不奉存」という。

（3 - 5）石原蔵右衛門名代の書付

御徒目付（幕府）は、七右衛門・周伯・松彦・辻番人の口上書・口書を取った後、続いて増次の主人石原蔵右衛門を呼び出した²⁴⁾。庄内藩からは、「内蔵右衛門病氣ニ付」、名代が遣わされている。御徒目付は、名代からも「口書」を取っており、この「御門前喧嘩一件」という資料には、その名代の口書（「以書付申上候」）も「為念」に書き留められている。

名代によると、伴蔵を手負わせて辻番人に取り押さえられたというその当事者は、「石原内蔵右衛門若党安孫子益次」に相違ないが、「昨十二日屋敷逐電仕候者」であるため、蔵右衛門としては「構無」という。こうして、庄内藩が「増次」との関係も「喧嘩」との関係も否定したため、「増次」と「喧嘩」の裁許は、すべて幕府に委ねられることになった。

以上が、検使による吟味である。ちなみに、上屋敷では、吟味が済んだところで、御小人目付・御

使之者・黒楯に賄いを出している²⁵⁾。検使の一行は、これで役目を終え、上屋敷から引き上げたが、当事者は、まだ上屋敷の手を離れていなかった。あとは引き渡しである。

(4) 町奉行所への引き渡し

14日夜八つ時（午前2時）前、辻番所に御小人目付小野沢十三郎・黒楯露田孫兵衛の2人が到着した。十三郎は幕府の使いで、御留守居中に会いたいという。

これには、御聞番本役加藤与五右衛門²⁶⁾が対応にあたっている。与五右衛門は、十三郎から「御本丸御当番御目付安藤弾正少弼殿御差図ニ而右之三人之者共小田切土佐守殿へ御引渡申候」という話を聞くと、十三郎に請書を渡し、すぐに御徒目付と組用人を「御屋形」に呼んで町奉行への直書の案文の作成にとりかかった。そして、御右筆部屋で直書ができあがると、御城使岡本顕蔵が直書を携行、御徒目付伴五郎左衛門²⁷⁾・組用人鷲松幾右衛門・御役組2人・御先筒3人が路次を警固という約10人体制²⁸⁾の行列を組み、当事者の引き渡しの準備を整えた。

なお、上屋敷では、前述の検使の一行が引き上げる際に、御徒目付（幕府）から「夫々御達相済候ハ、町御役所へ御引渡ニ可相成義ニも候間其心得致置候」という話を「内々」に聞いていたため、検使が引き上げてから使いが来るまでの間にも、御奉行と相談して「病人駕籠三挺」と「人足」を手配するなど、すでに引き渡しの下準備を進めていた。

同日七半時（午前5時）、引き渡しの行列は、当事者を「病人駕籠」に乗せ、蛇ノ目提灯を持ち、「東御門」から出発した。目的地は、江戸城の外郭門の一つ、呉服橋門内にあった北町奉行所である（常盤橋門から南に一つ目の門が呉服橋門で、上屋敷を「東御門」から出て「御堀」沿いに南下し、道三堀にかかる鉄瓶橋を渡り、呉服橋門の前を通過して再び「御堀」沿いに南下したところが北町奉行所）。この時の経路は未詳であるが、行列は、無事に北町奉行所へと到着している。そして、伴蔵・安五郎を縁の上、増次を縁の下に降ろすと、顕蔵は与力に直書を手渡し、さらに「三人共ニ直ニ揚り屋遣候」と念押しし、引き渡しを済ませた。

同日六時（午前6時）過ぎ、御徒目付五郎左衛門と組用人幾右衛門は、滞りなく引き渡しを済ませたことを御家老中へと報告し、上屋敷は「御門前」での「喧嘩」による不時の役目を終えた。

4. 御家老中からの「別紙」

それから八日後の22日、村田十太夫²⁹⁾から七右衛門に「別紙之通可被取計候」という申し渡しがあつた。その「別紙」とは、「辻番組之者共」（19人）への褒美であつた（表1）。

この「御門前喧嘩一件」という事件は、辻番人が増次を「取押」さえていたかどうかで、その後の展開も異なるため、上屋敷にとっては、何よりもまず、この辻番人の「働」が重要であつた。もし「取押」さえていなければ、「辻」の「番」という公の職務を全うできなかったということになり、また幕府の吟味や裁許に支障をきたすことにもなるため、その如何によっては上屋敷の、そして福井藩の体面に関わる可能性があつた。また、その時点では、当事者の素性も不明であつたため、「取押」さえその仕方には注意が必要であり、さらに「取押」さえた後の扱いにも慎重さが求められた。辻番人は、上屋敷、そして福井藩にも関わる職務を全うしたのであつた。

表1 「辻番組之者共」への褒美

拝領者	理由	褒美	備考
大道寺七右衛門組 小川弥右衛門	早速罷出捕押候始末無類之働ニ付	荒子株	出合候者
同人組 稲沢文蔵	引続相働始末参届候ニ付	銀60匁ツ、	出合候者
同人組 河村林左衛門			
同人組 河村直次	取計参届候趣ニ付	御酒代15匁ツ、	出合候者
同人組 齊(才)川安兵衛			
同人組 松村文四郎			
同人組 小頭共13人			
	非番ニ候へ共早速招集取計方令相聞候ニ付	御酒代銀30匁	

(松平文庫「御門前喧嘩一件」より作成)

さらにその翌日、23日、村田十太夫から御徒目付・御城使以下に「御内為御用御家老中へ申達候上請取申者也」という申し渡しがあった。その「請取申者」とは、御徒目付以下(77人)への「御酒代」であった(表2)。

前述のとおり、御徒目付伴五郎左衛門は14日の上屋敷から北町奉行所までの移送、御城使岡本顕蔵は14日の北町奉行所までの直書の携行と北町奉行所での引き渡しの手続き、そして村田十太夫組用人鷺松幾右衛門は12日の門前の確認と14日の上屋敷から北町奉行所までの移送という役割を果たしており、その具体的な内容が確認できる。しかし、この「御門前喧嘩一件」という事件には、それ以外にも御留守居物書から小遣之者まで、御留守居、御匙医師、外科なども合わせると、少なくとも100人以上が関わっており、それぞれが役割を果たすことで、上屋敷は武家屋敷としての義務を遂げることができたのであった。

表2 御徒目付以下への褒美

拝領者	理由	褒美	備考
御徒目付 伴五郎左衛門	甚致心配其上町役所へ御引渡相成候節罷使候ニ付	金100疋	
御徒目付 高嶋彦左衛門	何茂致心配候ニ付	金1分2朱	1人2朱ずつ
御徒目付 市村惣右衛門			
御徒目付 金田弥左衛門			
御城使 山崎兵助	詰切致心配候ニ付	金2分	1人100疋ずつ
御城使 岡本顕蔵			
御留守居物書 2人	右同	銀20匁	1人10匁ずつ
御納戸下代勤 城崎孫助	右同	銀3匁	
村田十太夫組用人 鷺松幾右衛門	廻り場引渡之節も検使ニ付	銀15匁	
御目付 13人	何茂為廻り場并番等致候ニ付	銀30匁	
同組 2人	町御役所へ為警固検使候ニ付	銀4匁	
御先筒組 18人	張番為致候ニ付	銀18匁	
中判 1人	(記載なし)	銀2匁	
立合組 3人	(記載なし)	銀6匁	
大工 1人	(記載なし)	銀9匁	
御舟遣 8人			
御掃除之者小頭 6人	(記載なし)	銀12匁	
防之者小頭 4人	(記載なし)	銀8匁	
新中間 7人	(記載なし)	銀21匁	1人3匁ずつ
辻番組小遣之者 4人	(記載なし)	銀5匁	

(松平文庫「御門前喧嘩一件」より作成)

おわりに

翌年、文化7年（1810）4月6日、御留守居下役が北町奉行所に呼び出された。これには、引き渡し役を務めた御城使岡本顕蔵が対応にあたり、北町奉行所から「御書付」を受け取ってきている。

その「御書付」によると、その日、増次は「酒ニ狂酔^(カ)」した状態で、常盤橋御門に向かって歩いていた。そして、「行逢」った伴蔵が「突当候と心得」、刀を抜いて「理不尽」に切りかかった。伴蔵は、たまたま通りかかっただけで、「喧嘩」とはいうものの、その場で悪口雑言や口論があったわけでもなく、かねてからの意趣や遺恨があつてわけでもない、酒狂による乱心が原因の「刃傷」であった。この「喧嘩」を引き起こした増次には、「不法之義不届」により「軽追放」が申し渡されたという。いっぽう、不意の暴力によって負傷した伴蔵、そして暴力を鎮圧しようとして「喧嘩」に加わることになった安五郎は、「右侍之筋も無之^(増次)」により、ともに「無構」であった。

この「御門前喧嘩一件」という事件は、こうして終わっている。「軽追放」「無構」は、老中青山下野守（忠裕）の「御差図」であった。

注

- 1) 『松平文庫目録』（福井県立図書館、1968年）。藩政資料については、後年、新たに『松平文庫 福井藩史料目録』（福井県立図書館、1989年）が刊行されている。
- 2) 分類番号821(M32-36)。堅帳（全1冊、全15丁、仮綴）で、外題（「文化六巳年十二月十二日夜御門前喧嘩一件」）は表紙の左上に直書き、奥書・蔵書印はなし。
- 3) 松平文庫「御家譜 巻百四十三 治好公十五」（文化5年〈1808〉～同6年）（分類番号116〈仮35〉-143）、同「越前世譜 治好様御代（143）」（文化5年〈1808〉～同6年）（分類番号117〈仮32〉-144）。
- 4) 『片鞆記・続片鞆記 上』（福井県郷土誌懇談会、1955年）。
- 5) 前掲注1『松平文庫目録』161頁。
- 6) 3月19日福井発・4月3日江戸着（交代は翌年、文化7年5月15日江戸発・6月1日福井着）（印牧信明「福井藩の参勤交代に関する基礎的考察」〈『奈良史学』29号、奈良大学史学会、2011年。初出は福井市立郷土歴史博物館平成20年秋季特別展『福井藩と江戸』解説図録、福井市立郷土歴史博物館、2008年）。
- 7) 正徳3年（1713）3月晦日に拝領し（当時の藩主は治好の5代前の吉邦）、明治4年（1871）8月19日に上地となるまで（当時の藩主は治好の4代後の茂昭）、約160年にわたって使用していた。
- 8) 分類番号1414(仮498)。原本は「表御門などの門と土蔵、厩」は白色、「長屋」は緑色、「御殿群」は緑と黄色（緑は畳敷、黄色は板敷や廊下、縁）で彩色が施されている（吉田純一〈平井聖監修〉『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』〈至文堂、1997年〉281頁）。なお、『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』33頁、『福井藩と江戸』（福井市立郷土歴史博物館、2008年）24頁にカラー図版が掲載されている。
- 9) 辻番所は、その負担者により「幕府」「町」「大名・旗本」の3つに区分され、このうち、「大名・旗本」は、さらにその負担の形態により「一手持辻番」（単独）「組合辻番」（共同）の2つに区分される。そして、その職務は、「留置」と廻り場の管理（病人・酒酔人の保護、捨子・迷子の介抱・養育・貫人の人選、死体処理、捨物の処理、事故処理、馬の保護）で、「自警組織」というより「公儀の番」として評価しうる。役、であった（岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房、2004年）。この「御門前喧嘩一件」では、福井藩から幕府に当事者が引き渡されているため、上屋敷の南西の角の辻番所は、福井藩の「一手持辻番」であったと考えられる。
- 10) 笠谷和比古「武士道概念の史的展開」（『日本研究』第35集、国際日本文化研究センター、2007年）253～254頁。「近世武家屋敷駈込慣行」については、同「近世武家屋敷駈込慣行」（『史料館研究紀要』第12号、国立史料館、1980年。のち『近世武家社会の政治構造』〈吉川弘文館、1993年〉に再録〈短縮版〉）参照。なお、この「武家屋敷駈込慣行」について、谷口眞子氏は、「武士・武家奉公人のみならず、百姓や職人などにも見られ」（『武士道

- 考-喧嘩・敵討・無礼討ち-」〈角川学芸出版、2007年〉76頁)、『駆け込む』という行為自体は、身分を問わず行われて(同96頁)おり、「武士の自立性を示す武士道にのっとった行為というよりは、すぐれて法圏の問題であった」とされる(同98頁、267頁)。
- 11) 山本博文「〈考証 真実の江戸時代像に迫る〉門前での喧嘩、あるいは行き倒れがあった時」(『歴史と旅』2000年10月号〈第27巻13号〉、秋田書店、2000年)。
 - 12) 「御門前喧嘩一件」という資料は、作成者が未詳で、さらに主語が省略されている部分があるため、動作の主体が不明確な場合は「上屋敷」とした。
 - 13) 「御留守居」(江戸藩邸定詰、幕府や諸藩との交際役)は、寛政元年(1789)3月に「江戸御聞番」と改称されていたが(松平文庫「福井藩役々勤務雑誌」〈大正4年〔1915〕〉〈分類番号693〔M43-1〕〉)、この「御門前喧嘩一件」という資料では、旧称の「御留守居」、または「屋敷役人」と表記されている。なお、「福井藩役々勤務雑誌」は、事典形式に編纂された上で、舟沢茂樹校訂『福井藩士事典』(歴史図書社、1977年)として刊行されている。
 - 14) 松平文庫「江戸常盤邸之図」(写真4)では、「御土蔵」と表記されているが、同「江戸常盤橋靈岸嶋御屋敷図江戸常盤橋御屋敷図」(分類番号1407〈仮632〉-1)や同「江戸常盤橋邸外圍ノ図」(分類番号1415〈M74-54〉)では、この「御門前喧嘩一件」という資料での呼称のとおり、「稽古所」と表記されている。
 - 15) 渋谷権左衛門は、寛政2年(1790)3月12日に家督を相続して寄合引渡席を勤め、御用人見習、御用人(御奏者兼)を経て、この時は御書院番頭を勤めていた(禄高は600石)(『福井藩士履歴 3 け~そ』〈福井県文書館資料叢書11、福井県文書館、2015年〉157頁)。
 - 16) 前掲注11「門前での喧嘩、あるいは行き倒れがあった時」151頁。
 - 17) 生田十左衛門は、寛政4年(1892)に家督を相続して大番を勤め、この時は大御番三番筆頭役を勤めていた(禄高は150石)(『福井藩士履歴 1 あ~え』〈福井県文書館資料叢書9、福井県文書館、2013年〉172頁)。
 - 18) 当事者の口書については、「手負人口書之義ハ彼役方之者取帰候」とあり、書き写されていない。
 - 19) 『福井藩士履歴 4 た~ね』(福井県文書館資料叢書12、福井県文書館、2016年)12頁。
 - 20) 『福井藩士履歴 5 の~ま』(福井県文書館資料叢書13、福井県文書館、2017年)166頁。
 - 21) 前掲注19『福井藩士履歴 4 た~ね』263頁。
 - 22) 前掲注13「福井藩役々勤務雑誌」(『福井藩士事典』56頁)。
 - 23) このように名前は判明しているものの、その出自や経歴などは未詳である。
 - 24) 福井藩の上屋敷の西隣にあった庄内藩の上屋敷か(写真2)。
 - 25) 御徒目付にも出そうとしたが、「何方ニ而も御役前ニ而食事等不致」と断られたという。
 - 26) 加藤与五右衛門(八郎左衛門)は、寛政6年(1894)に家督を相続して大番を勤め、御徒頭末之番外(御時宜兼)、御聞番見習を経て、この時は御聞番本役を勤めていた(禄高は100石〈ほかに役料50石〉)。なお、翌年、文化7年2月3日には、大道寺七右衛門が隠居したため、「是迄七右衛門江御預被置候組」を引き継いでいる(前掲注15『福井藩士履歴 3 け~そ』177頁)。
 - 27) 伴五郎左衛門は、文化7年(1810)4月3日に取り立てられて御留守番を勤め、大御番、御留守番、用水奉行を経て、この時は御代官を勤めていた(禄高は18石3人扶持)(前掲注20『福井藩士履歴 5 の~ま』112頁)。
 - 28) 「御先筒三人都合」で途切れているため、正確な人数は未詳である。
 - 29) 村田十太夫は、天明8年(1788)に家督を相続して大番を勤め、奥御納戸御書院番、御腰物数寄方奉行(御部屋附兼帯)、御部屋附御近習番、郡奉行を経て、この時は御目付を勤めていた(禄高は150石〈ほかに役料100石〉)(『福井藩士履歴 6 み~わ』〈福井県文書館資料叢書14、福井県文書館、2018年〉76~77頁)。

福井県文書館研究紀要 第15号

平成30年 3月23日 発行

編集発行 福井県文書館
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
Tel. 0776(33)8890

印刷 創文堂印刷株式会社
〒918-8231
福井県福井市問屋町 1-7
Tel. 0776(22)1313

BULLETIN OF FUKUI PREFECTURAL ARCHIVES

No. 15
March 2018

CONTENTS

Transcript of Lecture:

Sanada Nobushige, Ōtani Yoshitsugu and Echizen Matsudaira family
KURODA Motoki 1

Articles:

Prisoners of War (POW) and the POW Camps in Fukui Prefecture
(Tsuruga, Takefu, Ōno-Rokuroshi)
KIMURA Ryo 15

Notes and Suggestions:

Teahouses and Restaurants on Mt. Asuwa in the Fukui City
from the Late Modern Era to the Meiji Period
– “Seirantei”, “Gogakurō” and others –
YANAGISAWA Fumiko 43

Check of the Historical Materials Present in the Fukui Prefectural Archives

– Results of the Check in the Fiscal Year 2017 –
MIYOSHI Kota 55

Information, Data and Materials:

Fukui Clan and “A Clash in front of the Gate (of the Clan Palace *Kamiyashiki* in Edo)”
HORII Masahiro 71

Fukui Prefectural Archives
Fukui, Japan

